



平成16年第2回定例会
上富良野町議会会議録



開会 平成16年6月21日
閉会 平成16年6月22日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (6 月 2 1 日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	1
開会宣告・開議宣告	2
諸 般 の 報 告	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
日程第 2 会期決定の件	2
日程第 3 行政報告	2
日程第 4 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	5
日程第 5 報告第 2 号 平成 1 5 年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件	5
日程第 6 報告第 3 号 法人の経営状況報告の件	6
日程第 7 報告第 4 号 専決処分報告の件 (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)	1 2
日程第 8 町の一般行政について質問	1 3
1 3 番 村 上 和 子 君	1 3
1 行政改革について	
2 防災行政について	
3 教育行政について	
7 番 岩 田 浩 志 君	2 1
1 「新行財政改革基本方針」の取り組みについて	
2 町民農園の充実を	
9 番 米 沢 義 英 君	2 5
1 環境行政について	
2 福祉行政について	
3 学校の整備について	
4 子育て支援について	
1 1 番 中 村 有 秀 君	3 2
1 J R 上富良野駅周辺の自転車駐車場管理について	
2 上富良野町公民館の改修について	
3 公共的建物・公園等での器物損傷行為について	
散 会 宣 告	4 0

目 次

第 2 号 (6月22日)

議 事 日 程	4 3
出 席 議 員	4 3
欠 席 議 員	4 3
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	4 3
議会事務局出席職員	4 3
開 議 宣 告	4 4
諸 般 の 報 告	4 4
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	4 4
日程第 2 議案第 1 号 平成 1 6 年度上富良野町一般会計補正予算 (第 1 号)	4 4
日程第 3 議案第 2 号 平成 1 6 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	4 6
日程第 4 議案第 3 号 平成 1 6 年度上富良野町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号) ...	4 7
日程第 5 議案第 4 号 平成 1 6 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) ...	4 7
日程第 6 議案第 5 号 平成 1 6 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	4 8
日程第 7 議案第 6 号 平成 1 6 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	4 9
日程第 8 議案第 7 号 平成 1 6 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第 1 号)	5 0
日程第 9 議案第 8 号 上富良野町保健福祉総合センター条例	5 2
日程第 1 0 議案第 9 号 上富良野町子ほめ基金条例	5 4
日程第 1 1 議案第 1 0 号 上富良野町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	5 5
日程第 1 2 議案第 1 1 号 上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	5 5
日程第 1 3 議案第 1 2 号 上富良野町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	5 5
日程第 1 4 議案第 1 3 号 財産取得の件 (町道維持管理車 (グレーダー))	5 9
日程第 1 5 発議案第 1 号 議員派遣の件	6 0
日程第 1 6 発議案第 2 号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見の件	6 1
日程第 1 7 発議案第 3 号 上富良野町の合併についての意思を問う住民投票条例	6 1
日程第 1 8 閉会中の継続調査申出の件	6 7
閉 会 宣 告	6 8

第 2 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)	6月22日	原 案 可 決
2	平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	6月22日	原 案 可 決
3	平成16年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第1号)	6月22日	原 案 可 決
4	平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)	6月22日	原 案 可 決
5	平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	6月22日	原 案 可 決
6	平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	6月22日	原 案 可 決
7	平成16年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計補正予算(第1号)	6月22日	原 案 可 決
8	上富良野町保健福祉総合センター条例	6月22日	原 案 可 決
9	上富良野町子ほめ基金条例	6月22日	原 案 可 決
10	上富良野町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	6月22日	原 案 可 決
11	上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	6月22日	原 案 可 決
12	上富良野町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	6月22日	原 案 可 決
13	財産取得の件(町道維持管理車(グレーダー))	6月22日	原 案 可 決
	行 政 報 告	6月21日	
	町の一般行政について質問	6月21日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	6月21日	報 告
2	平成15年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件	6月21日	報 告
3	法人の経営状況報告の件	6月21日	報 告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
4	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	6月21日	報 告
	発 議		
1	議員派遣の件	6月22日	原 案 可 決
2	地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見の件	6月22日	原 案 可 決
3	上富良野町の合併についての意思を問う住民投票条例	6月22日	否 決
	閉会中の継続調査申出の件	6月22日	原 案 可 決

平成16年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成16年6月21日（月曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 6月21日～22日 2日間
- 第 3 行政報告 町長 尾岸孝雄君
- 第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口勤君
- 第 5 報告第 2号 平成15年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 6 報告第 3号 法人の経営状況報告の件
- 第 7 報告第 4号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
- 第 8 町の一般行政について質問

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
教育長	高橋英勝君	代表監査委員	高口勤君
農業委員会会長	小松博君	教育委員会委員長	久保儀之君
総務課長	越智章夫君	企画財政課長	田浦孝道君
		産業振興課長	
行政改革推進事務局長	米田末範君		小澤誠一君
		農業委員会事務局長	
税務課長	高木香代子君	保健福祉課長	佐藤憲治君
町民生活課長	尾崎茂雄君	建設水道課長	田中博君
教育振興課長	中澤良隆君	ラベンダー・ハイツ所長	早川俊博君
町立病院事務長	垣脇和幸君	保健福祉課福祉対策班主幹	前田満君

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	中田繁利君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 18名)

開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成16年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、6月18日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、5月27日、6月17日に議会運営委員会を開き、会期、日程等を協議いたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし第13号までの13件、報告第2号ないし第4号の3件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし第3号の3件であります。

監査委員から監査・例月現金出納検査の結果報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、建設工事発注状況一覧表をお配りいたしましたので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

5月27日までに受理いたしました陳情、要望の件数は、11件であります。その趣旨は、さきにお配りしたとおりであり、議会審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外3名の議員から一般質問の通告があり、その要旨は、本日お手元にお配りしたとおりであります。あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告しております。なお、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の

出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

10番 仲島康行君

11番 中村有秀君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの2日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月22日までの2日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(中川一男君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長より報告がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る3月定例会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、行政組織機構改革の執行についてであります。昨年12月の定例会において、今日の変革期に適應した効率的な行政運営を目指し、16課65係体制から12課26班体制に再編・統合することで、組織機構改革関係条例の議決を賜り、その後、住民周知を図り、4月1日付をもちまして、新しい組織体制による人事の配置発令を行ったところであります。

また、この機会に住民の方々により直結する窓口を持つ建設水道課を1階に配置いたしまして、産業

振興課を2階への配置といたしたところであり
ます。新しい行政組織が町民の負託にこたえるサー
ビス機関としての役割を十分に機能していくよう努め
てまいる所存であります。

次に、上富良野町情報公開条例第33条及び上富
良野町個人情報保護条例第46条に基づく平成16
年度における運用状況についてであります。情報
公開制度及び個人情報保護制度に伴う請求はありま
せんでした。

また、電子自治体の推進と情報の共有化に向けた
取り組みとして、平成15年度に整備を行った行政
イントラネットの具体的な活用を図るため、町民と行
政の双方向の情報共有を進めるホームページ窓口と
して、上富良野交流広場を開設し、できるだけ早期
の供用を目指してテスト運用を始めました。

次に、町民参加による夢、未来を語ろうまちづく
りトークを、6月9日セントラルプラザ、11日社
会教育総合センターの2日間開催いたしましたところ
であります。

開催テーマは「将来を語ろう、行財政改革とまち
づくり」と題し、今後の町の財政推移及び新行財政
改革基本方針について、2日間、延べ24名の御出
席を賜り、意見を交換いただいたところであり
ます。

まちづくりトークの内容については、町広報誌7
月号で、広く町民の皆様にお知らせする予定であり
ます。

次に、平成13年度から15年度までの3カ年を
計画期間とした行財政改革実施計画に基づく実績に
ついては、その効果額が3億5,900万円となっ
たところであり、目標に定めた3億2,000万円
を達成いたしましたところであります。

この3年間においては、情報2条例の施行を受け
て、IT基盤整備を含め、情報の共有化に向けた新
しい行政需要にこたえるための改革を初め、人件費
の抑制措置、新組織機構改革、西保育所の公設民営
化、各種事業の見直しなど、着実に改革実現に取り
組んできたところであります。

また、前計画の平成10年度から12年度の3年
間と合わせ、この6年間において、人件費の削減や
経常経費の縮減を初め、行政内部における取り組み
を中心としながら、ごみの有料化など、住民負担の
御協力をも得て、7億1,000万円の効果を上げ
ることができました。

この取り組み内容につきましては、住民の直接の
御負担や御協力をいただいた効果額が1億4,900
万円で全体の21%、行政内部の取り組み効果額
が5億6,000万円で全体の79%となつたところ
であります。

なお、行財政改革実施計画効果一覧表などにつ
きましては、さきの議員協議会にお配りしております
ので、御参考にしていただきたいと思います。

また、平成16年度以降の行財政改革に向けた基
本方針の策定については、本年3月に素案を公表
し、町民皆様から御意見をいただき、いわゆるパブ
リックコメントを実施しながら策定をいたしたところ
であります。

議員各位へは、同方針を既にお配りいたしたところ
であります。今後、ますます厳しさが予想され
る行財政環境にあつて、自立に向け、聖域なき改革
に取り組んでいくため、その基本的な考え方をまと
めたところであります。

なお、この基本方針に沿って、具体的な実施計画
を本年度上期のうちに、町民の参加をいただき策定
いたしたいと考えております。

次に、平成15年第4回定例議会の行政報告で報
告いたしました美瑛町、上富良野町行財政研究会に
ついては、第27次地方制度調査会の最終答申で、
小規模自治体としては、おおむね人口1万人未満と
示され、基礎自治体としての人口要件を満たすこと
から、今後、両町が基礎自治体として自立の道を模
索していくため、行財政運営の実態を交換し、双方
における今後の取り組みの参考にしていくことを目
的として研究を進めてまいりました。先般、研究成
果として報告書が提出されたところであります。

なお、議員各位へは、さきに報告書を配付させ
ていただきましたが、町のホームページを通じて、町
民の皆様にも公開したところであります。

次に、5月25日に東京で開催された地方財政危
機突破総決起大会に参加してまいりましたので、報
告いたします。

平成16年度を初年度として取り進められた国の
三位一体改革は、全国の多くの自治体運営に危機的
な影響を受けたところから、地方6団体の主催によ
り開催されたのでありますが、この中では、特に平
成17年度以降の三位一体改革については、地方の
権限と責任に応じた本格的な税源の委譲を進め、地
方の声を十分に反映した改革の全体像を早急に示す
べきであるとした内容などで、緊急決議を採択した
ところであります。

次に、自衛隊関係であります。イラク復興支援
特別措置法に基づき、上富良野駐屯地から派遣され
ました24名の隊員のうち、5月24日、27日、
31日の3回に分けて、延べ22名の隊員が任務を
見事に完遂し、帰国されました。

また、6月13日に上富良野駐屯地創立49周年
記念式典が行われ、多くの町民の皆様とともに出席
いたしました。

次に、基地協議会要望関係では、5月31日に63市町村で構成する北海道基地協議会総会が留萌市で開催され、出席してまいりました。

また、上富良野基地協議会の周辺整備の要望運動を行い、新規5事業、継続10事業について、上富良野駐屯地、札幌防衛施設局、防衛庁、防衛施設庁に、構成関係団体長の同行のもと要望を行いました。

また、6月14日、15日には、平成17年度防衛庁所管事業計画案についての防衛施設庁における事業ヒアリングに臨み、事案の採択を受けるべく要望行動を行ってまいりました。

その他の要望につきましては、旭川土木現業所富良野出張所所長の来庁に合わせて、トラシエホロカンベツ川、デボツナイ川の両期成会とともに、道路・河川の事案について要望を行ったところであります。

今後における国及び北海道への要望活動につきましては、開発局や土現など、それぞれの翌年度の予算策定期期を見きわめながら、適宜行ってまいりたいと考えております。

次に、会計検査院による実地検査について申し上げます。

まず、防衛庁所管の事業については、5月19日に会計検査院から副長と調査官の2名が来庁して、後追い調査を含め実施されました。

また、農林関係の事案については、6月9日に調査官1名により実施されたところでありますが、それぞれ特に問題もなく終了いたしましたところでございます。

次に、昭和58年当時、町の要請を受けて土地開発公社において造成、分譲した駅東地区工業団地については、現在まで当社が管理・指導に当たっていたところでありましたが、先般、土地開発公社からの文書によりまして、以後の業務を町において引き継ぎを受けたところでございます。

今後は、町といたしまして、都市計画法に基づき用途指定された準工業地域としてふさわしい土地利用がなされるよう努めてまいります。

次に、交通安全についてであります。本年4月18日、深山峠において、幼児を含む3名が死亡し、3名が重傷を負う痛ましい事故が発生いたしました。日ごろより交通事故の抑止に努めており、まことに残念であります。

このようなことから、防災無線による啓発など、さらには交通安全関係者によります事故現場においての旗の波を実施し、通行車両に注意を呼びかけたところであります。

また、4月26日には、公民館大ホールにおきま

して、町民交通安全総決起集会を開催し、交通事故のない安全な社会の実現に向け、地域ぐるみで取り組むよう思いを新たに宣言したところでございます。

既に本格的な行楽時期を迎えており、交通量も増加することから、さらなる安全運転の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、児童福祉関係であります。地域の子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導や、子育てサークルへの活動支援などの体制を構築するため、本年4月に、組織機構改革において、子育て支援策の推進に取り組む組織専門部署として、子育て支援班、事業実施機関として、中央保育所内に子育て支援センターを設置いたしました。

新体制による子育て支援事業の内容につきましては、在宅で育児している家庭のゼロ歳から1歳児までの親子を対象によちよちサロンを、2歳以上未就学児の親子を対象にした遊びの広場を5月に開設し、週3回開催の集いに、それぞれ多くの親子の参加をいただいているところであります。

次に、保育所関係であります。町立西保育所運営の指定管理者として決定しておりました学校法人専誠寺学園と、運営条件等に関し協議を重ね、3月31日に協議書を取り交わしの上、引き継ぎを行い、4月1日より指定管理者制度に基づく当法人の西保育所運営がスタートしたところであります。現在まで、運営状況は順調に推移しております。

次に、農業関係であります。

今年の融雪期は、平年に比べ平坦地で6日、山間地で1日早くなっておりますが、5月に入ってから降雨の日が多く、耕起作業、は種作業はおくれぎみで、水稲においては2日おくれで移植を終了しております。畑作物においては、ビート、馬鈴薯、豆類、タマネギなどは、平年に比べ5日から10日のおくれで定植を終えております。5月は降雨の日が多く、は種作業におくれが生じ、心配しておりましたが、6月に入ってから好天が続き、生育のおくれを取り戻していると聞き及んでおりますが、このまま順調に天候が推移し、出来秋を迎えることを願っているところであります。

次に、構造改革特区計画申請についてであります。幼稚園の早期入園特別区域計画につきましては、5月に内閣官房に申請を行い、今月15日に認定の内示をいただきました。この特区により、保護者の選択肢も広がり、今まで3歳になった日から入園していた幼児が、来年度からは、年度の初めから同じ学年の子供たちと幼稚園に通えるようになり、町内の幼児教育の充実が一層図られるものと期待をいたしているところであります。

最後に、建設工事の発注状況であります。本年度入札執行した建設工事は、6月10日現在で、総務課で入札執行した建設工事は7件で、事業費総額では、3,742万2,000円となっております。

なお、お手元に平成16年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

議長（中川一男君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（中川一男君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より、監査・例月現金出納検査結果の報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 監査・例月現金出納検査結果について御報告を申し上げます。

今回は、定期監査としまして、病院事業の貯蔵品検査と車両検査、それから例月検査としまして、2月分、3月分、4月分の例月検査を申し上げます。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

定期監査であります。地方自治法第199条第4項の規定により執行したものであります。

1ページをお開きください。

定期監査（貯蔵品検査）結果報告でございます。

監査概要。

平成16年4月13日、病院事業の棚卸を監査の対象として、平成15年度末に係る貯蔵品調査等、関係諸帳簿を検閲し、貯蔵品の実地点検を行いました。

検査の結果、棚卸しはおおむね適正であると認められました。

次に、2ページをお開きください。

定期監査（車両検査）結果報告でございます。

監査概要。

平成16年6月1日、公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車81台中77台の実地検査を行いました。

監査の結果、公用車両の整備及び管理の状況は、おおむね良好であると認められました。

次に、3ページから12ページの例月現金出納検査の結果について御報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行したものであります。

平成15年度2月分から4月分及び平成16年度4月分について、概要並びに検査結果を一括して御

報告申し上げます。

例月現金出納検査を、別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、13ページ、14ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば、承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 質疑がなければ、これをもって、監査・例月現金出納検査結果の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（中川一男君） 日程第5 報告第2号平成15年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

本件の報告を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（田浦孝道君） ただいま上程されました報告第2号平成15年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、概要を申し上げて、説明にかえさせていただきたいと思います。

本件対象の事業は、町が進めております地域防災計画及びエンゼルプラン策定の2業務に加えまして、北海道が事業主体として取り進めております耕地整備の3事業を加えた、延べ5事業であります。平成15年度会計決算期を迎えた際に、予算で設定しておりました金額と同額の1,152万8,000円を平成16年度会計へ繰り越したことから、地方自治法施行令の規定に基づき、その内容を報告するものでございます。

特に、未収入特定財源につきましては、当該事業の完了時期を見きわめながら、受け入れ手続をとってまいることとなっております。

以上、簡単でございますが、報告第2号の説明といたします。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第6 報告第3号

議長（中川一男君） 日程第6 報告第3号法人の経営状況の報告を行います。

本報告の説明を願います。

初めに、上富良野町土地開発公社の報告を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（田浦孝道君） ただいま上程されました報告第3号法人の経営状況報告の件につきまして、まず、先に町が100%出資して設立した上富良野町土地開発公社の概況を申し上げます。

当社は、昨年度及び本年度については、町からの公共用地取得等の要請を受けていないため、経常的なもの以外の特別具体的な事業活動はございません。

そのようなことから、平成15年度の決算に関する書類としましては、事業報告書に合わせまして、昨年度同程度となる160万円余りの経費の支弁をした内容の貸借対照表と損益計算書をつけてございます。

また、平成16年度の事業計画に関する書類としましては、今後、町の要請があった場合への対応する旨位置づけました計画書と、経常的な活動を想定しました予算の内容をつけてございますので、御高覧をいただきたいと存じます。

以上、上富良野町土地開発公社関係の経営状況の報告といたします。

議長（中川一男君） ただいまの報告説明に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって土地開発公社の報告を終わります。

次に、株式会社上富良野振興公社の報告を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（小澤誠一君） ただいま上程いただきました株式会社上富良野振興公社の経営状況につきまして御報告申し上げます。

経営の状況に関する書類の1ページをお開きをいただきたいと思えます。

最初に、平成15年度の事業報告として、会議の開催、審議の状況でございます。

総会関係では、平成15年4月23日に定時株主総会を開催し、平成14年度の事業報告、決算承認及び平成15年度事業計画、予算について議決をいただいたところでございます。

また、平成15年10月9日開催の臨時株主総会において、取締役の選任、それから取締役会において、平成15年度上半期の事業について報告を行っ

ております。

また、平成16年3月29日に開催の第2回取締役会において、平成15年度事業報告、決算方針及び平成16年度の経営方針、予算編成方針について審議を行ったところでございます。

次に、2ページの平成15年度の部門別の報告を申し上げます。

保養センター白銀荘につきましては、総体入館者12万5,305人となりました。その内容は、日帰り客11万4,637人、宿泊客で1万668人となっており、計画対比92.8%の入館実績となっております。通算の入館実績については、平成15年8月13日に90万人の入館実績を記録したところでございます。

例年行っております福祉向上を目的とした町内在住の70歳以上の方と障害者に対する優遇措置による無料入館者は1,068人の利用となっております。

次に、日の出公園オートキャンプ場につきましては、3シーズン目を迎え、入場者も、シーズン当初は前年を下回る傾向ということでございましたが、当初計画1万人に対し1万3,735人、計画対比137%、また、利用収益も、計画対比1,050万に対し1,432万8,000円、計画対比136%の実績となりました。

次に、上富良野町営スキー場につきましては、例年12月上旬ごろに開設を予定しておりましたが、降雪不足から12月にオープンできず、1カ月おくれの1月5日に運行を開始しております。リフト券売り上げも、当初計画2,755枚に対し2,548枚で、計画対比92%、また、利用収益も計画150万円に対し140万4,000円で、計画対比94%となりました。

次に、島津公園につきましては、町民の憩いの場として、ボートの貸し出し、芝生管理、枯れ枝処理等を重視し、多くの町民の皆様に御利用いただきました。

次に、同じ3ページでありますけれども、日の出公園であります。芝生の管理、それから花々の植栽、除草、警備などの管理に努めてまいりました。

次に、4ページであります。パークゴルフ場の関係につきましては、オープン初年度ということもありまして、町内、町外より大勢のプレーヤーに入場をいただきました。コース管理、入場者数、収益等で心配な面もございましたが、年間利用人員当初計画1万9,235人に対し4万1,407人で、計画対比215%、また、利用収益も計画830万に対し1,100万円の実績となりました。

次に、5ページでありますけれども、貸借対照表

について説明いたします。

資産の部、流動資産として、総額2,115万3,486円、その内訳は、定期預金1,400万円、現金預金455万1,082円、期末商品260万2,404円、固定資産として、旭川信用金庫などに対する出資金3万円で、資産合計は2,118万3,486円となっております。

負債の部では、流動負債合計593万6,165円、その内訳といたしまして、買掛金、未払い金、預かり金、入湯税預かり金等であります。

資本の部では、上富良野町、ふらの農協、上富良野町商工会、旭川信用金庫の資本金が1,000万円、利益剰余金として524万7,321円を加え、資本の部の総額は1,524万7,321円となります。負債資本の合計額は、2,118万3,486円となります。

次に、6ページであります。損益計算書について説明いたします。

営業収益の部であります。利用収益と売店収益を合わせた売上高合計は1億3,402万4,640円となったところであります。その内訳として、白銀荘1億748万3,455円、オートキャンプ場1,432万8,719円、スキー場133万7,145円、島津公園1,402円、日の出公園39万6,680円、パークゴルフ場1,047万7,239円でございます。

次に、営業費用につきましては、売上原価として、期首商品、当期商品仕入れ2,222万6,340円から期末商品棚卸高260万2,404円を差し引いた1,962万3,936円となり、売上総利益は1億1,440万704円となります。

販売及び一般管理費は1億2,995万7,888円で、その内訳は、白銀荘6,844万5,999円、オートキャンプ場1,660万732円、スキー場850万514円、島津公園279万5,321円、日の出公園2,001万7,308円、パークゴルフ場1,359万8,014円であります。これらを差し引き、営業収益は1,557万184円のマイナスとなります。

営業外収益につきましては、受け取り利息、配当金、雑収入、受託収入を含めまして4,140万1,133円であります。受託収入の内訳として、白銀荘185万7,001円、オートキャンプ場436万9,524円、スキー場766万6,669円、島津公園331万430円、日の出公園2,060万5,717円、パークゴルフ場326万953円あります。

営業外費用につきましては、町へ2,450万円の寄附を行い、これを差し引いた経常収益は134

万3,949円となるところであります。これから法人税等46万6,100円を差し引き、87万7,849円が当期利益となり、これに前期繰り越し利益36万9,472円を加えました124万7,321円が当期末処分利益となります。

次に、13ページでありますけれども、16年度の事業計画、予算について御説明いたします。

保養センター白銀荘につきましては、依然として景気の低迷が続く状況でございます。当温泉最大の特徴であります天然温泉の利点を生かし、旅館協会と連携し、利用者へPRを努めてまいります。

当施設も、平成8年12月オープン以来、数多くの皆様方に御利用いただき、本年7月中旬ごろには100万人の入館者が見込まれるところでございます。

計画に当たって、過去の実績等を勘案し、入館者13万人を見込み、売上高については1億874万3,000円を見込んでおります。

次に、オートキャンプ場ではありますが、厳しい経済社会環境の中で、平成8年をピークに全国的に入場者の減少をたどっておりますが、当キャンプ場は、富良野周辺の観光ブームの影響もありまして、幸いにして、オープン以来微増ではありますが、対前年を上回っております。

計画に当たっては、経済社会状況等を勘案し、入場者数1万1,000人を見込み、売上高については1,150万円を見込んでおります。

日の出スキー場につきましては、町民に親しまれるゲレンデの整備、リフトの安全な運行管理等に努めてまいります。計画に当たって、1回券、回数券、ナイター券、シーズン券を含め、売上高152万8,000円を見込んでおります。

島津公園につきましては、町民の憩いの場として安心して利用いただけるよう、環境整備、維持管理に努めてまいります。

日の出公園につきましては、本年度からラベンダー祭りと十勝岳火祭りが一体化され、花と炎の四季彩祭りが当会場で開催される予定であります。町民、観光客の皆様でにぎわうものと予想されます。

パークゴルフ場については、昨年度オープンし、町内、町外多数の利用をいただきました。今年も多数のプレーヤー、来場者から喜んでいただけるよう、コース整備、芝生の管理、窓口対応等の管理運営に努めてまいります。

入場券売り上げの計画に当たっては、町内利用者、町外利用者の1日券、回数券、シーズン券、用具貸し出し等を含め890万円を計上いたしました。

16ページ以降27ページまでの各施設の平成1

6年度損益計算書につきましては、御高覧をいただいたものと思いますので、説明を省略いたします。

以上で、株式会社上富良野振興公社の平成15年度経営状況等についての報告といたします。

議長（中川一男君） ただいまの報告説明に対し、質疑があれば承ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 日の出山公園の、今回ラベンダー祭りや火祭りと一緒に、今度変わった手法でということになりましたけれども、職員のかかわり方を今度は考えていきたいというようなことはお話があったのですが、ことしは職員の方はどのようなかかわり方をされるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 今、振興公社の方の決算でございますので、報告でございますので、またそれと別件でございますので、別の機会に質問していただければと思いますが、よろしいですか。

13番（村上和子君） はい、わかりました。

議長（中川一男君） 他にございますか。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 決算状況なのでありますが、実は、この白銀荘と、それからオートキャンプ場と、建設に当たって借入れを起こして償還が始まっていると思うのですが、その元利金が年間どれだけ支払われていっているのかという点が1点と、それから、パークゴルフ場の、非常ににぎわって結構なことなのですが、いろいろとあそここのしもサービス業務ということで、食堂を設置してやっておられますが、これは閉館、シーズン10月だと思うのですが、いわゆる閉鎖になったときに、あそこを撤去させていくのか、それとも、そのまま置いて、また引き続き年が明けてオープンになったときに、あれを再開させるように考えておられるのか、2点お聞きしたいと思うのですが。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 17番西村議員の御質問にお答えします。

今、両施設の元利償還の金額については、ちょっと資料を持ち合わせてございませんので、ここで申し上げることができませんが、後ほどまた、決算資料等に今までの調書としてもつけてございますし、後ほどお知らせをさせていただきたいと思います。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（中澤良隆君） 17番西村議員の2点目の御質問にお答えをしたいと思いますが、パークゴルフ場に、今2軒の店舗を許可いたしているところであります。

今、今シーズン終わったときの対応についての御

質問であります。使用になるかどうか、今最終的には、その年度によって判断をいたしました中で、撤去が望ましいということになれば撤去をいたしますし、また、その後の継続性の観点がありますので、また今非常に好評も得ているというようなことで、その場合については、そのまま継続を許可したいなということで考えているところであります。

議長（中川一男君） 17番西村議員。

17番（西村昭教君） 非常に今行っていることについて、非常に好評なのです。今のお話のとおり、そういう部分では、非常にいいことをしたのだなという気はするのですけれども、ただいま閉鎖のときに、あの施設のせっきくのサービスをしようということでやったことが、撤去して、また次に年明けてオープンのときに持ってくるということについては、人が変わればそういうこともあり得るのですけれども、仮に同じ方なり、あるいは次の者同士と話し合いの中で継続されていくと。あるいは管理者の方も継続させていくのだということであるならば、そこら辺むだのないような対応をしていくことも、やる側も利用する側も、非常に僕はベターだと思うのですけれども、そういう考え方をきちっと持っておられるのかどうか、そこら辺確認したいと思います。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（中澤良隆君） 西村議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、当然許可につきましては、1年度というようなことでありますが、先ほども申し上げましたが、やはり継続性の問題があって、今言われましたように、経済効果のこと、それからむだや何かも、当然設置して、また来年度同じ人がということになると、非常にむだなことになるのかなというようなことで考えております。

それで、やはり継続をもし希望されるのであれば、そこら辺年度末に、年度末といいますか、シーズンの終わりのときに、また御相談申し上げて、なるべくむだのないような形の中で許可をしていきたいというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） ちょっと関連なのですが、あそこ七、八軒の店が、実は申し込みがあったのですが、最終的に2軒ということで許可をいただいたのですけれども、あそこの建て方というのは、非常に気を使っているのだなというふうに見ておりますけれども、非常にあそこにある小屋と同じような形態の外壁も使っているということで、相当投資をしているようにうかがえるのです。

それで、やっぱり1回1回出した、入れたとなると、相当の金もかかるということで、あそこ二転三転というふうな形になると、採算にはきっと乗らないだろうなと思うのですよ。今1店であるがゆえにもっているなという感覚もあるのだと思うのですけれども、その点を考慮していただいて、もうぜひとにかくそのまま継続して商売やれるというふうなこと、うちら商工会としても、ぜひお願い申し上げたいと思いますけれども、その点、いま一度よろしくどうぞ。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） ゴルフ場の売店の件ですけれども、町の活性化、商業の活性化ということで、商工会の方でも多大な御尽力いただきました。

当初、13軒くらいの申し込みあったのですけれども、あそこの美観の問題、衛生管理の問題、やっぱり来るお客さんに不快感を与えない施設の管理ということで、種々検討してまいりまして、投資額、小さい島山スポーツについては30万円ぐらいかかっているのですけれども、片方の方については、100万円以上投資しているということもありますし、また、うちの課長が申しあげましたように、冬については、あそこ閉鎖いたします。他の目的で使用することもありますので、管理上特に支障なければ、継続して許可したいというふうなことで、もう一つは、今、議員から質問ありましたように、投資して、毎年日がわりで変わっていくということになりますと、次のステップのときに大きな課題を残すということで、うちの方は、最低3年間は継続して、今設置している売店の経営者に許可をしたいということで考えておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 関連が1点、それからその他で1件ということで質問いたしたいと思っておりますけれども、パークゴルフ場の関係、私も本当にしょっちゅう行っておりますけれども、各町村からおいでになる方々が、あそこに、パークゴルフ場に食堂がある、それから、スポーツの販売店があるということで、そういうことも頭に入れて練習に来られております。

今、教育長の答弁のように、それぞれ投資をされておりますので、できれば設置者の辞退をするという要望がなければ、この継続設置ということで、利用者の立場を考え、また、地元の業者の活性化のためにお願いをいたしたいということで要望を申し上げたいと思います。

それから、2点目は、日の出公園の関係なのです

が、ここ1週間、日の出公園の展望台行ったり来たりしていた段階で、展望台に通じる左側の花畑が、また雑草がずっと左側続いているのです。

それで、今、平成16年度の事業計画を見ますと、予算の範囲内で最大の花壇づくり等を業者とということになっておりますけれども、あの左側の方をどういふようなことで花壇づくりをするのか。というのは、もう既に観光シーズンに入ってきて、お客さんが見えます。そうすると、ここの左側は何でしょうということなので、私も問われたのです。その関係で、右側の斜面の方は、非常にきれいに整備をされていますけれども、左側が今後どういう計画をいつごろまでやるかということで、ちょっと明確に答弁をお願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 11番中村議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど申されました日の出公園の左側のところにつきましては、今言われているとおり、雑草等も生えております。それで、あの中に花の種を吹きつけまして、そして、多年草と申しますか、そのように花を育てている施工をしております。

それで、今吹きつけしました花の芽が出るより先に雑草がたくさん生えておまして、それを今、雑草に負けまいよということなので、除去をいただいている状況でございます。

そこについては、多年草の花が毎年咲くようにということでの考えをしております。

議長（中川一男君） もう1点目の要望の方は、十分わかりましたということでございますので。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 現実に、今、課長の答弁では、種を吹きつけてあれしたのだと。しかし、見ばえでは、もう雑草が生い茂ってあれしているからね、恐らく雑草に負けるのかという心配もしますけれども、現実にもう中富良野はきれいにもう整備されているのですね。

そういう関係からいくと、あの左側のところが本当にそういう感じは私は受けとめていないので、何とか、そうしたら、種の吹きつけたものが芽になって、花になるのは、いつの時期なのですか。ちょっとその点明確にお願いします。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 花の吹きつけしておまして、乾燥状態も土質状態というか、状況にもよりますが、我々としては、早く芽が出て、見ばえのよくなるようなことを想像しておりますけれども、さらに、そのような生え切れとか、そういうようなところにつきまして、吹きつけ等で

補って管理をしていきたいというふうに考えております。

11番(中村有秀君) いつの時期が、ちゃんと観光客や我々町民の目に見える形になってくるのかというのは、予想はできないということですか。

議長(中川一男君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(田中博君) 時期については、気候条件等、その土質とかいろいろありますので、今、我々としましては一生懸命、芽の出てるものの邪魔になる雑草等を、除去に今一生懸命やっているところでございまして、肥培管理と申しますか、そのものが早く目に見えるようにしていきたいというふうに努力したいと思っておりますというふうに考えております。

議長(中川一男君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 観光シーズンはちゃんと来るのですよ。だから、その前の段取りで、それらがもう目に見える形にしていくのが皆さん方の仕事ではないですか。これがいつ出てくるかわからないわ、雑草に負けるかもしれないわというようなことで、もう僕は、恐らく6月の段階で、やはり視覚で見える状態にすべきだとは思っています。

その前の前段として、やっぱりやるべき手だて、準備等があって、そういう形のものになるということなのだけれども、今では、もういつになるかわからないということですか。言うならば、天候、土質といっても、土質はもうわかっていることですよ。それから、天候についても、若干の差はあるけれども、そんなに大きな変動はないと私は理解をしているのですけれども、その点もう一度お願いします。

議長(中川一男君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(田中博君) 御指摘のとおり、生えがよくないということでございまして、それにつきましても、我々も非常に憂慮しておりまして、観光客の来られるシーズンまでには、何とかきれいな上り口の景観を保とうということでやっておりますので、今後もその点につきましては管理を十分にやって進めていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

議長(中川一男君) 他にございませんか。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 13ページと14ページの保養センター白銀荘と島津公園、2点お尋ねいたします。

まず、保養センター白銀荘の方ですが、これは入湯税が50円ということで、この前の美瑛と上富良野の自立研究でもって比較してわかったことなのですが、この50円について、値上げをする考えはないのかと。

ちょっと話進みますけれども、自立ということであれば、50円ということにはならないというようになことにもなりかねないというのが1点。これはいいですよ、それが1点。上げる考えはあるののかないのかということですよ。

それから、島津公園の方なのですが、お子様連れが安心して遊べる公園としてと書いてあるのですけれども、あそこでパークゴルフやめてから、下の方なのです、上と下があるのですが、池の周りの方向は、薄暗くて気持ちが悪いという声が出ているのですよ。

それで、パーク、あそこやめたのですけれども、下の方は、やはりお年寄りがパークできるというような形にして、大人の目があるというようなことで、安心してということにつながるかなと思ひまして、そのお考えはないかお聞きいたします。

議長(中川一男君) 1点目の方は、入湯税の方は税の方でございまして、これは経営に関係ないのですよ。町の方の収入になります。入湯税は町の税金です。

それから、振興公社に入りますけれども、それは預かり金ですので、消費税と同じ感覚なのですよ。これは、入湯税はすべて町に入りますので、一切振興公社には入りません。ですから(発言する者あり)

どうぞ。

4番(梨澤節三君) これらは上がるか上がらないかということは、即営業にも出てくることなのですよね。これが50円が100円になれば、50円上げなければならぬ。そうすると、この白銀荘の経営といいますか、そういう方向にも影響が出るのではないかなということでお聞きしているのですよ。それが入っていくから。もし50円が100円になったら、今500円だったら、もう550円にしなければならなくなると、その辺は大丈夫ですかということでお聞きしているのですけれども。

議長(中川一男君) わかりました。

これは振興公社だけではない問題になってまいりますので、あとの話になると思うのですよ。例えば、フラヌイ温泉も凌雲閣も全部です。ですから、これはひとつまた別なあれだということで理解して、いいですか、町長。

では、町長答弁。

町長(尾岸孝雄君) 公社の決算報告、事業報告とはちょっと関連していないのかなと思ひますけれども、現在進めております行財政改革推進基本方針の中でもうたっておりますように、これからの財政厳しい中で、実施計画の中で、歳入についても歳出

についても、聖域なく改革を進めていくということでもありますので、その部分も含めた今後の検討課題になるものというふうに認識しておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 次は、建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 4番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

島津公園でのそのようなことで、パークゴルフをまた復活してはどうかという御発言でありましたけれども、私、所管の考え方、管理をあずかっている者といたしましては、憩いの場として安全に遊べる場を確保するためには、そのようなものの設置というのは考えてございません。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） あの島津公園にパークゴルフ場があって、やっていたころ、こちらにつくるといふ話が、できるという話が出たときに、残そうかとも思ふと、声があればというふうな話も町長されておったのですよ。

今、現実に、パークやる人では、残して、あれやらせていただけないでしょうかという声が上がってはいるのですよ。女性あたり、特にあそこは涼しいですし、お年寄りも涼しいですし、やさしいコースなのです、近くて、やらせてもらえないのだからかねという声が出ているのと、安全上といひますが、これ、出ているのですよ、結構。というのもありますので、検討するお考えないか、もう1回お聞きしたいと思ひます。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤議員の御質問にお答え申し上げたいと思ひます。

島津公園のパークゴルフ場につきましては、さきのパークゴルフ場設置の段階で、いろいろ議論をいただいたところでございます。当然設置を引き続き要望される方もおったと思ひます。また、設置しないでほしい、そのまま早くやめてほしいという御意見もございました。当然町の方にそういう意見が来てございましたから、最終的には、現在の町のパークゴルフ場を設置する段階において、町の基本姿勢としては、あそこは廃止していきますよという基本姿勢でございます。

その後、要望等もございました。そして、今申し上げました反対の人もございましたので、最終的には、町長として、あれは閉鎖していくということで正式な決定をして、皆さんにお知らせをしたということ御理解を賜っていきたくと思ひます。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） パークゴルフ場としては、

よくわかります。あと安全上の対策ということで、これはどのようにお考えになるか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤議員の利用上の安全についてのお話でお答えさせていただきますけれども、薄暗いというような御意見等もございましたけれども、その辺のところは、今後の管理の中で、どういう状況でその辺確保していくかという点、検討させていただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 他にございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 島津公園の遊具、その他ポートなのですけれども、非常に管理がなされていない、一言でいへば、そうです。ポートもオールがないと。白鳥の姿をした、ああいうポートもあるのですけれども、やっぱり本当に管理が不十分で、もう老朽化もしてきているという状況で、やっぱりそういうこともきめ細かに見ていただければ、どういう状況なのかということで、草も伸び放題で、管理、その後刈られているかもしれませんが、そういったところ、やはり来ている人は、非常に不愉快な思ひしているのですよ。子供たちが遊んでいるときも、木を積み上げたポールがあったのですけれども、それは担当の方にちょっと見てほしいということ言っておいたのですけれども、腐って木の根元がふらふらしていると。事故が起きた、本当にひどいような状況であります。

そういう意味で、きちっと管理されるのだったら、きちっと管理すると。遊具の整備もするのだったらするということを徹底していただきたいというふうに思ひます。この点。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思ひます。

ただいま島津公園の管理上で、非常に不適切だという御指摘を賜ったところでございますけれども、私どもその辺承って、しっかりと管理をしていきたくというふうに思っております。

また、実態的には、非常に管理する上において、町として困っている点というのが、まず一つございます。いたずらをされるという点で、この辺のところ、管理する側の目を盗んでという面もございしますので、この辺管理が悪いだけでこういうふうになっているのではないということもまた町民の皆さんに知っていただきたいなと。そういう悪さするような人も、モラルの点で、こういう公の場を大切に利用していただきたいというふうな点も周知をしていきたくというふうに思っております。

御指摘の点につきましては、十分その辺踏まえま

して、対応させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長（中川一男君） 他にございますか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） 島津公園のことちょっとお話しになりましたが、前回にも、あのトイレの問題で、随分私町長にお願いを申し上げた時代があったのですけれども、あのトイレ二つがね、なぜ置いておくのかと。今もうパークゴルフがないのですから、あのトイレ、あのトイレが悪いのですよ、二つ。だから、もうあの新しいの一つで間に合うのですよ。なぜあのトイレを、だから若い、お子さんたちとか、高校生か、名前はわかりませんよ、どういう方が行ってやっているかわからない。いたずらしたり、それから、もう本当にあそこ行ったら、ああ、おトイレできない。前回町長にね、においかいでみたらどうですかといったこともあったので、そういう不潔な言葉も言いました。あれね、二つね、何とか考えたらどうですか。もう一つでいいのではないですか。その点についてどういうお考え持っているのか、ちょっとお聞きしたいなと。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野議員さんの御質問にお答え申し上げたいと思います。

一応トイレの関係につきましては、せっかくあそこに中心的なものでしましたので、利用できる状況の中においては、努めて維持、修理をして努めていきたいというふうに、そのまま維持していきたいというふうに思っておりますが、基本的には、一つという考えで取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。もう落書きだとか、もう非常に奥の方になりますと、非常に悪いような状況になってございますので、この辺のところは、早急に取り壊しをしていきたいというふうに思っております。

できれば島津公園は、大きなあそこのトイレは一つということで、そういう中で御利用いただくような形をとっていきたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 質疑がなければ、これをもって株式会社上富良野振興公社の報告を終わります。

日程第7 報告第4号

議長（中川一男君） 日程第7 報告第4号専決処分（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

総務課長。

総務課長（越智章夫君） ただいま上程いただきました報告第4号専決処分報告の件につきまして、その概要を申し上げます。

本件につきましては、平成16年4月5日午前8時50分、総務課車両班職員におきまして、バスによりまして草分老人会の研修旅行のお出迎えに行きました際、草分防災センター駐車場におきまして、バスを方向転換するのにバックで進入いたしました、出るときにハンドルを急に切りましたことから、右横に駐車しておりました相手方車両の後ろに接触をいたしまして、損傷させたものであります。

なお、バスには、幸い同乗者はおりませんでした。

この事故につきましては、当方職員の不注意により、駐車しておりました相手方車両を損傷させたものでありますことから、過失割合は、当方100%、相手方ゼロと決定したものであります。

日ごろより職員に対しまして、交通事故の防止、安全運転の徹底を図っておりましたが、このような事故が起こりましたことに対しまして、深くおわびを申し上げます。

今後におきましても、私を初め職員に対しまして、さらに安全運転、または事故の防止につきまして、一層の徹底を図ってまいり所存でございます。

以下、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

報告第4号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。

交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面を見ていただきます。

専決処分書。

町が運行する自動車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成16年5月18日、上富良野町長尾岸孝雄。

記。

1、和解の相手方。

上富良野町

2、和解の内容。

(1)上富良野町は、相手方 に対し、金11万1,647円を支払う。

(2)相手方 は、上富良野町に対し、本件に関し、今後上記の金員以外を除き、一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(中川一男君) ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前10時14分 休憩

午前10時35分 再開

議長(中川一男君) 暫時休憩を解き、引き続き会議を続行いたします。

日程第8 町の一般行政について質問

議長(中川一男君) 日程第8 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、13番村上和子君。

13番(村上和子君) 私は、さきに通告してあります3項目、9点について質問させていただきます。

まず、1項目め、行政改革について。

1点目、町民もさまざまな不安を抱えて生活をしている中で、これからは町民も痛みを伴う町政をとという町長の16年度の執行方針であるが、情報提供の一つとして、まず、今年の予算、仕事の内容をしっかりと理解してもらうことから始めるべきだと考えます。

例えばニセコ町では、予算説明書「もっと知りたい今年の仕事」という、140ページにわたる冊子を作成しており、大変わかりやすく、子供からお年寄りまで、この1冊があれば、町政について十分理解ができるようになっており、全戸数に配布されている。その冊子の中で、例えば学童保育のところがありますけれども、ここは全体の予算は507万円で、就労などで保育に専念できない家族にかわり、小学校1年生から3年生までの学童を保育している。保育料は月額3,500円で、入所受付等は随時行っている。小学校の空き教室を利用し、定員30人で運営しているなど、詳しく運営内容が記載され、国や道が運営の一部をどのくらい負担しているのかという金額も記載されている。

このニセコ町の冊子につきましては、こういうも

のでございますが、私これ求めまして、町外の方が1冊1,000円で求めることもでき、今年から観光協会で扱っております。

上富良野町も、財政難であっても、住民に行政を詳しく説明するサービスが必要であり、全世帯に1冊ずつ配布してはどうかと考えますが、今、町ではホームページを開設したり、町の行政イントラネットを整備し、7施設に14台の住民用端末を設置したが、現在のアクセス状況はどうか。インターネットを利用できないお年寄りなどのことを考えると、限られた人しかサービスを利用できないのでは。この部分の経費については節減すべきではないと考えるが、いかがでしょうか。

こうして町民に現在行われている仕事をしっかり理解してもらい、町民の満足度を評価し、むだなく効率よく執行されているかどうか検証してはどうでしょうか。

2点目、町民の痛みの部分で、公共施設の利用料金の見直しや各分野での見直し作業になると考えるが、これら応分の負担を求めていくのに、町民の声をどのような手法で反映しようとしているのかお伺いいたします。

3点目、職員の退職時に、給料を引き上げて退職金をふやす特別昇級制度を廃止してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

2項目めは、防災行政について。

1点目、国民保護法に対応した防災危機管理計画マニュアルを作成してはどうか。それらの計画の立案・作成能力、有事及び各種実態の対応に豊富な知識を持っている人材を求めてはどうか。

2点目、高齢者や身体障害者など、1人では避難できない災害弱者を示す防災マップを作成してはどうでしょうか。

次に、3項目めの教育行政についてであります。まず、1点目は、道立上富良野高校の振興に当たっては、入学支度金制度ほか教育環境整備などしているところであるが、今年の場合は、1年生42名で辛うじて2クラスになったが、道内公立高校の来年度の計画案が示され、36学級削減されるということになっており、上川南で1学級削減とあるが、道立上富良野高校はどのようなことになるのか、存続の対策はいかがか。

2点目は、今年で就職支援の嘱託職員が打ち切られたが、高校生の就職支援のためのサポート体制を引き続き実施してはどうか。

なぜなら、最近働くことを放棄した若者がふえていて、失業者でもフリーターでもない、教育を受けることもしない若者が多い。英国ではニート、無業者、就職意欲がない、働かない方のことを言うので

すけれども、ニートと呼ばれる社会問題化して、日本でも70万人を超えたそうである。自分で働いて食べようということはない。生活費は家族によって賄われるもので、引きこもりとは違う。自分のつきたい職業が見出せない子供たちがふえてきている。今年、上高での就職未定者の人が6名いるということで、早急に対応を考えてはいかがか。

3点目は、小規模校、僻地校などの将来にわたっての再編・統合などはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

4点目は、学校5日制に伴い、小中学校では、新しい指導要領による教育が実施されているが、先生方も新しい取り組みに苦慮され、保護者の不安も大きいかと思われるが、懸念される学力低下についての対応をどのようにされているかお伺いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、行政改革に関する1点目の、住民への情報提供のあり方などに関する御質問にお答えさせていただきます。

これからの行政執行において、住民の皆様と情報を共有していくことは、極めて重要かつ基本的な行政機能と受けとめておるところであります。

そのようなことから、平成13年10月1日に情報公開条例を施行し、以降、前行政改革実施計画におきましても、情報公開を徹底し、改革の大きな柱として取り組んでまいりました。

今年度の執行方針では、少なからず住民の皆様にも痛みを伴う改革の必要性について述べさせていただきましたが、その前提として、さまざまな行政情報を住民の皆様にご提供していかなければならないと受けとめているところであります。

特に予算は、それぞれの年度においてどのような財源を用いて、どのような仕事を行うかをまとめたものでありますので、その内容をわかりやすく住民にお知らせすることが大切ですし、また、その仕事の成果がどうであったかを評価し、次年度以降に反映させていくシステムをつくり上げていくことが重要と考えております。

現時点においては、町政情報提供コーナーに、予算書や主要事業の概要などを掲載するとともに、広報誌やホームページを通じて、その概要を周知しておりますが、これらの取り組みで十分とは考えておりません。

御質問の中にありましたように、ニセコ町の予算説明書、いわゆる「もっと知りたい今年の仕事」

は、平成7年度からニセコ町で取り組んでいる先進的な事例として、私も存じ上げているところであります。

本町においてどのような取り組みが有効であるかにつきましては、新行政改革基本方針の柱の一つでありますまちづくりの基本原則の確立の考え方に基づき、情報共有や行政評価というシステムの構築の中で、具体的な検討を進め、実践してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、御指摘がありましたインターネットが利用できない町民の方々への問題であります。否が応もなく進展する情報化社会への対応について、避けては通れないものであります。パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生ずる社会的格差の存在を踏まえ、印刷物などの従来手法を継続しながら、並行して新たな情報化時代への対応を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、御質問のインターネット等の利用状況であります。住民端末につきましては、利用者数を計測する管理体制をとっていないため、利用現況からの推定では、1日当たり30人前後と考えておるところであります。

また、ホームページの利用状況についてであります。町においては、平成9年開設の観光ホームページ、平成14年開設の行政ホームページ、さらに現在構築中の上富良野交流広場の三つの独立ページを運用しておるところであります。

まだ正式運用していない上富良野交流広場については、利用実績数値はございませんが、平成15年度では、観光ホームページは年間15万7,000人、1日平均430人、行政ホームページは年間1万5,600人、1日平均43人となっております。

次に、2点目の住民に痛みを伴う改革に向けた住民の声の反映に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、痛みを伴う改革についてであります。使用料や手数料といった住民の皆様にご負担をいただく公共料金などの見直しも重要な課題であります。本町における公共サービスの担い手のあり方を再検討し、行政や住民、民間各種団体などが、その持ち合わせる機能をお互いに発揮し、協働のシステムを確立していくことが重要と考えておるところであります。

そのためにも、改革の過程において、住民の声をいかに反映させていくかが大切であり、新行政改革基本方針にも示した住民の代表組織として、行財

政改革推進町民会議を設置するとともに、パブリックコメント制度の整備やまちづくりトークなど、直接住民の皆様との対話を深めていく取り組みなどを推進してまいりたいと考えております。

次に、3点目の退職時における特別昇級制度の廃止についてであります。当町におきましては、現行国に準じまして、勤続20年以上の職員の定年退職時、または死亡退職時に、1号給の特別昇級を実施しております。

この退職時特別昇級につきましては、当町が加入しております北海道市町村退職手当組合におきまして、長期勤続職員の退職時におきます1号給の特別昇級にかかわる負担分につきましては、退職手当組合が負担するとなっておりますことから、退職時の特別昇級を制度化したものであります。

しかし、国、北海道などでは、この制度の廃止を検討しているとの報道がなされているところでありますが、このような動きに対しましては、今後、北海道市町村退職手当組合でも負担区分の見直しを検討されるものと考えております。

このような状況下にあります。退職時の特別昇級にかかわる負担分を市町村が補うこととなりましたら、関係団体と協議をいたしまして、当町におきます退職時の特別昇級制度は見直すべきものと考えております。

次に、2点目の防災行政についてお答えさせていただきます。

まず、1番目の防災危機管理計画に関する御質問であります。御承知のとおり、国民保護法につきましては、6月14日、国会におきまして、有事関連7法の体系の中で成立したところであります。

この法律は、我が国が他国から攻撃される事態におきまして、国民の保護に万全の措置を講ずるとするものであります。また公布されておらず、その詳細につきましては明らかとはなっておりません。

国におきましては、この法律に基づき、地方自治体が作成する国民保護計画の基本指針を策定するとなっております。また、法令の施行後に示されるものと考えております。

この国の基本指針に基づきまして、当町におきまず住民の保護計画を立て、避難対策等に万全を期していかなければならないと思っております。

議員御提案の防災危機管理計画マニュアルにつきましては、まだ定かではありませんが、住民の保護計画の策定におきまして、同様な趣旨をもって計画が立てられるものと思っておりますので、その作成は考えていないところであります。

また、国民保護計画への有識者などの人材の必要

性につきましては、その計画の内容などが明らかになりましてから、総合的に検討すべきものと考えております。

2番目の災害弱者を示すマップの作成についてですが、御指摘であります災害弱者につきましては、適時その実態の把握に努め、万が一に備えているところであります。

なお、災害弱者のマップにつきましては、掲載内容が個人情報等の関係から、作成は考えておりませんが、内部対策資料として図上整備が必要ではないかとも思っております。

以下の御質問につきましては、教育長からお答えさせていただきます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 13番村上議員の教育行政の4項目について、質問にお答えいたしたいと思います。

1点目の道立上富良野高校の存続についての御質問であります。今、私たちを取り巻く社会環境の中で、少子高齢化現象が一段と進み、女性が一生の間に何人の子供を産むかという合計特殊出生率が1.29人と、減少の一途にあると報道がなされるところであります。

このような時代背景の中で、中学校卒業生数の全道規模での推移であります。昭和63年度には約9万2,000人であった卒業生が、平成15年度には6万人となり、15年間で約3万2,000人も減少となってきているところであります。また、今後の中学校卒業生数についても、年々減少傾向にあることから、各高等学校の設置市町村については、高校の規模の適正化についての学級減といった大きな課題を抱えている状況下にあります。

このような状況の中、北海道教育委員会では、各地域の特殊性を勘案し、高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本とし、平成16年度公立高等学校適正配置計画を、学校・学科の配置や規模の適正を図るための計画策定を行ったところであります。

この計画の中で、上川南学区において、富良野高校で1学級削減の検討がなされておりましたが、地元富良野市の熱意が功を奏しまして、本年度は、現状の学級維持を確保されることになったところであります。

このため、上富良野高校を志願する生徒数にも少なからず影響を及ぼし、本年度入学者数が42名となりましたが、学校運営上、特に大きな支障を来しませんし、上富良野高校については、今後も2学級が安定的に確保される学校運営が図れるものと確信をいたしております。

しかしながら、この結果に甘えることなく、上富良野高校の二間口維持につきましては、上富良野高等学校をより魅力的にするために、教育委員会といたしましても、各関係機関との連携を密にし、これからの最大努力と支援をするよう意を注いでまいりたいと考えております。

2点目の就職に関する社会現象についての御質問ですが、先日の北海道新聞に掲載されていたニートという現象、いわゆる仕事にもつこうとせず、かといって教育を受けるでもなく、また、職業訓練を受けるでもない状態にある人々が増加している傾向にあり、新聞によると、全国で約70万人を超えていると報道されているのを目にしたところであります。

本町の実態ではありますが、上富良野高校においての就職状況は、3月末で就職未定者数の生徒数は5名と把握しております。この5名の生徒は、就職が内定していたが、けがで内定を取り消しとなった生徒や、また、家事手伝いのため就職を希望しない女生徒など、それぞれの実状を抱えており、ニートという現象の生徒はいないものと認識をいたしております。

また、就職支援についてであります。平成12年度9月から昨年度まで、町独自で上富良野高等学校振興対策業務員を配置し、就職の援護を進め、高い評価を得ておりましたが、昨年度より上富良野高等学校に就職支援教員が配置になったことなどから、町の支援策としての初期の目的が達成したと判断をいたしまして、発展的解消を図ったところでございます。

本年度からは、教育委員会といたしましても、今までのような業務員を配置するのではなく、違う角度から就職の援護、支援を行い、魅力ある高等学校づくりの一助となるよう、学校とも十分協議し取り進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、3点目の町立小中学校の再編・統合についてであります。本町においても、御承知のように、少子化の影響を受け、少人数の学校が存在し、将来の児童数の予測からも、増加は望めない状況下にあり、学校の再編・統合については、本町における教育行政の大きな課題として受けとめているところであります。

今、日本の教育改革は、選択と競争と自己責任というキーワードが示す方向に進んでいるわけですが、今までの学校教育は、競争を極端に排除する風潮にありましたが、集団の中で競い合っこそ、生きる力や社会性を養えるものであり、そのためには、ある程度の児童数や生徒数の規模の中で競

い合い、また、協調し合っ義務教育を受けることが、これからの子供たちにとっては大切なことではないかと認識をいたしているところであります。

今後の児童数や生徒数の推移を見きわめた中で、学校の存続、再編・統合について慎重に検討をしていかなければならないと考えております。

また、地域の中で学校が存在するということは、地域及び住民にとっては、地域の核施設であり、また、いろいろな面で非常に大きなかわりがあることから、学校の統合等を検討する場合は、教育委員会などの主導的な立場で進めるのではなく、地域の意見も十分に伺いながら、その方向性を見出していくべき問題であると受けとめております。

今後、当町の学校の適正配置につきましては、各関係者と十分な議論を進め、再編・統合の問題を明確化しようと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

4点目の学力低下の対応についてであります。現在、平成14年度より実施されました新学習指導要領に基づきまして、各学校では、子供たちのみずから学ぶ意欲をはぐくむとともに、基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせ、みずからが考え、学び、判断し、よりよく問題を解決する力などの確かな学力の向上を重視し、成果を上げるよう、鋭意努力を重ねているところであります。

子供たちの学力については、教育改革により低下するのではといった不安の声もありますが、当町の実態としては、学力の低下傾向はなく、おおむね良好に推移している状況であると、その任に当たっている学校長からお聞きしているところであります。

学力低下の課題につきましては、一概に学校のみはその対応を求めるのではなく、各家庭においても十分な対応を図っていただき、学校と協調の中で取り進めることも大切なことであると思っております。

教育委員会といたしましても、引き続き国の新学習指導要領の実現の観点から、個々に応じた指導の充実、指導方法の改善、教員の資質の向上、学習環境の整備などの施策をより一層推進し、確かな学力の向上のために学校との連携を図りながら、最善の努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 再質問させていただきます。

まず、1項目めの1点目の予算と仕事の内容をしっかりと町民に理解してもらうための情報提供のあり方でございますけれども、今、行政情報をいかに

わかりやすくなれば、今いろいろと手法的には広報誌ですとかホームページですとか、いろいろされているわけですが、情報がもうばらばらでありますし、1冊に、これを見ていただいたらよくわかるのですけれども、環境、ごみ処理とか健康づくりとか、いろいろ全部行政の内容と予算を1冊にまとめまして、そこに町民の採点をしてもらっておりまして、今年の予算についてはこういう評価なので、今年はこういうふうにさせてもらいましたというきめ細かな情報が必要だと思うのです。

恐らく職員の方も、総括的な予算というのはわかりにくいのではないのでしょうか。所管ごとの予算編成、所管の予算はしっかり押さえていらっしゃると思うのですけれども、まず、このところが問題点ではないのでしょうか。

まず職員の方が予算とか仕事については、全体の認識としてとらえておいていただいて、それでありませんと、やっぱり全体のものとしての共有して確認ができていませんと、どこが問題で、どこがどうなのかということが、現在の予算もどれくらい執行されているのか、仕事の内容などもどうなのかとか、問題意識を共有できないのではないかと考えるのですけれども、確かに情報公開については、いろいろされております。でも、ホームページのそういうアクセスなども1日30人ぐらいだと、こういうことではございますので、しっかり、まず今の行政の内容とか予算とかをしっかりと町民に伝えるという、その情報の提供のあり方を早急に考えていただくべきでないかと思うのですけれども。

それから、2点目の町民の痛みの部分をどのように理解を求めていくかという件ですけれども、これからは町民も応分の負担をしていただかないと、よく町長おっしゃるわけですが、これがニセコ町の予算書と今年の仕事のところでは、一方では、全くこれを真似してということは申し上げておりません。一方では、9年も前にこういうものをつくって町民に配布して、町民にも行政に参加しやすい土壌づくりをつくっているわけですし、確かに今まで上富良野町もいろいろな方法で改革に取り組みまして、6億円ぐらいの効果も上げてきたことも承知しております。これからは痛みを求めるということに入っていきます前に、こういったさまざまな情報をいかにわかりやすく、1冊にして各家庭に配布して、これ1冊ありますと、本当にこれを持って会議とかそういうのに臨めば、この部分を、今年は道とか国の負担がこうなるから、この部分は、町民としてはこれだけ担っていただけないだろうかというようなことがわかりやすいのではないかと思うのです。

それから、3項目めの退職時の特別昇級につきましてですけれども、ただいまは、室蘭市と登別市ですか、このところでは、もう廃止に踏み切っております。国は5月1日から全廃と聞いておりますけれども、職員組合と交渉されまして、来年度から廃止の方向に向かうように取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

それから、2項目めの防災の危機管理計画についてですが、今のところは、計画は政府の指示待ちだということでございますけれども、鳥取県は、国の指針を待たずにして計画を策定いたして着手しております。

町長も、いろいろと防災の危機管理につきましては情報を持っておられたり、前にパネラーとしても出席されましたり、いろいろとこうした危機管理のことにつきましては理解もされていらっしゃると思うのですけれども、有事の対応等は、防衛庁関係の方が非常にノウハウとか専門知識を持っていらっしゃると思っておりますので、それらに計画を立てるとするならば、今からこれらに取り組んで、大変大きな難しいことではございますので、そういうこと、そういう人に人材を、適材適所というのでしょうか、人材を求めてはかがかと思うのですけれども、またもう一度よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、教育長にちょっと再質問させていただきたいと思っております。

上高の存続の件ですが、ただいまの御答弁の中では、今後も2学級が安定的に確保されるということで、余り心配がないようなお話でございましたけれども、先日、新聞で2005年度、2005年度というのは、今年ではなくて来年からだと思っておりますが、公立高校適正配置計画案というのが出ておりました、上川南で1学級減となっていたものですから、どうなるのかなど。教育長の段階で何かおわかりになるのではないかと、思って質問させていただいているわけなのですけれども、来月、7月に学級が削減される高校というのが発表になるようですけれども、これは道教委が、生徒数が減ったということもあって、生徒に余裕を持って進路を選択してもらいたいために、策定作業を早めたということを書いてありましたが、上川管内で中学校卒業者が173人少ないのだそうで、こうなると、1学級になってしまうと、廃校になってしまうのではないかなどという心配したものですから、もう1回そこら辺のことをお尋ねしたいと思っております。

それから、教育行政の2点目の就職状況のあり方ではございますけれども、今年の場合は、けがをしたり、家事の手伝いということではございますけれども、私は6

名と聞いていたのですが、教育長今5名とおっしゃったわけなのですけれども、今度は業務員にかわって就職支援教員が配置されたということでございますけれども、やっぱりこれからは、学校教育においては、職業人の育成というのでしょうか、進学される方は進学で構わないと思うのですけれども、そういった勤労観というのでしょうか、職業生活に対して適切な準備をさせるという教育というのでしょうか、そういったことを、学校の支援教員が配置されたのでしたら、ぜひそういうところを何とか改善に向けてやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、3点目の小規模校、僻地校の再編の件でございますけれども、子供の教育というのは、やっぱりある程度の生徒数の中で競い合いながら、また協調してやっていくというのが子供にとっての真の教育だということもわかるのです。

また、半面、学校というのは、地域の核の施設になって、いろいろと地域のいろいろな催しが行われたり、いろいろなことが行われているということも理解できますし、今から小規模校1校でやっていくというのは、大体限界は5名ぐらいで、4名になるとちょっと限界ではないでしょうかと思うのですが、4名ぐらいになりましたら1校でやっていくのは難しいのではないかと思いますのですけれども、そういった人数になってしまわないようにですね。

4年前には、本州から子供さん連れていらっしゃる方呼び込みまして、今2名の御家族の方が、まだ生徒で存続されております。今年は6名いらっしゃるわけですけれども、今度は新しい試みとして、環境もいいわけですし、水もきれいですし、空気もおいしいですし、いい環境でございますので、親から離れてお子さんを預かって、里親制度というのでしょうか、そういうのを取り入れるなどして、これは地域の住民の理解が要るわけですけれども、そういったことで生徒数をふやすという、これからやっぱり急にすぱっと、もうこれだけになってしまったから、もうこの学校は存続できないということにならないためにも、何かそういう新しい試みとして、やっぱり今から将来に向けての地域住民への説明というのでしょうか、お子さんの生徒数などもだんだん、教育長の方ではとらえて、わかっているらっしゃると思いますので、生徒減にならないような新しい知恵を見出していくべきではないかと思うのですけれども、そこら辺のお考えをお尋ねしたいと思います。

それから、4点目の休暇がふえたことでの学力低下は今のところはないということでございますのであれですけれども、休日に読書の習慣をつけさせる

というのは、どうでしょうか。

今のところ、余り小学生が全体で1日39冊ぐらいですか。中学生になりますと、全体でぐっと落ちてまして、1日5.6冊ぐらい。高校生になりますと、1日何と2冊ぐらいしか、この15年度の図書の利用状況でございますけれども、そういうような状況でございますので、せっかく休日ができましたので、いろいろこれについては対策もとられているようでございますけれども、図書になじむお子さんというようなことの教育はいかがでございますか。お尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まずは、行財政改革についての課題の中で、予算の対応であります。議員から御質問にございましたように、職員の対応、それから住民、町民に対する対応等々の課題があるわけでありまして、職員対応につきましては、従前の縦割り行政からの弊害を解消しながら、横の連携をいかにとっていくかということも含めて、今、組織機構の改革をさせていただいておりますので、従前から見れば、相当の横の連携というものの改革がなされてきているというふうに認識しておりますし、今、この4月から施行いたしました新組織機構改革の中で、職員間の横の連携、このものについても十分対応していくように、今後も努力をしていきたいというふうに思っているところであります。

また、住民への対応で、予算の説明書等々の対応であります。また、言うならば、全体的に行政情報を住民にいかに数多く開示していくかと、そして住民の理解を得られるかということが、これからの行政運営で非常に重要な課題でございます。

これらにつきましては、議員から御質問にございましたように、二セコ町のような予算という部分をひとつとれば、そういう対応ということも、十分今日まで私も担当とも調整をしながら、町報の活用とか、いろいろな部分で対応してまいりました。

御案内のとおり、過去におきましては台所白書という冊子をつくりまして、全町民に配布したところでありまして、基本的に、今、議員が持っております二セコ町の予算説明書であります「もっと知りたい今年の仕事」という冊子をつくるのに、それだけの財源を使って、そして全戸数の住民に配布する。そのことが事業効果として、そのことが一番いいのかということをお考えますと、過去におきまして、台所白書を全戸に配布させていただいたことの反省も含めながら、今後、それらの部分も含めて住民に対する情報の開示を、今後、今検討しております、こ

れから対応しております新行財政改革基本方針の1項目めの中で、まちづくりの基本原則としての確立、あるいは今後の課題であります自治基本条例の制定等々の中で、十分にその効果的な部分を考慮しながら、住民情報の開示につきましての手法につきまして、今後も十分検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それから、現在取り進めようとしております新行財政改革の基本方針の中で、住民の御負担をいただく応分の改革の推進を図らなければならない。このことは、基本的には従前の2回の行財政改革につきましては、内部的に対応をしながら、行政改革推進委員の町民の代表の方々の御意見を承りつつ対応してきていたところでありますが、これからの新行財政改革につきましては、そういう内部的な物の考え方ではなくて、住民の意思を十二分にいかに吸収をし、意見を集約しながら改革を進めていくかということが最も大切であるというふうなことから、今、公募をいたしております行財政改革推進町民会議のメンバーの皆さん方の御意見等々も十分にお聞きしつつ、また、適宜パブリックコメント制度の対応を図って、多くの住民の皆さん方の考え方、意見をも集約しながら、あるいは先ほどお答えさせていただきましたように、まちづくりトーク等々で住民の声を聞きつつ、何とかこの上期のうちに実施計画等々の方向性を定めていきたいというふうに思っておりますが、これらは基本的には、住民と協働でというよりも、住民が主体という意見を十二分に掌握しながら対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、退職時の特別昇級につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、近い将来におきましては、議員にお答えさせていただきましたように、当町におきまして、この制度は見直しはしなければならないと、廃止に向かって考えていかななければならないというふうに認識を私はいたしておりますが、現在、北海道市町村退職手当組合の中で対応していただいておりますので、上富良野町がやめたと、これをやめたといったときに、退職手当組合が負担をしなくてよくなるだけのことでありまして、言うならば、組織そのもの、退職手当組合が制度として見直した場合は、これは当然にして、私としては、先ほどお答えさせていただいたように、我が町におきまして、廃止を考えていきたい。今、退職手当組合がその制度として生きている段階で、上富良野町の職員にだけやめさせるということは考えていないということで、ひとつ御理解を賜りたいなというふうに思っております。

それから、次に、国民保護法の関連で、住民保護計画でございますが、これは御案内のとおり、基本的に今法律が議決されたというところでございますが、これから政府としては、国といたしましては、今年度中にその基本指針を定めて、そして17年度中、2005年度中に、都道府県がこの国民保護計画を立案するという段階になっておるわけでありまして、その後、言うならば、市町村がその計画を策定していくというようなことに相なるのかなというような予測をいたしているところでありますが、基本的には、国の制度あるいは国の方向性、北海道の方向性と整合性のある市町村の上富良野町としての保護計画を策定しなければならないというふうに私は認識しております。

国がどう考え、都道府県がどう考えようと、上富良野町独自の保護計画を策定するというような考え方、今は持ち合わせておりません。やはり国の制度、国の方向性、北海道の方向性と整合性のある中で、上富良野町民の住民保護計画を策定していきたいというふうに思っておりますので、その時期が参りましたら、それぞれ議員からも御質問ありますように、その必要性のある有識者等々が必要性あるとするならば、そういう方々の知恵もおかりしながら、上富良野町にふさわしい住民の保護計画の策定をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 13番村上議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、1点目の高校の存続ですけれども、私の答弁の中で、安定的に大丈夫だよというお話しさせていただきました。

実は、来年卒業生が146名、また中学校卒業する子供たちも、うちのは激減ありません。ですから、146名のうち、今99%の方が高校進学しますので、そういうことからいくと、そのうちの30%は上高行っても、30名以上は絶対確保できるということの自信もありますし、また、今一問口減になっていますのは、富良野高校の普通科が今5学級ですけれども、これが道の適正配置の中で4学級にするというふうなことで検討がなされております。いずれ、これは近い将来、管内の南学区では減ってきますので、これは、暫定的に今政治的な問題で存続されておりますけれども、富良野高校が1学級減になりますと、当然間口が狭くなってきますので、そういうことからいっても、上富良野高校は心配ないということで御理解いただきたいと思います。

それから、2点目の就職状況ですけれども、本当に今高校生の就職率の厳しさ、私たちも本当に現場から聞いております。

それで、私たちの方で何をしてあげることが学校に一番いいのかというようなことで、援護指導員を配置いたしました。全道でも、これまれに見る町の施策ということで、非常に高い評価をいただきました。

継続することが一番いいのでしょうけれども、ただ、今、学校の方でも、そういう援護をする就職の専門職員が配置されてきているというふうなことの情報も得ていますので、ただ私たちも、学校から強い要望があれば、また引き続きということで考えていたのですけれども、学校現場で何とか今対応できるというような話も聞いたので、違った角度というようなことで考えておりました、その違った角度というのは何かといいますと、上富良野は普通高校ですので、職業学科であれば、手職を身につけるとか何かあるのですけれども、そういうことないあれですから、高校としては、もう実態としては、普通学科であっても、社会に出てすぐ役に立つ高校生というようなことで、これはコンピューターであり自動車の免許であり危険物であり、いろいろな免許の取得の方法もあります。

そういうことの支援も私たちがしてあげることが、ひとつの上高をより魅力を加味する手法かなというようなことで、その内容についても、今いろいろ検討しておりますので、これについては、ただやめたよでなくて、上高で学びたい、学んでよかったという学校づくりのために、さらなる努力をしていくことの必要性を感じておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

それから、3点目の再編・統合ですけれども、本当に議員から御指摘のあるように、平成22年には、清富小学校が3人になってしまいます。21年までは6人おりますので。ただ、6人が適正で現状を維持することがいいのかどうかというのは、これいろいろ問題あるのですけれども、ただ、美瑛だとか富良野の管内の再編・統合を見ておきますと、親の方から、保護者から、やっぱり共同生活の中で、そういう学校で学ばせてあげたいというようなことの強い要望があって、初めてそのことが表に立って具体的な条件整備になってくるのかなと。

私たちも清富で2回ほどお話しさせていただきました。ただ、今ほかの町村から来ていることが当たり前で学校を維持するというのも、それも大きな要素なのかもしれませんけれども、実際は経済力が伴わなかったら、夢とロマンだけでは、学校に子供を通わずわけにいきません。ですから、清富にもそういう子供たちが来ておりましたけれども、結果的には、親の経済的な問題で、親の就職の関係で転校してしまったというような実態もあります。

また、里親制度の問題もお話しされておりましたけれども、これも非常にいいことなのですけれども、これは美深の仁宇布小学校というところでやっております、ただ、町の財政の投資額が非常に大きいのです。それまでしてまで、学校をその地域に存続することが必要かどうかということについては、十分内部の協議しなければ、学校があることだけということの理念だけではちょっと問題ありますので、そういうことを含めて、総合的に含めた形の中で、再編・統合については真剣に考えていかなければならないと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

それから、4点目の学力低下の問題につきましては、これはただ子供たちに知識を教えるのではなく、知・徳・体と言われているのですけれども、その三拍子そろった教育、その中でも、特に学校の評価というものについて、非常に今学校現場で重点を置いています。その子供が、ある程度その学年でその学力に達しているかどうかということが一番大事だと思っておりますので、その中で、読書の問題も出てきておりましたけれども、ただ、読書も大きな学力の向上の要素かと思えますけれども、まだ読書の関係については、読書という形の中で、子供たちに読書に親しむということについて、さらなるそういう教育環境の整備という面での努力をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 1点目の情報の改革、提供の改革でございますけれども、町長も確かにいろいろと、町民会議、今度25名で町民の方を公募してということで始まりますし、またさらに行財政改革これから進めていかれるわけですけれども、一番は何といっても、今の行政内容を町民がしっかりわかって、理解していただくということをしないと、町民トークですとか、いろいろどうやったら町民が参加してくれるか、その周知徹底させる方法に取り組んでいるわけですけれども、なかなか町民も参加なかなかしてもらえないものですから、まずは、町長は今財政的なことがあると。ニセコ町は1,800戸数でして、1,800冊、無料でこれ配布しているそうです。

全く同じものとは申しませんので、5,000何世帯ありますから、今、こういう財政難のときに、こういうものばかりにお金使うことはできないとおっしゃるかもしれませんけれども、町民との協働して、これから町民も参加してもらって、パブリックコメント制度でということ、確かにこれ間違っ

ていないと思うのです。一方では、そういうことをしながら、町民に参加してもらって土壌づくりをするには、こういった1冊にまとめて、すべていろいろなことを網羅して書きまして、これを見ますと、すごく詳しくわかるということと、町民の満足度というのでしょうか、そういうものを採点してもらいまして、そして周知していくということ、それはお金これだけ、5,000世帯というのは大変なことになるかもしれませんが、一番町民にわかってもらえる方法としては、私はここは欠くべきものではないなというふうに考えるのですけれども。

というのは、上富良野町も異動の方が、転勤族をかなり抱えておられて、やっぱりそういう意味もありますし、一番行政内容、これさえ、これ1冊さえあれば全部わかる。まず町民にしっかりわからせないと、わかってもらわないといけないという部分で、こちらの方も、こういう何か情報の提供の手法を考えていただきたいと思うのです。いかがでしょうか。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど来の御質問と同じ内容かなと思っていますが、私もお答えさせていただいたとおりでございます。

住民に対しまして、行政情報をすべていかにして知っていただくか、その手法をどうするかということは、これは重要なことでありますし、これからのまちづくりの中で大切なことでありますから、何としてもその対応を図っていかねばならないと。住民への情報開示をどうしていくかということは、今後も重要な課題として認識しておりますので、対処していきたいと思っております。

財政的に非常に厳しいわということでもありますけれども、やはりそれなりの財政効果が、投資効果があり、事業効果があって、事業価値がある部分につきましては、私は相応の財政投資をすることはやぶさかでないというふうに思っております。今、議員、先ほどもお答えさせていただきましたように、ニセコ町のようなあのすばらしい冊子をつくりまして、全戸に配布いたして、その効果が、住民の受けがどうなるのかなど。

私が先ほどお答えさせていただきました台所白書、あのときもやはり全戸に配布させていただきましたけれども、本当にそれを利用していただいたという方は何戸ぐらいあったのかなということも含めて考えておるところであります。もう少しそのような財政投資をしなくても住民に情報提供できる手法はないのか、そこらあたりを今後のまちづくり

の基本原則の確立の中で、また、自治基本条例の策定の中で、ひとつ十分検討を加えながら、住民への情報開示を推進することに努めてまいりたいというふうに思っております。御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） 私は、さきに通告してありました2項目について、町長に御質問をしたいと思っております。

1項目目の新行財政改革基本方針の取り組みについてということで、さきにいただいた新行財政改革基本方針（自立に向けた上富良野町再生プラン）と題して、16年4月の資料として出されました。

この中でも提案されておりますが、以前から町長は、5年後の財政規模は60億円にしなければならないと言われておりましたが、この資料の中でも、17年度には8億5,000万円にも及ぶ歳入の減、それに伴い3億6,000万円のマイナスが見込まれております。このような状況の中、早急にさらなる削減策が求められます。

そこで、町長は、みずからの削減策をどのようにお考えをお伺いしたいと思います。

2項目めに、町民農園の充実をということで、昨年度より、町民農園が富原の野菜育苗センターのところに開設されたことは大変評価するところでありますけれども、立地条件としては、決して望ましいとは言えません。農地の利用は、さまざまな制約の中、現在の場所に至っているとのことですが、今後に向けて、市街地近郊の農業者の御理解、御協力を求めて、せっかく日本一空気のおいしいところと認定されたのですから、せめて雄峰十勝岳が眺められ、おいしい空気を味わえる、だれもが私もこんな場所で野菜を育ててみたいと思える、この町にふさわしい町民農園の開設を検討すべきではと思っております。町長のお考えをお伺いいたします。

以上、2項目についてよろしくお願いたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田議員の2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の新行財政改革基本方針に基づくみずからの削減策についての御質問ですが、御承知のように、さきに示した中期財政見込みでは、今後大変厳しい財政状況を予測しているところであります。持続可能で安定した財政構造を確立していくことを大きな目標の一つとして、新行財政改革基本計画をまとめたところでございます。

今年度上期には、この基本方針に基づきます具体的な実践項目などを示す行財政改革実施計画を、町民皆様と協働で策定してまいりたいと考えているところであります。

基本方針には、行財政改革の取り組みの柱として、まちづくりの基本原則の確立、行政内部改革の徹底、住民との協働による改革の徹底の3本を提起しているところでありますが、御質問のみずからの削減策については、行政内部改革の徹底の中で、その具現化を果たしていかなければならないと考えております。

少なからず町民の皆様にも痛みの伴う改革を提示した以上、町民との信頼関係を強化し、改革の実効性を高めていくためにも、行政内部で完結すべき課題については、優先的に取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

私自身、組織のトップとして、職員に範を示すとともに、改革の先頭に立ち、その牽引力を発揮してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の町民農園の充実についてお答えさせていただきます。

町民農園につきましては、町民の余暇の増大や価値観の多様化に伴い、農業者以外の人々の中に、野菜等を栽培し、自然に触れ合いたいという要請が高まってきているところであります。

このようなことから、町民みずから作物のまきつけ、作物管理、収穫までを体験することにより、食料農業に対する理解を深め、地産地消の意識を高めていくために、平成15年度より町民農園を開設し、利用者から好評をいただいております。

御質問のように、農地につきましては法でさまざまな規制がなされておりますが、地方公共団体、農業協同組合が行う農地の貸し付けでは、1区画10アール未満、営利目的で農作物栽培を行わないなど、一定の条件のもとで町民農園を開設しているところであります。

町民農園の設置場所の御提言をいただいたところでありますが、議員のおっしゃるような理想とする立地条件のかなうところを、いざ私の頭の中で選定するとなると、なかなか難しさを感じておるところでございますので、できれば具体的な御提言をいただければというふうにも思うところであります。

町といたしましては、現在農園を開設しておりますので、利用者などの意見を十二分にお聞きしながら、場所の変更も含めて、今後の課題として検討をしてみたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） ただいまの町長の御答弁に対し、再質問させていただきます。

まず、1点目の行財政改革における町長みずからの削減策をお伺いいたしましたが、私の質問の説明が不十分だったせいか、私が望むような答弁が得られませんでしたので、再質問で確認をしたいと思っております。

町長は、3月の予算特別委員会の折、また、本日も先ほど聖域なき改革を行うと、こういうことをおっしゃっておられましたが、4月、また5月を過ぎ、6月に入っても具体的な改革案が見受けられませんでしたので、今回御質問させていただきました。

町長のこれまでの言動を拝見しておりますと、みずからの部分においては、大変消極的に見受けられます。身の回りのことを守ろう、守ろうとする余り、財政の厳しさ、それから大変さがなかなか町民には伝わっておりません。

町長として一番大切なことは、町民の信頼を得ることだと思いますが、この町は、思っていた以上に町民と行政の温度差を強く感じるところです。

このような状況では、町長、それから職員が一丸となって自分たちのことを保護するのだというように町民の目からは映ってしようがありません。その結果が、町民アンケートの数や、また、今月9日、11日に行われた町民トークの出席者の数が物語っていると思われまます。

そこで、町長は、私はアンケートも町民トークも行ったと。参加者の数が少ないのは、町民の意識の低下だと、このように考えておられるのか。そのような方法ではうまくいかないと考えるのか、まず、この1点をお聞きしたいと思います。

続きまして、昨年12月、南富良野町を訪れた際、池部町長とお話しする機会を得て、私は初対面でしたが、町長のお話の中で、来年から私の給料を2割削減すると。そして、申しわけないけれども、職員の給料も1割削減させてもらおうと。このとき同席していた職員は、初めて聞かされた話に驚いておりましたが、その際、またごみの件を伺いましたら、我が町も無料でやっているのだと。ただ、しかし、大型ごみは町民の理解を求めて有料化にさせてほしいと、このように申しておりました。

現在、これらはすべて実行され、大型ごみにおいては、当町で受け入れを行っておるものと思われまます。その後、町職員や町民から不満が出ませんでしたかと職員の方にお聞きしましたら、そのことによって、職員も町がなくなったら困るのだということと危機感も増し、町民からの不満もほとんど出なかったそうです。

そういった町長の潔さは、職員初め町民の心を動かすものと思われれます。幾ら予算が5億、10億減ったからと町民に訴えても、伝わるものではありません。町長の態度一つで、そうか、町長がそこまでやるのだったら、私たちも幾らか担おうかという気持ちになるのではないかと考えます。

また、最近町長も御自身で通勤されているようですが、こういったことが一番町民が求めていることではないでしょうか。財政的には数十万のこともかもしれませんけれども、こういったことが一番町民にわかりやすく、財政が厳しいということを伝える一歩ではないかと思われれます。

また、もう一歩工夫していただければ、町民に愛を振りまいて歩いていただければ、なお一層町民に伝わるのではないのでしょうか。

我が町においても、町長というのは、職員初め約1万2,700名の町民の親なのですから、親らしく、子供たちに我慢を強いる前に、みずから思い切った削減案を提示すべきと考えますが、この点について、先ほどの御答弁の中にも、職員に範を示してとありましたので、具体的に、いつからどのように範を示されるのかも含めて、みずからの削減策をお伺いいたします。

続きまして、2点目の町民農園の件ですが、農と食を結ぶ上で大変重要な部分かと思えます。作物を育てる喜び、また、収穫の喜び、また、難しさや苦勞など、利用者にとっては生きがいの場となっております。

そこで、利用者の苦勞、例えば、それぞれの作物に対しての肥料の種類だとか量、また、病虫害防除の農薬の種類だとか、結構わからないことを抱えています。利用者と農業者を交え、簡単なQ & A的な部分で利用者の疑問を解決し、豊かな利用を図っていくべきと考えます。こうすることにより、利用者や農業者をつなぐかけ橋となると考えます。

この件については、町長も深く御理解をされているようですので、早急に来年度に向けて場所の選択、検証に当たっていただきたいと考えます。

町長から場所の提言をとのことでありますが、要請があれば、協力したいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、行財政改革におきます町長みずからの削減策ということではありますが、さきにも行政報告でもさせていただきましたように、2回の行財政改革におきましては、それぞれに改革効果をあらわしてきておるところではありますが、実質的に町民の皆様方

の部分につきましては、ごみの有料化等々の御負担をいただいておりますけれども、実質的な率からすれば、5.6%近くが住民の御負担と。実質的には2.1%相当ということでありまして、これらの削減とともに、9,120万円の新規事業と拡大事業の対応を図っているというようなことや、ごみの有料化の中には4,570万円の有料化手数料収入が見込まれておりますけれども、そのうちの1,830万円近くは町外の自治体からの負担の部分というようなことで、それらのものを勘案いたしますと、基本的には6%ぐらいと。残りが内部改革で対応してきているということでございます。

それだけ私としては内部で対応し、住民にのみ負担を強いてきているという認識は持っておりませんし、また、町長報酬、特別職の報酬等々につきましても、私就任以来2回の減額をさせていただいております。ただ、池部町長の減額の時期と私の減額の時期が一緒でないということでありまして、基本的には議員の皆さん方の報酬の減額は据え置きながら、私ども特別職、常勤特別職だけの減額を進めさせていただき、そしてまた先般は、議員の皆さん方とともに減額をさせていただいたと。

このことにつきましては、今後の新行財政改革の方向性を踏まえながら、次年度に向けて、また報酬審議会の招集をして、私ども特別職の報酬がいかにあるべきかを審議会に諮問をしていきたいというふうにも考えているところでありまして、みずからの削減というものについても対処していきたいというふうに思っております。

また、議員から御発言ございました私の送迎の部分につきましては、数十万円の削減になるだろうということではありますが、基本的には燃料代だけの削減でございます。私どもの内部の状況からすると、四、五万円の年間削減に相なるのかなど。送迎をしても、人件費等々は変わりませんし、車の償却も変わりませんし、車のかかる経費は燃料代だけというような状況でありますので、年間総計、試算いたしましても、大体3キロ、往復で3キロぐらいと、2回往復で7キロぐらいという試算をいたしまして、基本的には365日ではございませんので、大体220日ぐらいというような状況でございますから、それらを勘案して燃料単価を掛けますと、四、五万円ぐらいというような節減ということではありますが、これらにつきましても、今、議員から御質問にありましたように、それらの姿勢を見せるということが私は重要だというふうに認識いたしておりますので、町民の皆さん方にそれらの対応を図るとともに、さきの村上議員からも御質問ありましたように、行政内部の情報というものを十二分に住民

に開示していくということが、やはり住民に町政の関心を持っていただく、そういう手法をとるということが大切であるというふうに認識しております。

さきに今まで執り行ってまいりましたまちづくりトーク等々への参加の少なさ、あるいはいろいろな行政に対する対応の住民の皆様方の参加の少なさということにつきましては、従前の行政情報を十分に住民に開示していなかったゆえの、やはり町政に対する住民の関心度の低さということが大きな問題であるというふうに思っておりますので、今までの行政情報の開示が十分であったかどうかということは、私はまだまだ不十分であると。

村上議員の御質問にお答えさせていただきましたように、今後、すべての行政情報をいかに住民に知らしめるかと、知っていただくかと、そのことによって、住民は町政に対する関心を持っていただけるようになるというふうに思っておりますので、今の参加していただく方々の少なさというものは、やはり行政みずからに責任があるというふうに私は認識いたしておりますので、これからの行政情報の開示につきましては、十分対応していかなければならない。

そして、その中で、行財政改革の実施計画を、先ほどもお話し申し上げましたように、町民会議等々の御意見等を承りながら、上期以内に何とか策定し、来年度予算編成に対応でき得るような体制を整えていきたいというふうに思っておりますし、内部的な改革につきましては、みずから私も率先して対処していかなければならないというふうに考えておるところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、町民農園の問題であります。今現在、大体20区画を予定して対処しているところでありますけれども、昨年度は、それに対して12区画と。今年度は4区画ふえまして16区画というようなことで、まだ4区画部分は残るところでございますが、面積を拡大して、20区画分を16区画で配分しながら、14人の方々に利用していただいております。

今、議員から御質問がございますように、基本的に農業経験のない人たちが対応するというところでありますから、いろいろな点で未知の世界でございます。そういったものを、いかに農業者の実態を理解していただくかということになりますと、それらの説明というものも十分大切であるというふうに思っておりますので、現状におきましては、農業研修施設等々も中にありますので、そういったところとのJAさんとの調整等々も含めながら、今後、その利用者と農業との関連についても十分配慮していきたい

いと。

それから、また、これからにつきましては、私といたしましては、行政が主体になって町民農園をつくるのではなくて、農業者みずからが、ひとつ農業経営の一方法として、これらのことを考えていく。例えば深山峠の方法で、ジャガイモ1坪運動等々の対応等もやっておりますし、よその町村でも、農家の皆さん方がそれらの対応をやっていると。それらに対して、行政がいかに支援していくかということをも十分今後そういった面を含めて検討をしていかなければならないのかなというふうに、議員の御質問から感じ取ったところでございますので、今後またいろいろな面で御意見を承りながら対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） まず、1点目の町民トークの件でありますけれども、これは、確かなかなか集めるというのは大変なのですけれども、まず一つお願いなのですけれども、これは住民会の懇談会においても同じことが言えると思うのですけれども、なかなか10数名の、町長初め10数名の職員出席され、集めたところ、10数名だよと。こういったことが各地域においてもたくさんあります。

そういったところで、果たして町民の中から意見が出るのでしょうか。できることであれば、町長、それから職員1人にメモする職員程度、二、三名でぜひ臨んでいただきたいなど。こうすることによって、町民の方からも、愚痴も含めて言いたいことが出てくるし、それを町長も聞くことができると。そういったところに本当の真実が眠っていると思われるます。

ですから、本当に、できれば地域の懇談会あたりはネクタイを外し、上着を脱いでいって、ひざを崩して町民の意見を聞いていただきたいなど、このように思います。

それから、2点目の件ですが、財政的には四、五万の削減にしかになっていないよと。ただ、この点においても、町長の御返答の中に、そういった姿を示すのだと、こういう力強い御意見がありましたので、今後ともぜひそういう形で臨んでいただきたいなど、こういうことで再質問を終わらせていただきます。

以上。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まちづくりトーク等々で、住民懇談会等々で、参

加する方々の発言ということではありますが、まちづくりトークでは、参加者少ないわけではありますが、意欲ある方々の参加者であると。すべての方々が発言をしていただくと。その点につきましては、参加していただいた方の参加の発言状況というのは、私は本当にありがたいことだと思っておりますが、今、議員からお話ありましたように、堅苦しさを外した中での自由な意見の交換ができるという手法等々も含めながら、今後の対応を図っていかなければならないというふうに思っておりますし、すべてにおきまして、この行財政改革、これから平成20年までの間に24億円の改革をしなければならないわけではありますが、これらの部分につきましては、私の今の規模の行政組織規模の大きさを、バブル期以前のものに縮小していくという私の務めだというふうに認識いたしておりますが、このことは非常に厳しいわけでありまして、これは住民の町民の皆さん方の理解を得なければ達成でき得ないということでありますから、それぞれに、今後私を含め、職員を含めて、今後対応につきましては、十分な姿勢を示しつつ、住民の理解を得るように努めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、7番岩田浩志君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩に引き続き、一般質問を続行いたします。

会場を封鎖せず、そのまま開放しておきます。

選挙の場合は封鎖でございますが、それ以外は規定にありませんので、開けたままと。それから、上着の着用ですが、脱いでも構いませんので、そして会議をしていただきたいと思っております。よろしく願います。

では、先ほど西村議員からの質問ございまして、企画財政課長が答弁させていただきますので、よろしく願います。

企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 17番西村議員の白銀荘と、それから日の出パークゴルフ場の起債償還の関係御質問ございましたので、お答えさせていただきます。

白銀荘の整備に係る起債償還につきましては、16年度で7,700万円程度であります。17年度につきましては6,300万円程度でござい

まして、18年度に至りますと4,100万円程度で完済の予定となっております。

それと、もう1本、日の出パークゴルフ場の関係につきましては、御案内のとおり、ここ最近元金の償還が始まった段階でございます。16年度におきましては、約950万円程度の償還額になってございます。それと17年度におきましては、2,100万円程度になりまして、18年度に至りますと、約2,350万程度で、以後推移していくような状況になっているところでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 17番議員、よろしいですか。

わかりました。

では、一般質問を続行いたします。

次に、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について、町長及び教育長に答弁を求めるものであります。

第1番目には、草分地域における火山灰の採取の問題であります。

現状では、草分地域において火山灰の採掘所が設置されております。採掘に当たっての条件整備がなかなか整わないという状況の中で、道からも条件整備を速やかに行うべきだという指導が出されております。

また、ここは林地を開発したという状況の中で、当然火山灰の採取後には、復元の対策等が速やかにとられなければならないというのは、御承知のとおりであります。

しかし、この業者を見てみますと、再三再四延期願いを出すという状況の中で、なかなかはた目で見えていますと、この条件整備をしない、したがないという状況の中で、再三延期願いを出しているのではないかとこのふうにとらざるを得ないような感じのところも見られます。

私は、こういう状況の中で、今、身近にいる民家の農家の方々が言われているように、雨や強風のときなどは、柵にその排水対策がとられていないという問題。あるいは砂が舞い上がるという状況の中で、暑いときには民家の窓ガラスさえ開けられないという状況があるということが明らかになっております。

こういう状況の中で、私、改めて今回の採掘に当たっての条件整備をきっちりやるべきだと考えております。

この間、町や道においても、再三この点の行政指導を行ったという話であります。どのような指導がなされたのか。また、今後何年において復元をさ

れようとしているのか。この点を伺うと同時に、こういう問題点があるわけですから、行政もきっちりとした対応が求められていると考えます。

次に、福祉行政について伺います。

緊急通報システムの設置というのは、皆さんも御存じのように、重度の障害者や、あるいは65歳以上等の老人の方が対象とされております。また、この装置の有効性については、煙や火災時に、その通報が消防署に伝達されて、逐次対応がされるという、命と安全を守る上で大切な装置となっております。

町においては、この間、逐次待機者をなくすという形の中で、緊急通報システムの設置を行ってきたかというふうに思いますが、同時に、まだ待機者が20数名ほどいるという状況の中で、多くの方がこれを速やかに設置してほしい、こういう声も寄せられています。

そういう意味では、日常生活に欠かせない緊急通報システムの設置計画はどのようになっているのか、この点についての町の計画を示していただきたいと考えています。

次に伺いたいのは、療養型やショートステイのベッドの整備であります。今後、上富良野町においても、高齢者がふえるという状況にあります。また、介護認定者も増加するという傾向にあります。

今、介護されている側もする側も、まさに安心して介護が受けられるような体制づくりというのは、文字どおり行政が率先して行わなければなりません。

しかし、現在、ショートや療養型を利用しようとした場合に、なかなか施設の不十分さからも、この利用がなかなかスムーズに行えないという状況もつかえます。

また、その年度においては、多少の変動もありませんから一概に言えない部分もありますが、しかし、今、多くの方が望んでいるのは、また、この間、町が行ったアンケート調査の結果でもわかるように、療養型やショートの整備というのが当然急がれるという結果に示されているように、町においても、今後、介護認定者の増嵩も含めて、これらの整備の計画、どのようにされようとしているのか、この点についても伺います。

次に、子育て支援の問題について伺います。

子育て支援といっても、多様な要求や要望があります。子育ての悩みや相談、あるいはサークル活動を通じての親同士の触れ合い、あるいは保育所の充実や学童保育所の充実など、さまざまな要求や要望があることは、御承知のとおりであります。

しかし、上富良野町を見ますと、まだ乳幼児

やお父さん、お母さん方にとって大切だと言われている、いつ、どこへ行っても、ここの場所へ行けば子供連れでも遊べるという、そういう場所がありません。そういう意味では、他の地域では、木のぬくもりがある遊具や、あるいは多種多様な遊具を備えて、いつでもどこでも子供や親が来て触れ合いできる場所、居場所づくりを進めているという状況にあります。

そういう意味では、上富良野町にも、今、子育て支援計画が進行中ではありますが、こういう要望をきっちり踏まえた中での対策というのが当然とらなければならないと考えておりますが、今後、こういった点の要望や要求に対して、町はどのように考えておられるのか、この点についても見解を求めます。

次に、学校整備について伺います。

上富良野小学校は、30年代と40年代に建設され、既に年数がたつという状況の中で、修繕や老朽化が激しくなるという状況であり、この間も大規模改修等が行われてきました。

しかし、このままでいけば、部分改修をやったとしても、全体の改築計画をきっちり明確にしなければ、この根本的な解決の原因に至りません。

今、上富良野小学校においては、3線校舎までありますが、今、外部からの不法な侵入者などによって、小学校による安全性が問われるという状況の中で、そういう意味では、どこからだれが入っても監視がわからないという状況になっている点を見ても、子供の児童の安全管理の面からも、早急な整備計画が求められていると考えておりますが、この点についても、いつごろまでに、この上富良野小学校の改築年度をするのか、明確に答弁求めるものであります。

また、西小学校のグラウンドにおいては、従来より水はけが悪い、バックネット等の改修等の要望が出されております。なかなか財政の都合もあって、その方向性というのがはっきりしないという状況にあります。また、整備計画に載っていたとしても、その年度の財政事情によって、後退せざるを得ないという部分もあります。

そういう意味では、いち早くこういった悪い条件の中でのグラウンド整備というのは早急にされるべきだと考えますが、これらの点についても、教育長の見解を求めます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の5項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の環境行政、火山灰採掘場の今後の対応ではありますが、草分地域で民間が行う土石等の

採掘については、昭和59年、法に基づき北海道知事の認可を受けた火山灰の採掘を行ってまいりましたが、これまで数回の変更届が北海道知事に提出されておるところであります。

最終の変更としては、平成13年2月に届け出がされまして、平成13年12月までに完了するとの内容でありましたが、いまだ届けに沿った施工は完了しない状況でございます。

事業者が許可申請に沿った復興を確保していないため、平成14年10月18日と平成16年1月22日に、事業者立ち会いのもとで、上川支庁による現地指導が行われ、町も同席した中で、沈殿池の設置、排水路整備、植林による復旧などを盛り込んだ復旧計画を立て、変更許可申請をするよう事業者に改善を求めたところであります。

このような状況を経て、再度平成16年3月25日、工期平成18年12月までの変更許可申請を、上川支庁を経由して北海道知事に提出されている経過でございます。

この変更届に際しまして、町としては、北海道に対しまして、道路河川等の影響について、事業者に直接指導をすること、また、植林等による原形復旧を事業期間内で完了するよう強く意見を付し、北海道知事に進達しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

町といたしましても、上川支庁とも連絡をとりながら、引き続き復興確保が図れるよう監視してまいりたいと思っておりますので、御理解を願いたいと存じます。

次に、2番目の福祉行政についての御質問にお答えさせていただきます。

質問内容第1点目の緊急通報システム設置ですが、この装置につきましては、身体虚弱や痴呆等により、緊急事態に敏感に行動することが困難なひとり暮らしの高齢者や身体障害者、高齢者世帯を対象として、現在260台を整備しておるところであります。

設置が必要な対象者につきましては、毎年各地区の民生児童委員の協力により実施しております高齢者実態調査や、保健・福祉・医療関係者の情報をもとに把握に努めているところであり、設置の必要性の3段階区分により、緊急性の高い方から優先的に設置を進めている状況にあります。

待機者は、本年4月末で23名おりますが、3段階区分の内訳では、緊急度の高い1段階の方が2名おられ、既に設置済みであります。残り2段階の方が16名、3段階の方が5名、合わせて21名の方が現在待機中であります。

毎年装置が設置されている世帯の方が、転出、施

設入所、死亡等の異動による取り外しの件数が多く発生しておりますが、昨年度は20件の届け出があり、その取り外した装置を、待機者側の中から緊急度に応じて順次つけかえてきているところでございます。

したがいまして、御質問の待機者の改善計画につきましては、当面は現保有台数の中で、若干の時間を有しますが、ほぼ充足されていく状況にあると考えております。

私といたしましては、この装置の有効性を十分に認識しておりますので、引き続き設置の必要性が高い高齢者などの対象者の把握に努めながら運用してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

2点目の療養型やショートステイのベッド整備に関する御質問であります。議員の御発言のとおり、現在町立病院に介護療養型病床を20床設けておりますが、空きベッドがなく、満床の状況でございます。

この状況を解消すべく、昨年度増床を予定いたしましたところでありますが、指定基準であります必要な医師数が確保できないため、見通しが立たない状況で今日に至っているところであります。

また、ショートステイにつきましても、ラベンダーハイツに10床設置しておりますが、利用が急激に伸びているため、満床の日が多い傾向にあることから、利用者への空きベッド確保の対応に苦慮しております。

今後、介護認定者の増加に伴い、介護サービス利用者の増加が見込まれる中で、この介護療養型病床とショートステイのベッドが不足する問題は、本町のみならず、富良野圏域全市町村が共有する課題でありますので、圏域全体が協力、連携し合い、介護サービス基盤の整備充実が図られるよう、他市町村と協議をまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、子育て支援に関する御質問にお答えさせていただきます。

御質問の乳幼児などが自由に遊べる空間の確保につきましては、乳幼児を持つ子育て中の母親が、子供と一緒に気楽に集い、遊び、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで精神的な安心感となり、育児への悩み解消へつながるものと認識しておるところであります。

このことから、場所の対応については、子育て支援策の集いの広場事業として、保健福祉総合センター、老人身障保健センターなど、施設の一部の活用を図るよう、現在策定中のエンゼルプランに位置づけてまいりたいと考えておりますので、御理解を

賜りたいと存じます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 9番米沢議員の2項目についての御質問にお答えいたします。

1点目の上富良野小学校校舎の整備計画についての質問であります。現在の上富良野小学校の校舎は、1線及び2線校舎は、昭和35年、36年に、そして第3線校舎は昭和45年と46年に建設し、その後、防衛庁の補助を受けまして、昭和58年度から防音改修を行い、現在の校舎となっているところであります。

しかし、年数の経過とともに、校舎の老朽化が著しく、床下の腐食により床が落ちたり、また、雨の浸食による外壁の損傷や、また、排水管の老朽化等による悪臭などの問題が発生し、当面応急的な補修と修繕での対応を図ってきているところでございます。

また、校舎の老朽化のみならず、学校に外部からの不審者が侵入する事件が全国で相次いで発生しており、学校での安全の確保が強く求められておりますが、現在の3線校舎は、児童の増加で増築した校舎のため、職員室からそれぞれの校舎が離れ、特に第3線校舎に児童玄関を設けていることもありまして、児童の安全管理面においては、今日的には非常に問題のある校舎の配置になっているところであります。

御質問の校舎の整備計画についてであります。現在のところ、第4次上富良野町総合計画には位置づけられておりませんが、教育委員会といたしましては、未来を担う子供たちの快適な教育環境整備のためにも、早期に実現を図らなければならない重要な課題であると認識しております。

町の財政事情もありますので、町長部局とも十分な協議を進め、次期の第5次総合計画のできるだけ早い時期に位置づけをし、実現が図れるよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、2点目の西小学校のグラウンド整備についてであります。この整備要望につきましては、町議会を初め学校関係者や子供議会の場においても、心あつくして、その早期実現の要望を受けているところでございます。

夏が短い北海道において、グラウンドの水はけが悪いということは、運動会の開催や野球の練習など、校外活動に大きな影響を受けていることは十分認識しており、平成17年度で予算化し整備するよう内部協議での理解も得ておりますので、新年度実施するという事で前向きに検討しておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） まず、草分地域における火山土の採取の問題についてお伺いいたします。

この業者は、ここにいわゆるリサイクルの施設を設けようという形の中で届け出を出しましたが、地域の住民からも反対にあってしまうという状況になっています。

問題は、この業者は、やはり再三再四この復元に当たっての条件整備が言われているにもかかわらず、なぜ行わないのかということに一番の問題点があるのではないかと私自身は考えております。それは、再延期を行えば、法律の盲点もあるのでしょうか。それを行えば、いつでも自由にこの場所を確保できると。将来は産廃施設というか、リサイクル施設を建てるためのその条件を残しておこうという形の中で、再延期をどんどん出していくという状況になってきているのではないかなというふうに思うのです。

やはり、現状見ましたら、もう採取がほとんどされていないという状況であり、排水路も排水整備も、沈殿池もいい加減なものです。あれは本当に設置されているというよりは、素堀で掘ってあるという状況です。ですから、明らかにこの業者というのは不真面目です。

そういう意味では、やはり他方で砂が舞い上がって、やはり迷惑かける。あるいは雨が降ったときに土砂が流出してしまうという状況を、もうこれ以上放置するわけには、もういかないわけです。

そういう意味では、町としても道にしても、18年の12月までに、この対処の届けが出されたということではありますが、この整備計画の中身というのは、何年にどこまで整備するのかというような細かな条件も付されているのかどうなのか。

ただ許可を出せば、条件にはまれば、これで済むというだけの問題ではなくて、地域の人にやはり多大な迷惑をかけているということ、やはりもっとこの業者も知るべきだと。町もこの現状を見てどのように考えているのか、この整備計画の中身について、どのような整備計画が出されてきているのか、この点を明確にしていきたいというふうに考えますが、わかっている範囲でもよろしいですから、これらの点についての行政指導を行うのか、さらに厳しい行政指導、もしくは町独自の条例もつくって、こういうものはきちっと監視するというところまでのやはり町の構えがないと、これは進まないと思うのです。この点について答弁願います。

次に、福祉の問題です。

緊急通報システムについては、民生児童委員さん

とも協力しながら、その設置、緊急度の高い順からという形になっています。常時20件ぐらいの取り外しがあって、それに対応するというこの話ではありますが、これ平年ペースに直すと、大体毎年20件という形に出てくるのかどうか。

やはり、こういう、仮に2段階の人であっても、その条件や置かれている条件が変われば、やはり早急につけてほしいという声もあります。そういう意味では、一定の予算化すべきものは予算化して、速やかにつけるといふ措置も必要ではないかと。ただ死亡や施設の入所、転出というところを待つだけではなくて、そういった対策も、私はこれを、答弁を聞いていて必要ではないかと考えましたが、町長の答弁で十分なのか、もう一度この点についてお伺いいたします。

2点目の療養型とショートの問題であります。以前にもこの点についての問題等を質問しましたら、広域連合で対処したいということの答弁でありましたが、いまだに広域連合との調整を行いたいということでもありますから、協議が進んでいる部分と進んでいない部分があるのかというふうに思いますが、現状を見ましたら、介護されている人の話を直接伺いましたら、やはり必要なときになかなか預けられないという声が圧倒的です。

今回のアンケートでも、通所、あるいはショートステイ等の要望というのが非常に高いという状況等を見た場合に、やはり町独自でも設置できる部分の努力も必要かというふうに思っています。確かに医師数の確保等の条件もその中であって、なかなか進まないというところもあるのかもしれませんが、同時に、あの施設が整備されれば、この分また医療にはね返ってくるというような部分があって、なかなか二の足も踏んで前へ進まないという部分もあるのかもしれませんが、やはり待機者のこういった介護の負担を軽くするという点でも、町独自の設置計画というのも、より明確にしていく必要があるのではないかとこのように考えておりますが、この点について見解を求めます。

次に、子育て支援の問題ですが、エンゼルプランの中で位置づけるという話であります。そうなるものだということには思いますが、中身は、構想としてまだ協議中ということですから、どういうものを想定しているのかというイメージがちょっとわからないわけなのですが、やはり機能、遊具があったりだとか、やはりいつでもここへ行ったときに遊べるというような、そういう時間設定。あるいは子供たちの情緒がはぐくまれるような遊具等の整備も含めた中でそういう計画なのか。この点お伺いいたします。

やはり一番この点が、上富良野町でもっと要望してほしいという声が、もう圧倒的に多いです。こういう意味で、例えば社教センターにあるプレイルームありますが、ああいうものを、簡単にいえば大きくした、そういう形の中で、あれはまだ不十分さありますから、やはりこういった部分の子育て支援の充実という点で、どういう感じのものを想定しているのかお伺いいたします。

次に、学校等の整備の問題であります。お金の問題ということになりますと、なかなか前へ進まないという問題があります。

しかし、やはり、今、児童に対する安全管理の面、あるいは逐次改築、整備等が行われておりますが、次から次とほころびが出るというのが実態です。現場行って聞かしても、やはりこの点が非常に危惧されていると。配管等が腐食するという状況の中で、こういった面での根本的な解決がない限りは、当面の解決とあわせて、問題が解決しないという声が聞かれております。

そういう意味では、総合計画の5次のできるだけ早い時期という形で表現はされておりますが、できるだけ早い時期といってもいろいろありますので、この点きちっと明確にする必要があるというふうに考えております。

次に、西小グラウンドの問題は、平成17年度に予算化したいということですが、これは間違いないのか。この点お伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、最初に、草分火山灰の採掘場の対応ですが、議員御質問でございましたような状況の業者でありますので、町といたしましても、許認可権者であります北海道に対しましては、強く行政指導に対して直接指導を図るように強く申し述べているところでございます。

今日まで完了申請を出して、復旧計画の終了する予定でありました平成13年の12月までには完了できなかったと。そして、議員が御質問にありますように、新たにリサイクル施設の申請がなされたというようなこともございまして、許認可権者であります北海道としても、現在の採掘場を復元した後でなければ、リサイクル施設の対応については検討でき得ないということで、復元することを条件として指導を図っているところでありますので、町といたしましても、今回、16年の3月25日から18年の12月までに、さきに申し上げましたような許認可権者であります北海道の十分な直接指導を図りながら、復元対策を図るように申し入れているところ

でございます。

その復元の計画内容につきましては、今のところ申請の状況を十二分に私としては掌握しておりませんので、担当所管の方から内容につきましてはお答えさせていただきたいと思っております。

何はともあれ、認可をした北海道の責任をもって対処していただくということで、私としては北海道に対しまして、強く直接業者に対する指導と、今回の工期内復旧について意見も申し上げているということで御理解を賜りたいと思っております。

それから、2点目の緊急通報システムの待機者の改善問題であります。例年、現在までは、申請者と取り外し者との数が大体一致している中で、例年対応が進んでいるということですが、議員が御質問にございますように、申請者と取り外しの期間が長引くというような状況も十二分な予測もされますので、今後、その状況を見きわめながら、何台かのシステムを確保しておいて、申込者に対応していくと、いけるというような手法も今後検討を加えていきたいと、状況を見きわめながら検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

長期間にわたって待機をするということのないような是正策を考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、療養型ショートステイのベッドの整備であります。基本的には、介護保険制度は、居宅介護が中心でありますけれども、現状の中にあるものは、この施設利用がある程度増加してくるということは避けられないというような見通しを立てまして、町といたしましては、今回町立病院における療養型病床のベッドの変更を申請をする予定で、昨年取り進めたところですが、さきにお答えしたような状況の中で、申請をすることができ得なかったというようなことでもあります。

今後の病院経営の中におきましても、この介護型、療養型病床群の対応ということが、病院経営にも必要な分野でございますので、私といたしましては、何とかこの対応を図っていきたい。そして、それ以上の需要に対しましては、基本的に各自治体、広域の中で十分対応を図っていきたいというふうに思っているところでありますが、なかなか思うように進まないというのが現状でありますけれども、何とか状況を十分に見きわめながら、町立病院のベッドの医療型、療養型の変更も含めて対処していくように努力をしていきたいというふうに思っております。

ただ、今回圏域の中で大きな課題は、センター病院としての協会病院が、今現在療養型確保しており

ます40床、これを廃止して、急性期病院に衣がえをします。慢性期型についてはやめると。他の病院施設に移すというようなことで、この40床をやめるという方向で進んでおるところであります。私としては、この40床をセンター病院、協会病院がやめることが、協会病院としてはこれからの経営上の中で考えられるわけでありませうけれども、では、その40床を補うのはどうするのだと。これは広域として大きな課題であるということで、広域に提起してございます。

これらの回答はまだいただいておりますけれども、私も広域市町村の中で、この問題、センター病院の改築の問題等含めて、この病院、協会病院がセンター病院40床を廃止する。その受け皿をどう対処するかということについて、我々は対応していかなければいけないということで、今課題として残っているということで、ひとつ御理解を賜りたいと。

そのことによって、我が町のこの施設のベッド数の見直し等々も十分配慮して考えていかなければならないというふうに認識しておりますので、ひとつ今後の課題として御理解を賜りたいと思っております。

続きまして、子育て支援の部分であります。先ほどお答えさせていただきましたように、今年策定完了する予定でありますエンゼルプランにおきまして、それらの見きわめをしていきたいというふうに思っておりますが、施設としては、基本的には保健福祉総合センター、それから老人身障福祉センター、これらの改築に伴いまして、エンゼルプランに基づいた対応を図っていくという基本で進めてまいりたいと。

その中にありまして、その内容につきましては、議員が今御質問にございましたように、利用する方々の意見を十二分にお聞きしながら、それらの施設の改善策、施設の対応策を含めて検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢議員の御質問にお答えいたします。

今回、変更届につきましては、あくまでも当場所が林地でございますので、現状に復旧していただくという期間でございます。それが18年12月ということでもあります。

内容につきましては、2,500本の植林をしていただくと、そういう計画になってございます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 9番米沢議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、1点目の上小の

問題、教育委員会としては、安全性の問題、それから現状の施設の老朽化の問題ということで、非常に大きな重要な課題だなということで認識して、いろいろ検討しております。

お答えいたしましたように、第4次総合計画、平成20年でございますので、その間に、ある程度その方向づけを明確にして、第5次の早期の時点で位置づけしてほしいなど。町の重要案件ということで、町長の施策の意思決定してほしいということで、教育委員会もさらなる努力をしないとないと思っております。

現在、改築するために、3線校舎の真ん中に職員室を置いて、廊下を1本1本つないで全面的改築した場合には約5億円。それから、新築いたしますと約15億円ぐらいのお金がかかると思っておりますけれども、これは防衛庁だとか、それから文部省の補助採択の問題もありますので、私たちも、ただやってくれなくて、財源の裏づけを図りながら、こういうことからということで、意思決定をしていただけるように努力してまいりたいと思っておりますので、早い時期というのは、私の教育委員会の担当する部局としては、21年の時点でということで、それは21年になるか22年になるかわかりませんが、早い時期というのは、そういうことの理解をいただくように、政策決定していただくように努力するということが御理解いただきたいと思っております。

それから、2点目のグラウンドの整備でございますけれども、これは、本当に私たちも子供たちに心打たれている部分があります。それから、雨が降ったら野外活動ができない、本当に現状を見ております。

ただ、今年も、何とか暗渠工事だけでもということで、いろいろ検討を重ねてまいりました。ただ、あそこは議員も御承知のように、非常に重粘土でございますので、ただあの暗渠を、ドレンパイプを入れて排水がきちんとできるかといったら、専門的な見地からいくと、ちょっと問題あるということでございますので、来年、調整交付金の方で何とか対応できないかということで、内部の調整会議でも来年度の補助事業に結びつけてやったらどうだということの前向きな内部協議もされておりますので、私たちとしては、教育委員会といたしましては、17年にぜひやりたいということで前向きに取り組んでいくということで御理解いただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々は、

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 環境問題について、1点お伺いいたしますが、町長は、これは確かに道の、許

可した側の問題点だと、これは的確だというふうに思います。

同時に、排水等の整備については、沈殿池等の整備については、植林については明確になっているかと思っておりますが、こういう施設整備については、不明確な点が見受けられます。

豪雨が起きたとき、そこから水が流出して川に流れるということも、当然今までもちょっと何回か起こっているような話も聞いておりますので、やはりこういった整備もあわせてきちんと行政指導がなされるべきだというふうに思います。

そういう意味で、この点も、やはり道にも、直ちにきちんと復元、あるいは整備するということが、あわせて申し入れもする必要があるのではないかとこのように思いますが、この点について、もう一度明確な答弁を願いたいというふうに思います。

将来的には、こういう業者を、町の独自の条例もつくりながら監視する、閉め出すというような感じのことも考えなければならぬのではないかとこのように思いますが、この点、町長どのお考えなのか、あわせて最後の質問としたいと思っております。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

さきにもお答えさせていただきましたように、北海道に対しましては、道路・河川などの影響に対しましては、事業者に対して直接指導するようにと。そして、植林を図って原形を復旧するようにと。これも現在の、今まで議員からお話しありましたように、何度も計画変更をしているわけですから、今回の18年の12月のこの期間に、完全に復旧体制を、復旧を図るようにと、北海道として強い指導を図るようにとということで、強く意見を申し述べているところでありますので、今後もそういった状況を見きわめながら、現地の状況を見きわめながら、上川支庁との調整も図って、十分な体制で整備されるようを見きわめてまいりたいというふうに思っております。

また、このような産廃処理、あるいはこういった事業の対応に対しまして、町が独自の条例制定をしていますが、その対応を図るべきでないかという御質問であります。私も常々そういうようなことも含めながら、十分な対応を図っていきたく。今、環境等々に対する地域の町民の皆さん方の理解を得ながら、そういった部分も含めて、今後の課題として考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、9番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 私は、さきに一般質問通告をいたしました3項目10点について質問をいたしたいと思います。

まず、第1項目は、JR上富良野駅周辺の自転車駐車場管理についてお尋ねをいたしたいと思います。

平成9年11月に、上富良野駅前自転車駐車場が、財団法人自転車普及協会によって設置されましたが、その管理について、町は条例及び条例施行規則を制定し、6年有余その維持・管理を行い、利用者に喜ばれるとともに、JR、また駅前の地域住民の皆さん方からも歓迎される施設になっております。しかし、その管理状況について、以下の点についてただしてまいりたいと思います。

まず、第1点目は、自転車駐車場の管理について、清掃と自転車等との管理はどのようにされているか伺いたいと思います。

それから、第2点目は、長期自転車に対するさまざまな背景、要素があると思います。盗難があったり、それから壊れてそのまま放置だとか、それから高校卒業して、もう使わないからここへ置いておくとか、いろいろな背景が、自転車の登録番号、防犯登録番号、それから中学校、高校のそれぞれの防犯登録番号からもかいま見られます。

したがって、この長期駐車自転車に対する措置はどのようにされているか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、第3点目、長期自転車の処分についてでございます。

平成9年12月1日から、この条例が施行されております。したがって、とりあえず平成10年度から15年度までの間の長期駐車自転車の処分状況についてはどのようになっているかお伺いをいたしたいと思います。

次に、4点目は、駅前駐車場の自転車駐車場の屋上部分は、現在閉鎖されています。しかし、この屋上部分の活用についてはどのように考えているかお尋ねをいたします。

それから、5点目、駅裏の自転車駐車場の関係です。

一応、上富良野町自転車駐車場の管理に関する条例の目的の第1条には、財団法人日本自転車普及協会が設置した自転車駐車場の管理について必要な事項を定めてあるということになっています。

したがって、JR駅裏の自転車駐車場の管理はどのようにされているかお伺いをいたしたいと思います。

次に、第2項目め、上富良野町公民館の改修につ

いてでございます。

上富良野町の公民館は昭和46年度に完成し、以来32年間、上富良野町の社会教育活動の拠点となってきました。しかし、32年を経過した中で、老朽化による安全性、機能低下等が見られ、本年度の予算で、公民館の屋上改修費700万円が予算化され、本日の工事発注状況を見ますと、640万5,000円で工事が入札されたという報告がされております。

したがって、図書室が非常に危険な状況にあるということで、平成15年度の補正で、改修実施設計予算157万5,000円が計上されたところでございます。

しかし、図書の重み等も含めまして、緊急を要するというので、これらにつきましては、平成16年度の予算化は見送られましたけれども、早急にやるということでございました。しかし、現実に1階部分の天井は、非常に危険な状態になっております。

したがって、公民館の改修について、次の点について明確な答弁を求めたいと思います。

図書室の改修・移転は、平成17年度間違いなく実施できるかどうかということでございます。当然今、16年度に見送られて、その中で、従来貸し館作業をする事務室のところに喫煙室が設けられたりしております。したがって、天井部分の改修と、それから、それらも含めると、12月の議員協議会等で提案された改修費をまだ上回るのではないかと、そのような気がいたします。したがって、17年度間違いなく実施できるという形での明確な答弁を求めたいと思います。

それから、2点目は、公民館の1階部分の天井が非常に下がってきています。現実に、今、事務所の入り口は、垂木1本で胴縁を、天井の下がってきている部分で支えられている部分が1カ所。それからもう一つ、玄関入って右側のもと下駄箱のあった上のところが、現実に30センチぐらいの胴縁を2枚、くぎを打って支えているような状態でありませう。

町民が多く集まる場所でありながら、このような状態ではどうなのかということで、公民館を利用する皆さん方から、これで大丈夫なのかというような御意見等もございますので、この状況から、安全性を早急に措置すべきということで、教育長の答弁を求めたいと思います。

それから、3項目め、公的建物、公園等での器物損傷についてでございます。

最近、公共的な建物、それから公園等の無人の状況の折、特に夜中から深夜にかけて、器物損傷の状

態が聞かれます。

したがって、次の点についてお伺いをいたしたいと思えます。

平成16年度の器物損傷等の実態について、日時、それから名称、被害状況、被害額はどのようになっているかお尋ねいたします。

それから、2点目は、警察、交番への通報とその後の状況についてどうなっているかお尋ねします。

それから、3点目は、無人化施設の監視・管理対策は、このように器物損傷の事態が多く発生している段階では、どのように取り組みを考えているか。

以上、3項目10点について、現実問題として出されている問題でございますので、具体的な施策で答弁をお願いいたしますと思えます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1番目の自転車駐車場の管理についてですが、1点目の清掃と自転車の管理はどのようになっているかということですが、現在まで、高齢者事業団との間に委託契約を締結し、年間を通じてその管理を行っております。

委託業務の主な内容といたしましては、敷地内の清掃、駐車自転車の整理、駐車台数の確認、除雪などとなっております。

2点目の長期駐車自転車に対する措置についてですが、条例上、継続して2週間以上駐車が続いている自転車については、長期駐車自転車として扱い、以後、所有者の調査や引き取りに関する告示など、所定の手続きを経て、当該自転車の廃棄処分ができることとなっております。

管理実態につきましては、長期駐車自転車を施設内の1カ所の場所に集約して保管し、所有者の引き取りを期待する体制をとっておりますが、現実には、なかなか引き取りがない状況にあるところであります。

また、廃棄処分につきましては、全く使用に耐えられないような極端に壊れた自転車のみを対象としていることから、保管自転車がふえる一方の状況下にあるわけでありませう。

今後は、この条例に基づきまして、長期駐車自転車の所有者調査を行い、所有者がわかる場合、引き取りを促すとともに、所有者のわからないものにつきましては、放置状況の実状を見きわめながら、所定の廃棄処分を行うよう適正な取り扱いに努めてまいりたいと考えております。

3点目の長期駐車自転車の処分数についてですが、過去平成10年から平成15年までの間に破棄処分をした長期駐車自転車は、24台となつて

おるところであります。その内訳は、平成12年度におきまして12台、平成13年度において10台、平成14年度において2台となっております。

4点目の駐車場屋上部分の利用・活用についてですが、当初、屋上部分につきましても、駐輪場として利用を考えておりましたが、その後、利用実態がないこと、また、たばこなどの投げ捨てや非行のたまり場になっていたことから、屋上部分へは上げられないように閉鎖し、現在に至っているところであります。

また、条例上では、許可により一定の利用貸し出しができるようになっておるところですが、現在までは、利用申請が1件もなく経過しております。

実体的には、遊休状況にあることから、今後、健全な利用方法等があれば、それらの利用について検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目の御質問のJR駅裏自転車駐車場の管理体制につきましては、前段で申し上げましたように、駅前自転車駐車場の管理と一連の中で行っているところであります。

次に、3点目の御質問であります公共的建物、公園等での器物損傷についてお答えさせていただきます。

1点目の器物損傷による被害の実態についてですが、本年度に入りまして、日の出公園においては、5月と6月にそれぞれ1件、日の出オートキャンプ場におきましては、5月と6月にそれぞれ1件、島津公園におきましては、6月に1件の被害が発生しております。いずれも深夜12時ごろから翌朝早朝にかけて、焼き肉や飲酒等の行為後、施設の破損行為により被害があったところであります。

被害状況につきましてですが、日の出公園におきましては、5月16日にステージ裏の物置の窓ガラスの損壊と焼き肉、飲酒、花火を行ったと思われるごみの散乱投棄、6月2日には、展望台の看板、トイレへのいたずら書きであります。

オートキャンプ場におきましては、5月6日に、桜の木3本の折損と焼却、ごみの散乱投棄、6月12日には、炊事棟に設置してある消火器を噴射させ、投棄するといういたずらがありました。

また、島津公園におきましては、6月5日に、設置したばかりのプレハブの管理事務所の窓ガラスの損壊と遊具三つの損傷、投棄、飲食後のごみの散乱・投棄の被害がありました。また、これらの器物損壊に伴います被害総額は8万5,000円相当となっております。

2点目の警察への通報とその後の状況であります

が、これらの被害を受け、いずれも警察に報告し、現場の検証等を行っていただいたところであります。

警察といたしましても、現行犯でなければ検挙は難しいということでありましたが、今後におきましても、さらに警察、防犯協会など関係機関の連携を深め、広報や防災無線による呼びかけや、各施設のパトロールなどの強化により、これらの犯罪行為の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

3点目の無人化施設の監視、管理体制についてありますが、役場、町立病院、各小学校などの施設につきましては、警備員、機械警備の業務委託を行っており、防犯、火災等の緊急連絡体制を整えておるところであります。

また、公園、運動施設などについては、他の公共建物のように、一様な対応は難しいものと考えております。これらの施設につきましては、巡回パトロールなどの監視強化で対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 11番中村議員の公民館改修の見込みについての御質問にお答えいたします。

御承知のように、現在の公民館は昭和46年に建設され、以来32年を経過した施設であり、施設の老朽化のみならず、施設の機能上の不便さ、そして施設の安全性の確保といった面からも、教育委員会といたしましては、公民館の大規模改修を計画し、昨年12月の定例議会で実施設計の補正予算の議決をいただき、既に実施設計も終えさせていただいているところであります。

しかしながら、本年度の私の教育行政執行方針でも申し述べましたが、当施設の大規模改修には多額の財政投資を要することから、道の補助採択を受け実施するよう、道と協議を進めてまいりましたが、平成16年度は、本町にとってのビッグプロジェクトである保健福祉総合センターの建設に道の補助を受けることが内定しているといったこともありまして、本年度は、公民館の大規模改修の道の補助採択は困難であるとの指導を受けたところであります。

このため、町の厳しい財政事業を助案いたしまして、平成17年度に道の補助採択を受けて事業の実施を図るよう計画を延期したところでございます。

公民館の大規模改修につきましては、町民の皆さんが熱望し、また、町にとっても緊急かつ重要な課題であるとの認識から、平成17年度には事業の実施を図ることで町長部局とも調整を終えているところでもありますので、明年度は事業を実施するとい

うことで御理解を賜りたいと思います。

2点目でありますが、御指摘のように、1階の天井板が下がっている状況であることは承知しており、今までも胴縁等で必要な応急措置をしてきたところであります。

この1階の天井板は、2階の床部分のコンクリートから天井板を格子に組み上げ、つり下げている構造となっておりますが、点検の結果、今すぐ天井部分の全体が落下するような危険はないとの専門家の意見をいただいているところであります。

しかしながら、天井板が垂れ下がっている状況を見ると、視覚的に危険や不安を感じると思いますし、不特定多数の人が利用する公共施設でもありますので、緊急的な修理を有する場合には、応急的措置を講じるとともに、利用者の安全と事故の未然防止に向けて、明年度の大規模改修までの間、保守点検に細心の注意を図りながら対応を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） まず、1項目めの自転車駐車場の管理と清掃等の関係についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず、高齢者事業団と委託契約をしているということですが、その委託業務の主な内容についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

今、町長の答弁では、施設内の清掃、駐車自転車の整理、駐車台数の確認、除雪等の答弁がありました。しかし、これは人道跨線橋の除雪清掃等も入っているのではないかという気がするのですけれども、その点で確認をいたしたいと思ひます。

それから、自動車駐車場の管理、高齢者事業団と委託契約をし、その委託費74万2,558円とは、何年度の委託費かということで確認をいたしたいと思ひます。また、これに人道跨線橋等の管理委託費も入っているかどうか。

というのは、私が平成14年度の決算を見ますと、駅前駐輪場管理41万2,230円、それから駅前駐輪場の除雪29万7,990円、それから駅前花壇管理ということで3万2,340円、したがって、その合計が74万2,560円になるのです。ですから、本来ならば、最近の情報を答弁すべきと思うのですが、とりあえず今この74万2,558円ということは、16年度の当初予算では、駅前駐輪管理費41万4,000円、駅前駐輪場除雪22万7,000円、駅前花壇管理1万7,000円、その合計が65万8,000円になるのですよ。それと、もう一つ、高齢者事業団との契約書

の合計は65万8400円なのです。

ですから、予算より少ない、65万8,000円ですから、契約書の内容は65万8400円だと、それではいいのですけれども、この第1回目の答弁書を見ますと、74万2,558円ということですから、その数字の中身を知りたいということでお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、次に、委託業務の関係で、私も去年、今年と、この駐輪場をずっと見て回りました。そうすると、条例で定めている調査札というのがあります。それが1枚も張っていないのですよ。調査札の内容を申し上げますと、長期駐車自転車の調査のため、この調査札を取りつけましたので、自転車御利用の際は、この札を取り外してください。よろしく御協力をお願いします。なお、何月何日を過ぎてもこの札がついたままの自転車については、上富良野町自転車駐車場の管理に関する条例に基づき、長期自転車として処分することになります。調査日何月何日、上富良野町(何々課)という調査札をつけることになっております。

それで、私が見たところ、平成14年から荷札、僕は通称荷札と言っているのですね、それがついているのです。そして、その荷札の内容というのは、あなたの大切な自転車、オートバイには、かぎと名前と登録を、これは表。それから裏は、自転車、オートバイ等の盗難を防ごう。そして、私、借りてきてコピーしてまた返したのですけれども、平成15年10月17日13時40分、上富良野町防犯協会、富良野警察署、上富良野町町民生活課町民生活係という札なのです。ですから、この札が、自転車の鍵のかけてあるのにもついているし、それから、名前の書いてある、それから防犯登録をしている自転車にもついているのですよ。ですから、実際の条例並びに条例の施行規則に沿ってやるのであれば、何か機械的に高齢者事業団にこの荷札を張れというようなことでやっていて、本当にこの長期駐車自転車を解消する努力をしている跡がまるっきり見えないのです。

それで、とりあえず、その高齢者事業団に、そのことまで業務内容として委託をしているかどうか、それをまず確認をいたしたいと思います。

それから、次に、長期自転車に対する措置の関係です。

今、町長の答弁では、条例上継続して2週間駐車続けている自転車云々ということがあります。条例の中では、期日を定めてということがあります。そうすると、私が調べた中では、5月と10月です、1年間。それから、平成16年度の5月に調べたやつですが、そうすると、期日を定めてと、今、

町長の答弁では、継続して2週間以上などということになると、極端に言えば、もう6カ月も放置している自転車がそのままあるよということが感じられるのです。

ですから、この期日を定めてというのは、いつの時期を期日を定めるということで、職員、それから、もし高齢者事業団にそのことが委託業務の中にあるのであれば、そのことを確認をしたいと思えます。

それで、条例の中では、長期自転車らしきものだとということであれしてから2週間、14日、長期自転車として取り扱う。その次に、長期駐車自転車整理台帳というのに記載をすることになっているのです。だから、恐らくそれもなされていないのではないかという気がするのです。これは条例の施行規則の第4条の中で、はっきりうたわれております。ですから、それに対しても、整理台帳で適切にされているかどうかお尋ねします。

それから、その次は、第5条の関係なのですが、所有者等の調査ということで、当然所有者があったり、それから使用者があると思うのです。そうすると、これらの関係について積極的に調査をして引き取ってもらう。当然先ほど冒頭申し上げた盗難車があるかもしれませんし、それから、もう要らないわと放置したのものもあるかもしれません。

ただ、私が、例えば駅前のところを調べてみました。そうすると、使用不可能の自転車というのは25台ありました。そのうち、先ほど申し上げた鍵をつけなさい、登録をしなさいという、私、通称荷札と言っているのですが、これが20台と。そうすると、その中に、例えば役場の方が事業団でもよろしいです。長期放置自転車で、所有者また使用者が確認可能なものが相当数あるのです。例えば、通学用、上富良野中学校037、青シール張ってあります。それから、防犯登録は、あの557825北海道警察。それから、上富良野中学校183赤シール。それから、これはもう名前と電話番号もついています。それから防犯登録ということで、北海道警察に、7点ありますね、防犯登録の番号ついたので。そして、これは平成15年5月、平成15年10月、平成14年10月12日のやつも、みんな荷札のついた調査をしたという。

そうすると、できるだけこの解消をしようということであれば、ここへ聞けばすぐわかるのですよ。上富良野交番に行ってみました。そうしたら、富良野署の防犯へ行けば、この番号言えば、すぐ出てきます。ただ、我々一般人がやってはだめですけども、役場から言えばやりますよ。それから上富良野中学校も行ってきました。そうしたら、上富良野

中学校は、学年ごとにシールの色分けをしています。したがって、平成11年から全部その番号の控え、車種、色。というのは、親からきちんともらっているのです。通学用の自転車に乗っていいですかという自転車通学希望届ということで、その中で、保護者の氏名、生徒の名前も書き、保護者の印鑑も、それから住所、メーカー名、車体番号、鑑札の有無ということで、学校側は、この鑑札を通学用で認めるということで、1枚200円でやっているのです。

そうすると、これが張ってあるから、調べようと思えば調べる。そういう努力というか、そういうことが、もう無法にその場に置かれているのが、私は実態だろうと思うのです。したがって、これらの関係について、所有者、または使用者が確認可能なものを確認をしていなかったのではないかという気がいたします。

だから、これは駅前の駐輪場でございます。駅裏の方は、使用不可能自転車が15台、そして荷札つきのやつが10台、これにも上富良野中学校が、1、2、3、それから、上富良野中学校と富良野高校が、上段、下段でついている防犯登録証があります。それから北海道警察が3件、富良野警察が1件というようなことで、非常にこれを解消する努力が一切されていないのではないかという気がいたします。

それで、上富良野中学校も、今聞きますと、1年生が赤、2年生が緑、3年生が黄色ということで、役場等が照会があれば、これについては持ち主がだれかということは明らかにすることはできずと。警察も同じような、上富良野交番でも言っております。

したがって、私は、この放置自転車、恐らく盗難の関係もあるかとも思います。それで上富良野交番に聞きましたら、平成15年は盗難自転車20件の届けがありました。そのうち10件が持ち主が判明して、駅前にあったり、いろいろなところに放置されたものを、その防犯登録なり、それから被害申し出によって確認ができたということで言っております。

ですから、私は、この長期自転車が、取りに来なければ、告示期間14日間がありますと。ですから、14日は14日、機械的にいけばですよ、14日は14日の28日。それから、告示されて翌日から起算して60日を経過したら廃棄処分してもいいということになっています。

したがって、平成10年から15年の24台処分をしたということでございますけれども、的確な条例に沿って告示をされて、そして処理をされている

のか。というのは、まず一つは、台帳がきちんとなっているかどうか、その点を含めて、この手続に従って、長期自転車の措置がされているかどうかということでお尋ねをいたしたいと思います。

それで、上富良野の自転車の商売されている人に聞きましたら、防犯登録は1台500円ですと。そうしたら、それは500円納めれば、自転車店が自動的に北海道の自転車業の組合を通じて、道警本部の防犯の方に行くと。それが登録されたものが、全道のそれぞれの署の中に全部来るということでございます。そうすると、この中学校、高校生、それから北海道警察、富良野警察での防犯登録されたものは、もう瞬時にして持ち主がわかる。それで、それは盗難をしたのか、投棄されたのか、もう要らないからあれしたのかといういろいろな条件をクリアして、所有者もしくは使用者に返すべきだと思うのですが、その点お尋ねをいたしたいと思います。

それから、次に自転車の処分の関係なのですが、10年度、11年度ゼロ台、15年度はゼロ台、15年は先ほど申し上げたように、30何台、駅の前と駅裏にあるから、されていないのだな、14年のやつも残っているから、されていないのだなという気がいたしますけれども、先ほど申し上げたように、駐車場管理する施行条例で的確に告示をすることはされているかどうかという問題、もう一つは、廃棄自転車の処理費用なのですが、24台ということでございますけれども、平成14年10月から、粗大ごみの関係で、1台300円ということになりましたけれども、14年は2台ということで、その処分をした日時というのは、台帳をつくっていけばわかると思いますが、10月1日以前か後なのか。それから、それ以前の処理費用はどうなっているのかということでお尋ねをいたしたいと思います。

それから、次に、駅前自転車駐輪場屋上部分の利用・活用でございます。

確かに私も、あの駅裏に住んでおりますから、あそこを行ったり来たりすると、朝の4時半、5時になると、夏のときに、中学生か高校生か一般の人か、若い人たちが酒を飲んであそこで寝ていたり、それから、中学生の女の子があそこで1人寝ていたとか、そんな情景を見たことがあります。

したがって、これらの状況からあそこを閉鎖されたのだろうと思いますけれども、一つは、自転車駐輪場の長期で、今後どうするかはあれですけども、調査札をつけて、そして、来なければ処分をしますよという自転車をあそこへ置いておいて、そして車種だとか何とか、告示する要綱がありますから、それに基づいて、あそこに張ったりというようなこと

で、あそこを保管場所にしてはどうかという一つの考え方があります。

というのは、駅裏の駐車場、区切りにして柱が6区画に分かれているのです。そのうちの出しやすい一番いい場所が、半分为放置自転車、それから荷札のついた自転車、タイヤのないやつ、それから前輪のないやつ、それからサドルのないやつ、それからもうさまざまなものが半分占められているのです。そうすると、現実にあそこへ高校生、通勤者が自転車を置こうと思っても、置ける状態ではないのですよ。とりあえず行ってみてください。

そうすると、その歩道橋の並びにずっとあれして、駅裏の農協の自動車工場の当麻電子なんかあったところの方向に自転車がずらっと並べてあるのですよ。だから、本来的には、そうやって通学者、通勤者の置くべき駐輪場が、半分为長期放置自転車とありますが、それらに占められているのです。ですから、この問題についても、きちっと解決をしなければならぬというのが一つ。

それから、もう一つ、この2階の屋上部分に、ちょっとこうやってのぞいてみますと、5台の自転車の駐車用の置き台があるのです。言うならば、使われないでそのまま。そうすると、これを何とか有効活用ということで、今駅裏の自転車駐輪場は、放置された自転車を全部除いても入りきれないのです。そうすると、あの公園の路肩の部分にそれを置いてはどうかという提案でございます。これは、せっかくあるものを有効活用できるということで、何とか考えていただきたいと思います。

それから、次に公民館の関係です。

一応図書室の改修と合わせて、天井部分も抜本的にやるということで、私が一番心配するのは、10月の議員協議会で、消費税込みで5,436万9,000円という予算でやるということが見送られて、17年度やるということでございますけれども、これらがまたふえるということでございますけれども、これは、やるということでございますので、何とかよろしく配慮をなされたいということです。

それから、公民館の1階部分の天井の関係は、保守点検に細心の注意ということで、確かに見た目は下がっているのと、その部分が少し折れた感じで、落ちかけている雰囲気が見えるのです。ですけれども、我々としては、安全性から早急に措置すべきということではございますけれども、大規模改修までの間、保守点検に細心の注意を払うということでございます。

そういうことで、何とか来年の実施までもたせるかどうかということでございますけれども、ただ、町民の率直な意見としては、公的な機関で、あの事

務所の入り口に垂木が立っていて、その上に胴縁をということであれば、もう少し体裁のいいものが、同じ補強するのであればというような意見もあったことを申し添えておきたいと思います。

それから、次に、3項目目の公共的建物、公園での器物損傷のこと、これは、非常に私も関心を持って、あちこち回って、それから聞き取り等を行ってまいりました。

確かに発生する日は金曜日だったり、土曜日だったり、日曜日、もしくは発生というか発見したとき、それから、5月6日なんていうのは、祭日の次の日発見したというようなケースがあります。

それで、私は、一番心配するのは、例えば、平成16年5月16日、日の出公園ステージ裏の物置のガラスが破られて、そこに芝刈り機が入っていた。そして、混合油が、20リッター缶が一つ。それからガソリンの20リッター缶が2缶入っていたのです。その混合油の方をステージの裏側の物置の前にまかれていて、そして火をつけた跡があるのです。紙くずが焼けた感じで残っていた。たまたまガソリンの方は、ごろごろ転がしたかけ飛ばしたかで、ぼこぼこになっていたけれども、何でもなかったということなのです。そういうことで、万が一火がついて燃えた場合ということを考えたら、ぞっとするのです。

それで、一つは、この事件から見て、特にガソリンだとか混合油、灯油等をあの無人のあそこに、簡単に開けられる状況のところには置くべきではないのではないかと気がいたします。

そういうことで、まず、日の出公園のステージ裏の物置の関係はそういうことで、それから、町長は、日の出公園の展望台付近で、看板、トイレのいたずら書きというのがありましたけれども、これは6月2日。昨年、日の出公園の管理棟に置いていた一輪車と、それから木杭ですね。このぐらゐの木杭を一輪車に乗せて展望台まで持って行って、あの展望台で火を燃やしたのです。そういう事件もあったわけです。

それから、島津公園の管理棟も、先ほど町長の報告にありましたけれども、窓ガラスが5枚割られているのです。それから、ドアの下のアルミのものも蹴破られている。それらを全部取りかえた。それから、もう一つ、事務所の中の机の引き出しもあれしたけれども、何も被害はなかったというあそこの管理人の話でございました。

しかし、今度は、シーソーが、あれは、ちょっと上げれば外れることにはなっているのですけれども、シーソーが外れるというのですか、トーマスボールが倒壊されたり、それから、リスの遊具のあ

れが根っこからとられた。それから、羊の頭の下
のやつが藤棚の上に上げられたとか、それから、排水
溝のところに、水はけをよくする鉄の格子がありま
す。それを今度は焼き肉に利用するために、それを
また使っているというような状態があります。

それから、オートキャンプ場の関係では、5月6
日、桜の木が折損されたとか、それから6月12
日、炊事棟の消火器が噴射された。しかし、そのほ
かにまだあるのです。個別のカーサイトのナンバー
7のところに、ブロックが、あのカーサイト見た
ら、パーベキューやるようにブロックが四つ置いて
あるのです。そのうちの三つがなくなって、そし
て、その一つは、あそこの舗装道路にたたきつけ
て、その横にある公園灯という街灯があるのです。
そこを破ろう、たたき壊そうとして、開いたので
す。しかし、それが開けられなくて、ブロックのか
けらが、たまたま公園灯の上に乗かって残ってい
たという、あとの残りのブロックはどうしたかとい
うと、マンホールの中に投げてあったというような
事態があります。

そんなことで、もう一つは、上富良野小学校の野
球少年団のグラウンドのバックネット裏の物置が、
施錠が壊されて、ガラスは破られませんでしたけれ
ども、何か中をこじ開けて、使えないような状態に
なっていたと。

だから、現実に、そういう事例があり、それか
ら、駅前の自転車駐車場も、14年、15年、あの
大きなガラスが2回割られております。（「議長、
暫時休憩」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） いや、もうあれだから。

どうぞしてください。（発言する者あり）

11番（中村有秀君） それで、私は、これらの
状況を見て、今後、これらについて、どういう形で
やっていくかということで、警察の通報、それから
監視・管理対策でございます。

それで、上富良野交番とも、これらの事件につ
いて私も話をしてまいりました。そうしたら、警察
は、基本的にこういう深夜にかけてのたまり場の解
消ということで、こういう事件が多い島津公園、日
の出公園について、できるだけパトロールを重視を
していきたい。しかし、我々だけでは、これはやり
切れないと。そうすると、地域住民の皆さん方の協
力を得なければやれないと。

そういうことで、警察防犯協会、関係機関の連携
を深めるといって、広報とか防災無線によって
ということを言われておりますけれども、上富良野
交番としては、内容によりますけれども、こういう
事件があったら、防災無線でこういう事件が発生し
ました。もしくは見ていた人、それから目撃した人

というようなことも含めて、そういう情報提供をお
願いする形にしていけないとだめでないのかと。

それで、何か3週間前、役場の関係機関と話をし
て、そのこともお話をしたけれども、3週間たつて
も、防災無線での活用ということは全然なかった
と。ただ、内容によります。場合によっては、なお
刺激をさせて、行動に出るといっても考えられま
すので、それらを十分配慮しながら、このことにつ
いて取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう一つ、巡回パトロール等の監視強
化ということでございますけれども、現実に警備員
がいるところ、機械警備されているところはいいの
ですけれども、それ以外のところの巡回パトロー
ルをするということでございますけれども、この具
体的な対策はどう考えているか、この点についてお伺
いをいたしたいと思います。

いずれにしても、町民の財産、それから、もし被
害を受ければ、町の数少ない財源の中から支出をす
る、そういうことと、それから、中学生、高校生、
一般ということで、私は特定はいたしたくありませ
んけれども、とりあえずやられた人が、こういうこ
とをやったらだめなのだという気がつく、そういう
体制等の対応策も考えていかなければ、本当に町民
の財産を守る、それから、いかに支出を減らすとい
うことで、当然、今回もこれも被害を受けた、その
復元では、それ相当の金額がかかっております。そ
ういう立場から、この問題について提起ををいたし
ました。

それで、理事者の明確な見解をお伺いいたしたい
と思います。

以上です。

議長（中川一男君） いや、ちょっとお待ちくだ
さい。

教育委員会の方、答弁要りますか、いいですか。
はい。

では、暫時休憩をいたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時50分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩に引き続き、会議
を続行いたします。

一般行政についての質問でございますが、11番
中村有秀君の再質問に対し、町長、答弁をお願いい
たします。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再質問に
対してお答えさせていただきたいと思います。

まず、委託費の問題と高齢者事業団の委託費の問
題、それから、委託内容につきましては、所管の方

から御報告、お答えさせていただきたいと思ひます。

先ほどもお答えさせていただきましたように、これに関連する廃棄処分等々の対応につきましては、平成14年度に2台処分をして以降、このほかにつきましては、防犯協会の協力をいただきまして、防犯協会の方々によって、この年度まで対応していただいたところではありますが、その以降につきましては、まことに申しわけございませんが、条例施行規則等々にのっとった対処がなされていなかったと。処分がなされていなかったということで、まことに申しわけなく思うところではありますが、そういう報告を助役から受けまして、私といたしましては、助役に対し、条例規則に対応した、今後早急な対処をするようにということで強く指示をいたしておりますので、今後、この問題につきましては、早急に改善をいたしていきたいと。改善でなくて、条例施行規則のとおり対応していきたいと、いかねばならないというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

るお話ございましたが、条例どおり、施行規則どおり対応していなかったことに起因するものでありますので、深くおわびを申し上げたいと存じます。

それらに対応することによりまして、提言ありました廃棄自転車の屋上での対応等々につきましては、是正されるものというふうに認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

次に、公共施設の破損状況につきましてもあるお話ございました。

私どもの方で報告をいたしましたのは、改修するために、あるいは対応するためにお金のかかった部分につきまして、8万5,000円の分の状況について報告させていただきましたが、議員がる子細にわたりましてお話しありました、金をかけないで、管理上で、移動だとか、そういうようなことでもとへ戻すことによって復元するというような損害につきましては多々あったということにつきましては、議員の御質問のとおり我々も掌握しているところでございます。

これらの是正策につきましては、先ほども議員からもお話しありました、警察のパトロールの回数をふやしてもらおうとか、あるいは防犯協会等々の関連組織機関との連携を密にしながら、今後は、さきにお答えさせていただきましたように、広報誌や防災無線による呼びかけ等々で、住民の皆様方、青少年の皆さん方のモラルの育成に、醸成に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 11番中村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

高齢者事業団の事業内容でございますけれども、委託内容でございますけれども、清掃管理と、それから花壇管理、除雪作業のこの3点でございます、ここにあります74万2,558円というのは、平成15年の実績の数字でございます、16年につきましては、同じく清掃管理と花壇管理、それから除雪業務、これはJRの跨線橋の部分でございますけれども、この金額につきましては、65万840円ということで契約をしたところでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今、町長の答弁で、14年度までの長期駐車自転車の処分は、防犯協会にやっていたということで、それまでの経過と、それから、今までの今日までの経過については、条例並びに条例施行規則に準じてやっていたということで、これからやるということでございますけれども、いやしくも一つの施設ができて、条例が制定、それから条例の施行規則が制定されている以上、それに沿って粛々と進めるのが当然だろうし、極端に言えば、告示もなくて、勝手に人様の財産を処分をしたということに、僕はなりかねないと思うのです。そういう点で、町長が言明した形で粛々とやっていただきたいと思ひます。これは要望です。

それから、今、課長の方から報告のあった、課長、ここにね、高齢者事業団で管理委託業務要領というのが私のところにあります。金額は、先ほど申し上げたように、この契約書は65万840円で、先ほど町長の答弁であった数字については、15年度の決算ということで理解をしたいと思ひますけれども、もし、答弁をする段階で、この金額は15年度の決算ですというようなことは、一言、僕はあるのが筋でないかなという気がいたします。

それで、管理委託業務要領の中に、一つ、駅前駐輪場、人道跨線橋の清掃業務。2番目、駅前駐輪場の整理及び長期駐車自転車の管理業務。3点目、駅前花壇の除草及び水やり作業。4番目、駅前駐輪場、人道跨線橋の除雪作業。5、その他町が指示する事項と入っているのですよ。

そうすると、私いうのは、長期自転車の管理業務は、どのような形で進められたのかということになると、調査札もつけない。そして、鍵だとか防犯登録をしなさいよというような札だけで済んでいたのが、今、町長の答弁でやっていなかったというのだ

から、それはそれでいいと思いますけれども、今、業務内容は、この自転車の管理業務は入っているのですよ。

そして、この委託支払い内訳書というのがあります。それには、清掃管理4万1,180円、花壇管理1万6,168円、除雪業務2万3,492円、合計委託契約料が6万5,840円という、今、課長の答弁です。そうすると、私が申し上げた、今、課長が言った業務内容と、契約の中にあるこの長期駐車自転車の管理業務、これらも全部入っているのですよ。

ですから、私は、そういうことが僕は去年もこの形で契約をされているという理解をしているのです。そうすると、管理業務も、ただ荷札をつける、鍵と防犯登録をなささいというようなことだけの作業ではないはずなので、言うならば、調査札をつける、それから台帳を持つ。そして、14日経てから告示をして60日経れば、もう廃棄処分ができますという条例的なやっぱり背景が、僕はある。その前段で、この事業団の長期駐車自転車の管理業務、今までやっていないというのだから、町長がはっきり言うのだから、これからは、その改善のために、事業団と、それから担当の方と十分詰めていただきたいと思うのです。

極端に言えば、14年10月12日の自転車も残っております。ですから、答弁がなかったけれども、調査をする日にちを、期日を決めてということになっていきますけれども、5月と10月だけではだめだと思えます。

ですから、それらも含めて、この条例、それから条例施行規則の運用を、やっぱり明確にやっていただくということで確認をいたしたいと思えます。

以上です。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村議員の再々質問に対して、私の方からお答え申し上げたいと思えます。

ただいま町長から手続的なことにつきましては、御答弁申し上げたとおり、非常に事務の不便というか、そういう中で取り進めてきた経緯がございます。

基本的には、防犯協会等の中でこれらの対応をし

ていただいていたというのが一番大きなところがございます。それに甘えていたところがございます。私も中村議員から御質問承った中で、実体的にどういうふうになっているのかということで、職員にただしたところがございます。

まことに組織が変わってございまして、そういう点で、本当に申しわけないと思えますけれども、適切に行われていないということでございまして、先ほど町長も申し上げましたとおり、条例規則に沿った中で、適正な取り扱いをしていきたいというふうに思っております。

特に、期日の問題だとか、そういう点につきましても、規則上は出てございませぬので、そういう面につきましては、規則の運用の中で定期的に行えるような形で取り扱っていかねばならないのでないかということで、御質問受けた中で、私としても、そのような受けとめ方をしております。

そういう中から、この駐輪場につきましては、今後、適正な執行に努めていくということで、ひとつ不便があったことをおわび申し上げながら、今後の取り扱いに意を用いてまいりますこと御理解を賜りたいと思えます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、11番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

明6月22日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 3時00分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年6月21日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 仲 島 康 行

署名議員 中 村 有 秀

平成16年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成16年6月22日（火曜日）

議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 議案第 1号 平成16年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）
第 3 議案第 2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第 4 議案第 3号 平成16年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）
第 5 議案第 4号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第 6 議案第 5号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 7 議案第 6号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 8 議案第 7号 平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）
第 9 議案第 8号 上富良野町保健福祉総合センター条例
第10 議案第 9号 上富良野町子ほめ基金条例
第11 議案第10号 上富良野町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
第12 議案第11号 上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
第13 議案第12号 上富良野町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
第14 議案第13号 財産取得の件（町道維持管理車（グレーダー））
第15 発議案第1号 議員派遣の件
第16 発議案第2号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見の件
第17 発議案第3号 上富良野町の合併についての意見を問う住民投票条例
第18 閉会中の継続調査の申出の件

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
教育長	高橋英勝君	代表監査委員	高口勤君
農業委員会会長	小松博君	教育委員会委員長	久保儀之君
総務課長	越智章夫君	企画財政課長	田浦孝道君
行政改革推進事務局長	米田末範君	産業振興課長	小澤誠一君
		農業委員会事務局長	
税務課長	高木香代子君	保健福祉課長	佐藤憲治君
町民生活課長	尾崎茂雄君	建設水道課長	田中博君
教育振興課長	中澤良隆君	ラベンダーハイツ所長	早川俊博君
町立病院事務長	垣脇和幸君	保健福祉課福祉対策班主幹	前田満君

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	中田繁利君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 18名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成16年第2回上富良野町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として、配付のとおり申し出がございました。

以上でございます。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

12番 金子 益三君

13番 村上 和子君

を指名いたします。

日程第2 議案第1号

議長(中川一男君) 日程第2 議案第1号平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(田浦孝道君) ただいま上程されました議案第1号平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)につきまして、先に主な要点を申し上げます。

まず1点目は、平成15年度各会計決算ですべて黒字となったことから、その金額を平成16年度会計へ繰り越し手続をとることにあわせて、財政支援を行った特別会計との間で、繰り戻しを受ける必要のあるものについて予算の調整を図ります。

2点目は、4月以降現在までの間において、町民の方々から御寄附をちょうだいしましたので、それぞれの趣旨に沿って予算措置を行います。このうち、特に企業経営者からちょうだいしたものは、青少年にもっと科学技術に関心を持ってもらいたいとの願いに沿うべく、新たに資金を創設するため、関係条例を別途上程してございますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

3点目は、5月25日、朝に発生しました泉町地区の町営住宅火災について、住宅の早期復旧を図るため、町が加入してございます建物災害保険の給付金を財源として予算措置を行うものであります。

4点目は、既定の補助施策や公共施設の管理面等において、その後の状況変化に応じて予算を増額する必要のあるもののほか、特に学童の下校後や休日におけます子供の居場所づくり等の課題を効果的に対応するための経費等に対して、新たに助成策を講じるため予算の措置を行ってございます。

5点目は、具体的な予算補正を要する事項以外において、全体的に余剰となる一般財源のうち3,000万円は財政調整基金に積み立てし、そのほか3,500万円余りは今後の財政需要に備えるため予備費に計上をさせていただきます。

以上、申し上げましたことを主な内容で、全体の補正予算を調整し上程した次第でございます。

以下、議案の中で、議決項目の部分について説明をしまいたいと思います。

議案第1号平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)。

平成16年度上富良野町の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,925万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,225万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、1ページをお開き願いたいと思います。

ここに掲載してございます第1表歳入歳出予算補正の部分につきましては議決項目でございますので、款ごとに補正額を申し上げてまいります。最初、歳入から申し上げます。

14款国庫支出金73万4,000円。

17款寄附金291万円。

18款繰入金1,829万6,000円。

19款繰越金5,206万6,000円。

20款諸収入525万円。

歳入合計は7,925万6,000円となります。

次、2ページの歳出に移ります。

2款総務費3,090万円。

3款民生費371万5,000円の減。

4款衛生費708万9,000円。

7款商工費213万8,000円。

8款土木費525万円。

9款消防費515万4,000円の減。

10款教育費704万円。

15款予備費3,570万8,000円。

歳出合計も歳入同額の7,925万6,000円でございます。

なお、3ページ以降につきましては、今回の補正予算に関する説明書部分でございますので、御高覧いただくことで説明は省略させていただきたいと思っております。

以上、議案第1号の説明といたします。原案をお認めくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 23ページ、4ページにわたって、教育費の問題についてお伺いいたします。

今回、補正の中で、生涯学習の推進費という形の中で、北海道のカワシンジュガイの講演会という形だったかと思いますが、このカワシンジュガイの生態を守るという形であわせてお伺いしたいのは、清富小学校に設置されておりますが、あそこの管理というのはどういう状況になっているのか。順調に生育されているのかという点とあわせて、将来こういうものを起爆剤にした中で、やはり町のイメージを高めるという点でも非常にいい点だというふうに思いますが、この実態と今後、講演等の中身も含めてお伺いしたい。

次に、学校週5日制にかかわって、活動補助という形の中で50万円予算が計上されておりますが、これは居場所づくりという形の中での、あるいは子供の情操教育の発展のためという形になっておりますが、こういう予算は単年度限りなのか、それとも将来的に補助等が、予算等が窮屈になってきたということで、とかくこういう部分についても予算が削られる部分というのが見受けられます。この間でも、子供にかかわる育成会の補助等々が削られるという状況になっておりますので、育てるものはきちんと育てるということを念頭に置いた、将来を見通した中でのこの活動推進費という形で、充実した内

容をより効果的に進めなければならないと思いますので、この目的と将来的な問題も含めて、お伺いしたいというふうに考えております。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（中澤良隆君） 9番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目のカワシンジュガイにかかわる補助についての御質問であります。管理につきましては、カワシンジュガイ、当然、教育委員会の財産の中です。ということで、教育委員会が主体的に管理をしているところでありますが、当然、環境を守るためには、そのカワシンジュガイの方たちの御協力をいただきながら管理をしているという状況にあります。

なお、この補助につきましては、そのカワシンジュガイということを守ることよりも、子供たちに環境学習をしていただきたいというようなことで、この環境から学び、環境について学ぶ、また環境のために学ぶというようなことで、そういう環境を大切にすることを養いたいということが目的でございます。講演内容につきましても、今の趣旨にのっとった講演内容というようなことで考えているところであります。

2点目の学校5日制の関係ですが、将来の見通しであります。今この学校5日制の居場所づくりにつきましては、国の方で、特に緊急的な課題というようなことで、3年間、16年度から18年度を緊急3カ年計画というようなことで、今、子供たちを取り巻く家庭の教育力の低下とか、地域の教育力の低下、また青少年の異世代間の交流の減少など、そのような問題があるということで、子供たちが放課後、また土曜、日曜等に安全で安心していれる環境づくりをしようということでありまして。

そのような中で、今、将来的な見通しですが、この3カ年間にしましては、国の方も緊急課題ということで、助成の方については当然継続されるものと。その中で、今、御質問にもありましたが、3カ年間の中で、やっぱり実践をしていく中で評価を加えながら、その後の体制やなんかを構築してまいりたいというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

14番長谷川德行君。

14番（長谷川德行君） 16ページの商業振興事業補助のところをお伺いします。

この商業振興事業補助の総申請件数と適用された件数、それとこれを使う上限500万円を使う件数は何件あるのかお聞きいたします。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 長谷川議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正予算につきましては、件数的には2件であります。1件は個性化支援事業ということで、店舗の改築、これらが1件であります。もう1件につきましては、商店街の共同支援事業ということで、八つの商店街の共同事業として、いわゆる旗の関係、つり下げフラッグといいますが、それらの旗の関係。それから壁かけの鉢、プリンター、こういったものの購入、そして環境整備に努めるという内容の2点であります。

事業につきましては、店舗の改築としては310万円、その2分の1が補助ということになります。もう1点は、117万6,000円の2分の1、58万8,000円が今回の助成と。合わせて213万8,000円となります。

それから500万円の限度額の件につきましては、今年度につきましては3件でございます。

議長（中川一男君） 14番長谷川德行君。

14番（長谷川德行君） 総数、幾ら申請されて受理されたのは幾らかわかりますか。総件数、申請されたのが幾らで、受理したのは幾らか。何件かということで。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 総数、受理した件数につきましては5件であります。

14番（長谷川德行君） 5件全部採用かと。

産業振興課長（小澤誠一君） 長谷川議員の御質問にお答えします。

総数で5件であります。500万円以上の補助につきましては3件、これが1,500万円、それにあわせて今回の補正ということになります。合わせて5件であります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 他になければ、これをもって質疑討論を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号

議長（中川一男君） 日程第3 議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算

（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

1点は、平成15年度にかかわります歳入歳出の精算によりまして、平成16年度への繰越額が1億5,111万9,000円と確定したことから、当初予算の3,000万1,000円に1億2,111万8,000円を歳入増額計上し、合わせて所要の補正をしようとするものであります。

2点目といたしまして、平成16年度の老人保健拠出金額が定まり、当初予算額に対しまして、医療分、事務費分、合わせまして1,787万2,000円減額計上しようとするものであります。

3点目は、平成16年度の介護給付費納付金額が定まり、当初予算額に対しまして52万円減額となりましたことから、これに対応し、減額計上しようとするものであります。

4点目は、生活習慣病予防調査事業費にかかわります必要な財源を増額補正しようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら説明いたします。

議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成16年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,145万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,024万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入、款の補正のみ申し上げます。

2 款国庫支出金、補正額866万2,000円の減。

7 款繰入金3,100万円の減。

8 款繰越金1億2,111万8,000円。

歳入合計といたしまして8,145万6,000円となります。

2、歳出。

1 款総務費、補正額250万円。

3 款老人保健拠出金 1,787万2,000円の減。

4 款介護納付金 52万円の減。

6 款保険事業費 103万円。

7 款基金積立金 5,500万円。

9 款諸支出金 452万4,000円。

10 款予備費 3,679万4,000円。

歳出合計といたしまして8,145万6,000円となります。

2 ページ、3 ページをお開きいただきたいと思えます。

2 ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑討論を終了いたします。

議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号

議長（中川一男君） 日程第4 議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

1 点は、平成15年度会計にかかります支払基金、交付金等の精算を加えました歳入歳出の精算によりまして、平成16年度への繰越額が3,996万1,000円と確定したことから、所要の歳入補正計上をしようとするものであります。

2 点目といたしまして、平成15年度分の国庫負担金、道費負担金、一般会計繰入金等の精算によりまして、返還等に要する所要額を計上、歳出計上しようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別

会計補正予算（第1号）。

平成16年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,997万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億3,228万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページを、お開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入、款の補正のみを申し上げます。

1 款支払基金交付金、補正額1万4,000円。

5 款繰越金 3,996万1,000円。

歳入合計といたしまして3,997万5,000円となります。

2、歳出。

3 款諸支出金、補正額3,997万5,000円。

歳出合計といたしまして3,997万5,000円となります。

2 ページをお開きいただきたいと思えます。

2 ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、説明といたします。御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑討論を終了をいたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号

議長（中川一男君） 日程第5 議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提

案理由を申し上げます。

補正の内容でございますが、1点目としまして、平成15年度の介護保険特別会計決算におきまして繰越額が確定しましたことから、介護保険事業基金積み立てのほか、所要額の補正を行うものであります。

2点目といたしまして、15年度の介護給付費及び事務費の精算に伴います国及び道負担金、一般会計繰入金などの過不足額につきまして、不足分にかかわる追加交付額の歳入計上、さらに超過交付にかかわる返還金の所要額を補正するものであります。

以上が、補正の主な内容であります。

以下、議案を朗読して説明いたします。

議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

平成16年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

ここで、まことに申しわけございません。第1号となっておりますが、1条の誤りでございます。御訂正を賜りたいと思います。おわび申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ856万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,158万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページを、お開きを願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款の補正額のみを申し上げますさせていただきます。

1、歳入。

2款国庫支出金115万1,000円。

4款支払基金交付金105万5,000円。

7款繰越金636万円。

歳入合計の補正額856万6,000円となります。

2、歳出。

5款基金積立金300万円。

6款諸支出金177万3,000円。

7款予備費379万3,000円。

歳出合計の補正額、歳入補正と同額の856万6,000円となります。

2ページから11ページまでの補正事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、説明いたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 以上をもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑討論を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号

議長(中川一男君) 日程第6 議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(田中博君) ただいま上程いただきました議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

1点目としまして、里仁浄水場ろ過施設整備事業として、現施設の位置に増改築の計画を地権者の協力をいただき、建設に向けての調査設計などを進めるとともに、用地の取得につきましても交渉を重ねてまいりましたが、結果、合意に達することができず、現位置での建設計画を変更をし、新たに水源地からの近接地を選定しまして、地権者の承諾を得たところでございます。

このことによりまして、新たに事業量増としまして、維持管理用道路、水源から浄水場への配水管の布設、施設内で配水ポンプの設置、外構ではフェンス、配水トラフなどの増、また設計内容での変更部分にかかります委託費など、合わせまして事業費2,017万9,000円が増になったものでございます。

2点目としまして、平成15年度会計の収支の差額を一般会計へ繰り出すものでございます。内容としまして、一時借入金の資金運用によるもの並びに用地購入費の未執行分及び執行残でございます。

以下、議案を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成16年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,128万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,442万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次のページを、お開きを願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

2款316万7,000円。

3款繰入金691万2,000円。

4款繰越金110万4,000円。

6款町債1,010万円。

歳入の合計といたしまして2,128万3,000円でございます。

2、歳出。

1款衛生費2,017万9,000円。

3款繰出金110万4,000円。

歳出の合計といたしまして2,128万3,000円でございます。

次の3ページをお開き願いたいと思います。

第2表地方債補正。

(1)変更。

起債の目的、簡易水道事業の限度額は1,010万円増の1億2,260万円でございます。

次の4ページ、5ページの歳入歳出予算補正事項別明細書から以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号

議長(中川一男君) 日程第7 議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(田中博君) ただいま上程いただきました議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましての補正の要旨といたしまして、平成15年度会計の収支の差額を一般会計へ繰り出すものでございます。

内容としまして、負担金、使用料などの増、及び執行残でございます。

以下、議案を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成16年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ655万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億225万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページを、お開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

5款繰越金655万9,000円でございます。

2、歳出。

3款繰出金655万9,000円でございます。

次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書から以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号

議長(中川一男君) 日程第8 議案第7号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長(早川俊博君) ただいま上程されました議案第7号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の要旨を御説明申し上げます。

平成15年度のラベンダーハイツ事業特別会計の決算におきまして、繰越金として3,296万2,000円が確定しましたことから、1点目としまして一般会計からの繰入金を減額補正しようとするものでございます。

2点目としまして、収支の差額を予備費に計上し、今後の施設運営に支障が生じないよう、不測の事態に備えようとするものでございます。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第7号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)。

平成16年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,426万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,196万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページを、お開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

3款繰入金570万円の減。

4款繰越金1,996万2,000円。

歳入合計1,426万2,000円でございます。

2、歳出。

6款予備費1,426万2,000円。

歳出の合計1,426万2,000円でございます。

す。

次の2ページから7ページの歳入歳出予算補正事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

17番西村昭教君。

17番(西村昭教君) ちょっと予備費の方でお聞きしたいのですが、補正前10万円と、補正額1,426万円ということで、これは特別養護老人ホームの予備費ということなのですが、これだけの予備費が本当に要るのかどうかということで、ちょっと今疑問に思うのですけれども、何か特別なことを考えての予備費なのかどうか。そこら辺、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

議長(中川一男君) ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長(早川俊博君) 西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

予備費、合わせまして1,426万2,000円になるのですけれども、この特養につきましては、施設整備後20年経過しておりまして、温水ポイラー、それと大型洗濯機ですとか乾燥機、それで20年、耐用年数を越えておりますので、いつ何時、故障が起きて動かなくなる可能性があります。その事態に備えて、予備費として計上するものでございます。

議長(中川一男君) 17番西村昭教君。

17番(西村昭教君) その考え、前にもちらっと言っておられたのですけれども、考え方として、使えるうちは使うという考え方は結構だと思っておりますけれども、いずれ壊れるというのははっきりしているわけでしょう。いつかは壊れるわけですから。ただ、その懸念があると。ただ、今は現在、使えるということのお話しなのですけれども、そういう分ではやはりきちんとしておかないと、では壊れてすぐ対応してやる、あと予算については予備費だ、またあとだといろいろ手間かかってくると思うのですよ。

そういうことならば、きちんと最初から、当初の予算を組んで、そして使わなければ補正を組むという考え方が、僕は手段としてはその方がすっきりしていいのではないかなという考え方するものですから。予備費ですと、今言った部分で、なければよし、あればこれで使える、足りなければまたという

ことになってくると思うのですよ。では、どういう壊れ方するのか、全くだめになるのか、そういうこともわからないわけでしょう。全くだめになって、部分的にだめなのか、全面的なのかということになると、また大いにならなくなって来るという部分出てくると思うのですよね。ですから、そういう部分では、もう少しきちんとした予算化をした方が、私はずっといいのでないかなという考え方するものですから、この予備費に備えるというのは、あくまでも予備費は予備費ですから、軽微ならいいのですけれども、そうにはならない部分のときにどうなのかという考え方をするものですから御質問させていただくのですけれども、そこら辺の、今私の言ったような考え方で取り組むという考え方があるのかどうかということで、ひとつお聞きしたいのです。

議長（中川一男君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） 西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

ラベンダーハイツの整備事業計画として、実施計画の中でいろいろな、例えば温水ボイラーの取りかえですとか、大型器機の取りかえという形で年次計画で進めているわけですが、これらあたり、それこそ耐用年数を越えておりますので、いつ何時というか、動かなくなる可能性がありますので、とりえず予備費ということで計上をさせていただいているところでございます。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 17番西村議員の御質問に、今、課長の方から御答弁させていただいたのですが、私の方から補足的な説明をさせていただきたいと思っております。

このラベンダーハイツ会計につきましては、一応、町の繰り出しがないような形で15年度を終える状況でございます。そういう観点で、独立採算性という観点では、非常に望ましい姿で終えたところでございます。

一般会計からの繰り出しをしている段階におきましては、一たん返していただいているという措置になるかと思っておりますので、この会計の独立性というようなことから、今、独立採算の中で剰余金出ましたので、この会計の中へ一応その剰余を置いておきたいということで、予備費にその姿を置かせていただいて、ただいま課長が説明した、これからの整備計画、改善等の、改修等の整備計画の財源に充てていきたいと中で、今回このような形で対処をさせていただくということで御提案申し上げているところでございますので、その点御理解を賜っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） そういう考え方でもわかるのですけれども、それならば、きちんとこの予備費ではなくて、例えば整備基金とか何かのあれで、ここで今1,426万円ですか、だとしたら1,000万円なら1,000万円ですよという形の方が、僕は理解しやすいと思うのですよ。

というのは、他の会計見ますと、国民健康保険なら基金がありますよと、介護もそうです、事業基金あります、今通過しましたですけれどもね。それと同じように、基金といいますと、ちょっと名称が妥当かどうかわかりませんが、そういう計画があってしていかなければならないと。要は、あそこが傷んでいるのはよくわかっているのですよ。ですから、そうなる軽微だったら予備費で見えますけれども、でかいものいってしまうと、こんなもの全然足りないですよ。だけど、そういうものがどうも近々あるぞと、出そうだということで、予備費ですと、これで賄えればいいのですけれども、賄えないときは一般会計からも応援しなければならぬというのであれば、あわせてそういう準備をきちんとしていくと。ましてや、こういう厳しいときですから、余ったら全部戻すよと。今年は、15年度は持ち出ししなくて済んでのですけれども、足りなければ出すわけですからね。そこら辺で、僕はもうちょっときちんとしてくださった方が、ある面では安心感出るのかなと。

ああいう人が入っていて、常時こう動いているわけですからね。そういう中で、急に対応できないということにはならないですし、例えばボイラーいかれてしまったら暖房とまりますからね。そうなる、もうなんだかんだ言っていられないと思うのですよ。そういう部分で、やっぱりきちんとしておく方が、僕はすっきりするのかなと考えるものですから、財政が厳しいがゆえに、こういう考え方、手法なのか、それとも、今僕の言うような形がきちんととれるものならとれるのか。そこら辺、ちょっとはっきりしてもらえれば非常にありがたいと思うのですけれども、そこら辺いかがですか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 西村議員の再質問にお答え申し上げたいと思っております。

議員のおっしゃる趣旨は十分承知してございます。今年度、15年度初めてこういう独立採算というような形が出てまいりました。経営的にまだその辺のところを安定的に推移するかどうかという点、一つございましたものですから、初年度の段階におきましてはこういう形で一応残してもらいまして、次の16年度の状況を見まして、こういう剰余につ

きましては、議員がおっしゃるような形で基金に積むとかという手だてというのは、一つの方法だというふうに私どもも押さえておりますので、そういう点踏まえまして、この辺は、今年はその状況を見ていくというような中で判断させていただいておりますので、その点、御理解を賜っておきたいと思いません。

議長（中川一男君） 他にございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑討論を終了をいたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり決しました。

日程第9 議案第8号

議長（中川一男君） 日程第9 議案第8号上富良野町保健福祉総合センター条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第8号上富良野町保健福祉総合センター条例につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本条例につきましては、町民の健康づくりと触れ合い交流及び生きがいづくりを通しての地域福祉の向上や地域保健福祉活動を効果的に推進することを目的として保健福祉総合センターを建設し、供用開始を11月1日と予定しているため、地方自治法第244条の2の規定により、当該施設の設置及び管理に関する事項について条例で定める必要があることから、本条例を制定するものでございます。

以下、条例内容につきまして、条文ごとに要点を御説明申し上げます。

議案第8号上富良野町保健福祉総合センター条例。

第1条は、保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例規定の目的規定でございます。

第2条は、名称と施設内容及び位置を定めるものであります。

第3条は、この施設で実施する事業の内容を定めてあります。

第4条は、職員配置の規定であります。

裏面をお開きいただきたいと思います。

第5条は、使用の許可に関して定めるものであり

ます。

第6条は、使用許可の制限規定でございます。

第7条は、使用許可の取り消し等に関して定めるものでございます。

第8条につきましては、使用者に別表に掲げる金額を納入していただくための使用料の規定と公益上、または特別の理由がある場合、減免することができることを定めるものでございます。

第9条は、使用料の還付に関する規定であります。

第10条は、使用者の義務を定めるものでございます。

第11条につきましては、使用者が施設の使用に当たり、特別な設備の設置または特殊物件を搬入する場合の許可に関して定めるものであります。

第12条は、損害賠償について定めるものであります。

第13条は、必要な事項の規則への委任規定でございます。

附則。

1、施行期日。

この条例は平成16年11月1日から施行する。

2、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正。

議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和62年上富良野町条例第20号）の一部を、次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

25号保健福祉総合センター。

次、裏面をお開きいただきます。

使用料の別表の関係でございます。

別表につきましては、使用料金の範囲を定めるもので、健康遊浴施設使用料とそれ以外の施設使用料の二つに区分しております。

健康遊浴施設につきましては、一般の方の1日使用にかかる料金を定め、この額を基本に、高校生以下、高齢者、障害者の方に安い料金を定めてございます。さらに、多くの町民の方々に利用していただくよう、使用者の利便性と利用促進を図るため、回数券、3カ月券、1年券を設け利用しやすい額を設定してございます。

使用料算出の考え方ではありますが、施設使用1日1人当たりの減価償却費相当分と維持管理相当分を推計の上、町内関連施設と他自治体類似施設の料金と比較して定めたものであります。他の各室の使用料につきましても、原価償却費相当分と維持管理相当分を推計の上、町内の類似施設の料金と比較して定めたものでございます。

以上で、説明といたします。御審議賜りまして、

議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9 番米沢義英君。

9 番（米沢義英君） この使用に当たってであります。相当な目的がない限りは行かないのではないかというふうに思います。

例えば、ぼつと私が行って、ただその中を遊泳するというような状況の中で、健康目的という形で、こういうことをやったらいいのだとか、そういうようなアドバイスをしてくれるような方が配置されているのかどうか、この点です。

この利用に当たっては、相当な収益も見込まれているようではありますが、大体年間使用者数はどのくらい設定されているのか、この点。

さらに、問題だと思うのは、今回の多目的ホールの中のステージ使用の件なのですが、これは附属設備を使用するという形の中で1回5,000円という規定になっております。その他ステージの幕等の設備等々については、それなりの負担という形になっておりますが、まずお聞きしたいのは、このステージ使用というのはその施設の附属施設ですから、ここに料金をかけて二重に料金を取るという形になります。やはり一体で、公共施設を安い料金で利用してもらおうという形の方が、より利用される側もしやすいのではないかというふうに考えておりますが、なぜこの1回5,000円というような設定にされたのか。これはどういう理由なのかお伺いしたいというふうに思います。

確かに、利益を誘導する、採算に見合った分の料金設定という形になっているのかと思っておりますが、この点がどうも納得でき得るわけありませんので、この点、備考も含めて条例とかかわりますので、きちんとした答弁を願いたいというふうに思っております。

このステージ使用に当たっては、大体収入としてはどのくらい見込まれているのか、あわせてこの点についてもお伺いいたします。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9 番米沢議員の御質問、3 点ございますが、御質問にお答えさせていただきます。

まず、健康遊浴プールの使用に当たっての職員の配置の関係でございますが、この健康遊浴のプールにつきましては、水中運動指導士の専門職を業務委託いたしまして配置をさせていただきますが、これについては通常、行政側が健康づくりで各種教室を予定している部分の業務と、それから通常の使用に

当たっての利用者に対するいろいろな指導という部分での配置を考えてございます。

次、その使用者数どれくらいを見込んでいるのかという御質問でございますが、この点につきましては、健康遊浴プール等の使用の見込みは約1万人程度を年間見込んでございます。この施設全体の使用者の見込み、利用計画でいきますと、約10万人を若干切るぐらいの、総数では延べでその見込みを立ててございます。

次、3 点目の多目的ホールの関係で、ステージ使用の場合の御質問でございますが、これにつきましてはステージだけ使用ということではなくて、ホールとステージの一体的な利用をいただく場合の使用許可に関する使用料でございますが、これにつきましても、この料金の設定の考え方といたしましては、今現にあります社会教育総合センターにおきましては、アリーナを使用するときのステージを設置する場合の料金、このような形で設定してございまして、それに準じた取り扱いで考えているところであります。

そして、その収入はどれくらい見込んでいるのかといいますと、これについては実際にそういう使用、入場券を発行して利用される方の件数等は予想されますけれども、どれくらい出てくるかという部分については、現時点では数字的なものでは把握はしてございません。

以上でございます。

議長（中川一男君） 9 番米沢義英君。

9 番（米沢義英君） この多目的ホールの全面と半面を使用する場合と、ステージをする場合の使用料はという形で別個になっておりますので、この点をやはり区別した場合に、今回、文化施設がないという形の中で、こういう施設の共同利用という形の中で出てきているわけですから、少しでも安価な値段で使用してもらおうという形のことを考えた場合に、ここまでお金を取らなくても、やはり十分採算面は公共施設ですから、とかく独立採算だとかという言葉のいい表現を使うわけなのですが、受益者負担なのですよね、何といたしても。

負担は取ってもいいけれども、この部分の使用については、こういうところに使用料を取って、そんなに料金なんていうのは、上がるものでないのですよ。だからこれは外すべきだと思いますが、もう1 回答弁願います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 米沢議員の御質問でございますが、ステージの料金の件でございますけれども、先ほども申し上げさせていただきましたが、この多目的ホールをステージを伴って使用する

場合には、保健福祉団体が活動する場合とか、あるいは文化団体等がコンサートとかいろいろな催しを行う場合がこのステージを伴った使用の形態なのかなというふうに私ども考えてございますが、この保健福祉団体等の活動の部分については主たる目的でございますので、これらについては、これからこの料金の部分については使用料の条項でも減免等の規定がございますけれども、こういう使用に当たっての減免等の考え方も、これも今の町の施設、公民館やら社会教育総合センターございますが、そういう各団体の使用に当たって使用料については、そのような配慮のもとに考えていくというような考えでございます。あくまでもこの5,000円設定というのは、こういう入場券を発行して、いろいろなコンサートを催したとか、そういうような営業関係に伴う部分でステージも使用する場合は料金でございます。

さらに、営業が加わった場合は、この備考欄にもございますように、さらに5割増しの料金というようなことでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 営業を伴う場合と伴わない場合、それはあるでしょうけれども、私が言っているのは、そう一般的な団体利用の場合でも、聞きましたら、かなり経費という点でかかってくるわけなのですよね。そういう意味で、暴利に恐らくそんな営業を伴うといったって、そういう公演だとか何とかやる場合ですから、まず手元に残る収益というのは、その経費差し引いたらわずかですよ。そのことを考えた場合、どうなのかということを行っているわけですから、やはりこういうことを念頭に置いた、何でもお金を取ってそれでいいというような、そういう心の狭いことはもうやめた方がいいと、私はこう思いますので、この点を私は訴えておきたいと思うのですよ。

もう1回答弁願いたい。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますけれども、一応、当然、今、御趣旨はわかります。安くすることの話はわかりますけれども、基本的に、それではこれ設定していなかった場合に、多目的ホールを使ったときに、ステージ使っているときと区分したらいいのじゃないのという話は、これ当然出てくる話だと思います。

9番（米沢義英君） だから、一体的考え方。

助役（植田耕一君） いや、一体とやりました

ら、多目的ホールだけ使う時の方が出てきた場合、ステージも入った料金なのかという点が当然出てまいりますね。そのときに、やっぱり区分をしておいた方がいいということで、私の方、これ御提案させていただいておりますので、その辺のところを、収支的には安くして皆さん使っていただくということではございますけれども、一応、初めての施設でもございます。未知数なところもございます。こういう中で、いろいろと町民の皆さんから御意見等も賜るというふうには思っております。

そういう中におきましては、現段階におきましては、このような中で、やはり区分をはっきりした中で設定しておくべきだというふうに私ども考えて御提案させていただいておりますので、その点、御理解を賜っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑討論を終了いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり決しました。

日程第10 議案第9号

議長（中川一男君） 日程第10 議案第9号上富良野町子ほめ基金条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長（中澤良隆君） ただいま上程いただきました議案第9号上富良野町子ほめ基金条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

条例制定の趣旨であります。今年の4月文部科学大臣から長年の功績により、本町にかかわりのある企業者が表彰をお受けになりました。受賞を機に、町に篤志をいただいたところであります。

寄付者の意向といたしましては、子供一人一人のよいところや、すぐれているところをほめたたえてやることにより、これからの励みにしてほしいとの趣旨から、寄附を受けた資金をもとに基金を設立するものであります。

以下、条文を要約して説明させていただきます。

第1条につきましては、基金の設置と目的についての規定であります。第2条については、基金の収入項目を定めたもので、第3条は、基金の用途は子供をほめるために支消し、一般会計予算に計上して支消することを規定したものであります。次に第4

条は、基金の管理、第5条は、運用益金の処理について、また第6条は、繰りかえ運用をすることができる旨を、そして第7条は委任の規定であります。

附則につきましては、この条例の施行を平成16年7月1日とするものでございます。

以上、説明といたします。御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑討論を終了をいたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり決しました。

暫時休憩をいたします。

午前10時11分 休憩

午前10時30分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第10号から

日程第13 議案第12号まで

議長（中川一男君） 日程第11 議案第10号上富良野町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第11号上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第12号上富良野町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま一括上程いただきました議案第10号、第11号、第12号につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

医療給付事業につきましては、社会的弱者の立場に置かれている重度心身障害者や一人暮らしの老人、疾病にかかりやすい乳幼児を対象に、健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に、制度創設以来、社会・経済情勢の変化に対応しながら必要な見直しを行ってきているところでございます。

このような中、平成16年度におきまして、北海道医療給付事業が見直しされたことによりまして、上富良野町におきましても、今年度の更新時より、重度心身障害者、母子家庭、乳幼児につきましては、助成対象者の拡大及び一部負担金の制度の導入、老人医療につきましては対象年齢を引き上げることから改正をしようとするものであります。

以下、議案の改正の要点につきまして御説明申し上げます。

議案第10号上富良野町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和58年上富良野町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正の1点目といたしまして、「母子家庭等」を父子家庭も含めますことから、「一人親家庭等」に改めるものであります。

2点目といたしましては、「初診時一部負担金」を「一部負担金」に改めるものであります。

3点目は、適用除外についての規定を追加するものであります。

次に附則であります。施行期日、この条例は平成16年10月1日から施行する。

一部負担金に関する経過措置。

平成19年9月30日までの3歳未満児の初診時一部負担金は、町が助成することを定めようとするものであります。

議案第11号上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例（平成6年上富良野町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正の1点目といたしましては、通院3歳、入院6歳に達する月の末日までの期間を、通院、入院につきましては就学前までとし、「満6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者」に改めようとするものであります。

2点目といたしましては、「一部負担金」を規則で定めようとするものであります。

次に、附則であります。施行期日、この条例は平成16年10月1日から施行する。

一部負担金に関する経過措置。

3歳未満児については、町が従前より助成しており、引き続き平成19年9月30日まで助成することを定めようとするものであります。

議案第12号上富良野町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町老人医療費の助成に関する条例（昭和

58年上富良野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正の1点目といたしましては、「65歳以上」を「昭和14年7月31日以前に生まれた者」で70歳未満に改めようとするものであります。

2点目といたしましては、平成16年の更新時より、対象年齢が毎年1歳ずつ引き上げられ、平成20年3月31日までとすることを定めるものであります。

次に附則であります。1、この条例は平成16年8月1日から施行する。

2、この条例による改正後の上富良野町老人医療費の助成に関する条例は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

3、前項の規定にかかわらず、平成20年3月31日以前に行われた医療については、なお従前の例による。

以上で、説明といたします。御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

議長(中川一男君) これより、議案第10号、議案第11号、議案第12号を一括して質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 今回提出されました三つの条例について、若干乳幼児については部分的な改善点があり、前進点もあるというふうには押さえております。

そこでお伺いしたいのは、重度の10号議案にかかわってお伺いいたしますが、今回この条例が制定されることによって、窓口負担が1割負担という形に初診時となりますので、当然、負担増になるということは明らかだというふうに思います。

例えば、酸素療法をやっている方にしてみれば、やはりこれが1万6,230円、通院回数がふえればふえるほど平均でも再診が16回で、人工透析の方で見れば点滴16回、院外処方料を受けた場合等に換算してみましたら、一挙に4万1,250円にはね上がるという状況になります。そういう意味では、道が条例を改正するに当たって、自治体とよく協議しながら、この問題については対処しますという答弁が来ているわけですが、そこでお伺いしたいのは、自治体は今回の条例改正に当たって、こういう負担の問題が発生するということも含めて、道に対して意見を申されたことがあるのかどうなのか、この点をお伺いしたいというふうに思います。

当然、これによって所得のある人も、ない人も、それなりの軽減措置がある部分もありますが、やは

り負担増になるということは明らかでありますので、この点についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

さらに今回、課税世帯の方、重度の場合で見ましたら約4割という表示になっております。この課税世帯の方で、大体わかる範囲でよろしいのですが、大体所得階層別に見たらどういう所得階層になっているのか。

さらにお伺いしたいのは、どういう病状の方が、列記していただいていいと思いますが、大体重度といってもいろいろな病状がありますので、どういう方がどういう病状の中で病院にかかりつけになっているのか、この点お伺いしたいというふうに思います。

さらに、老人医療費の問題では、道がせっかくだい制度を行ってお年寄りの方も喜んでおります。そういう意味では、一定の医療費を軽減する役割も担っているのではないかなというふうに思います。そういう意味では、今回財政が窮屈になったということで、将来的には、20年後には廃止するというのでしょうか、いうふうになっております。そういう意味では、今回の重度とあわせて老人医療についても、当然、初診料の負担も含めて、新たな負担が伴うということは明らかであると思いますが、これらの点も含めて、現状についてお伺いしたいというふうに思います。

議長(中川一男君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 9番米沢議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、重度につきましては負担増になるということの質問でございまして、人工透析などにつきましては、かなりの負担になるということでございます。今回、道の医療給付事業につきましては、事業を将来にわたりまして安定的に運営していくということから、負担の公平性などの観点から事業の見直しを行ったところでございます。町におきましても、道の助成を受けておりまして、今回改正に至ったところでございます。

それから、人工透析というようなことでございます。まず、人工透析につきましては、各保険で7割給付いたしまして、自己負担につきましては一月1万円ということで御負担願っております。その1万円以外につきましては、給付事業で給付しているということでございまして御理解をいただきたいと思っております。

また次に、自治体におきまして、改正に当たって道に対する意見ということでございますけれども、3月に担当者の会議ございまして、これら道から指示を受けたところでございますけれども、各自治体

におかれましては、道から助成いただいていることでもありまして、事務レベルといたしましては、やむを得ないなということでございます。

次に、課税世帯の所得階層の御質問でございます。課税世帯につきましては、例えば重度に置きかえますと、課税世帯につきましては約40%ということの私たちの試算でございます。今、重度の世帯につきましては271名がおりまして、課税世帯が40%ということで承知しているところでございます。

あと、重度の病院にかかる度合いと申しますか、これにつきましては身体障害者の1級、2級、あるいは3級の内部疾患の方が主に病院にかかっているというようなことございまして、特に65歳以上の方が病院にかかる医療費が多くなっているということで押さえておるところでございます。

それから、老人医療費のことでございますけれども、老人医療費につきましては、国の老人保健法の改正によりまして、老人保健の対象年齢が70歳以上から75歳以上に段階的に引き上げられたということございまして、対象年齢65歳から70歳未満につきましても、70歳になった時点で廃止ということでの設定でございます。また、平成14年7月31日の方が、そして20年3月31日で70歳に到達して廃止ということでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 何点かお伺いいたしますが、限度額を超えた場合、通院して超える場合があります。その場合は、窓口で当然超えた分については一括払いという形になるかというふうに思いますが、そのあと償還払いなのか、委任払いなのか、そういう手続上の問題も含めてどのようになっているのかお伺いいたします。

どちらにしましても、この制度については後退という形になっております。これは全道の自治体の首長さんも、この点については多くの意見も出されております。今こういう経済事情の中で、やはり新たな負担を求めるものはいかなるものかと。確かに道の助成も受けておられるということで、なかなか言えない部分もあったのだらうというふうに思いますが、そういう意味では私、今回のこの医療費の助成制度のそのものについて言えば、老人、重度について言えば、新たな負担を伴うという内容であることは明らかであります。そういう意味では、今後町においても、独自の救済措置をとるという形の中で、独自の、従来の制度を維持するという形の条例の施行を考えるべきだというふうに思いますが、この点について、あわせてどのようにお考えなのか、実施すべ

きだと思いますが、この点についてもお伺いいたします。

ある障害、重度の方が言っておられましたが、仮に課税世帯であっても、その生活の実態というのは本当に大変だと。今のこの物価や賃金、その他のものという生活、支払わなければならないという状況の中で、課税世帯が裕福に見られるけれども、本当に厳しい実態だということをおっしゃられました。そういう意味では、私そういう声を自治体もしっかりと聞いた中で、今回のこの条例については、従前の条例を生かした中で活用すべきではなかったかというふうに思いますので、この点について、もう一度答弁願いたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 9番米沢議員の再質問にお答え申し上げます。

限度額を超えた分の支払い方法でございます。償還払い、委任払いにつきましては、医療機関によりまして、各医療機関で異なるところでございまして、それらで窓口では対応しているところでございます。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、非常に御負担が伴ってくるということで、それに対象となる方については、まことに負担増という中で大変だとは思いますが、しかしながら今、今日の高齢化社会を迎えた中で、医療費の増嵩というのが社会的な問題になっている。そういう中から、昨年の7月に医療制度の改正がなされたところでございます。

そういう中で、道といたしましても、財政的に極めて厳しい状況の中で、これらの3事業について、この制度が将来に向かって安定的に運営されることを検討した中で、この3事業の中のあり方を検討をいたしまして、今回、改正に向かったところでございます。

そういう中におきまして、特にこの内容におきましては、少子高齢化という点が今日的な社会の大きな問題になっております。そういう面には手厚くやはり考えていかないと、少子化の問題でなかなか歯どめがかかっていかないだらうという点で、その辺のところへ厚く手だてをしていくというのが制度の内容になってございます。

それともう1点は、こういう国、地方とも財政が非常に厳しいという中で、やはり保険制度の基本となっております3割負担の、いわゆる小泉政権が構造改革の中で言っておりますとおり、三方一両損という中で、構造改革の流れが出てきてございます。そういう中で、この3事業におきましては、所得の

ある方にひとつ御負担をいただくということで、この制度の安定的な確保を図っていくということで、総合的な検討を進めてきたという内容になってございますので、町といたしましても、今、議員がおっしゃるとおり、その財政面も同じように町も大変厳しゅうございます。そういう中で、国、道の制度に沿った中で進んでいかないと、なかなか町としても大変だというようなことで、独自にやりますと、当然、道が求めている分、いわゆる受益者の分、町の財政負担に変わってしまうというようなこととなります。そういう点がございまして、この辺はなかなか難しい問題だというふうに思っております。

この全体的な3事業の総合的な制度維持という点も中に盛り込んでございますので、そういう中で、町としてもそれに従った中で進めていかなければならないというふうに思っております。そういう中で、非常に負担が伴ってくるということは、対象者にとっては大変だと思いますけれども、今申し上げたような中で、御理解賜った中で、この制度運営をしていくべきというふうな考え方で今回の改正案を提案してございますので、ひとつ御理解を賜りたいなと思います。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 先ほどから、この条例案についての質問が同僚議員からあったわけですが、町の財政が大変に厳しいことは、私も認識しております。しかしながら、住民の中で一番弱い部分についての条例改正ということで、私は到底納得できるものでないというふうに認識しております。

今、子育て支援の重要性、または弱者救済という意味からいっても、しかるべきだと思います。そうした中で、先般、町長から子育て支援班設置ということで大変に私も共感をしたわけですが、そうした中で、まだ一歩も踏み出さないうちに二歩も三歩も後退というような形になるのかなというふうに思われます。

私は、議員協議会で提出されたこの資料を見ても、このぐらいの自己負担額であれば、これは当事者にとっては大変なあれだと思うのですね。だけど、町の予算の中で、何とかこれは再考できないかというふうに考えますが、その点について町長から一言お伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 1番清水議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

清水議員の御趣旨といたしましては、いわゆる少子化の点を、再三いろいろと御意見を賜っていると

ころでございますけれども、今回の制度改革におきましては、その少子化の部分については、従来よりも拡大した中で対応をしているということで、ひとつ制度の中身を御理解を賜りたいというふうに思います。

今回の改正の負担増の面につきましては、いわゆる重度心身障害者の方に負担が大きく出てくるという点は、これは否めないところでございます。そういう中で、さきの米沢議員の方にも御質問にお答え申し上げたとおり、非課税世帯については従来どおりの中身でございまして、今回は一定の所得がある方については、この中で御負担をいただくということをお願いを申し上げているところでございます。

特に、この重度障害の中におきましても、高齢層の方の負担割合というのが、約6割から7割に、その医療給付がかかっている状況にございます。そういう点も実体的にはございますので、そういう点におきましても、所得のある方には、その辺のところは御負担をいただかなければならないのではないかと、道におきましてもこの点も十分検討をされまして、制度の改正に至っているというふうなことで、町村といたしましては、独自にやりますと、道が負担を求める分について町が負担するというような中で、今の町の財政状況からいたしましても、その辺のところを、なかなか独自でやっていくだけの状況にはないということで御理解を賜っておきたいと思います。

議長（中川一男君） 1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） ただいま助役の答弁の中で、所得のある方にはそれなりの応分の負担をということで、果たして線引きはどこですかということにもちょっと疑問を感じますし、どちらにしてもこの条例が通りますと、ある程度の負担は免れないのかなど。この中には、非常に厳しい財政の中で生活しておられる方も数多くいらっしゃると思うのですね。

また、特に子育て支援の関係につきましては、せっかく子育て支援班を設置して、これから子育て支援についてそれなりの行政で支援をしていこうというやさきに、条例の改正で、そうした家庭の負担がふえるというようなことで、どうしても納得できないのですが、その点について再度、再考をさせていただきたいと、この件についてはそう思うのですが、いかがですか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 清水議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

議員の今、御発言ございました子育てに逆行して

いるのではないかという御発言でございますが、今回のこの改正につきましては、いわゆる乳幼児等の方を従来よりも厚くしてございます。子育てという、こういう課題に対して、十分対応をした制度内容になっているということで御理解を賜っておきたいなと思いますので、決して従来の乳幼児等につきましては、悪くなった内容でございませんので、その点御理解を賜っておきたいと思います。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑討論を終了いたします。

3案とも、起立をもって決めますので、よろしくをお願いします。

初めに、議案第10号上富良野町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、議案第10号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、議案第11号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号上富良野町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、議案第12号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号

議長（中川一男君） 日程第14 議案第13号財産取得（町道維持管理車（グレーダー））の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在のグレーダーにつきましては、平成元年10月に購入しております。使用年数も既に15年が経過していることから、今回、老朽化に伴い、防衛施設周辺民生安定施設整備事業の補助を受け更新するものでございます。

グレーダーの概要につきましては3.7メートル級、サイドウイング装置つき。この装置につきましては、道路の路肩沿いなどの雪壁をカットするためのものでございます。特に、このグレーダーにつきましては、夏冬通しての路面整正など稼働範囲が広く、地域住民の産業や生活道路の安全確保に努めるものであります。

次に、議案第13号財産取得のグレーダーにつきましては、北海道内で実績のあります2社を指名いたしまして、6月18日入札の結果、1回目でコマツ北北海道株式会社富良野営業所が2,270万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の2,383万5,000円であります。また参考までに、北海道キャタピラー三菱建機販売株式会社は2,330万円であります。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明といたします。

議案第13号財産取得の件（町道維持管理車（グレーダー））を、次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めらる。記。

1、取得の目的、町道維持管理車（グレーダー3.7メートル級）。

2、取得の方法、指名競争入札による。

3、取得金額2,383万5,000円。

4、取得の相手方、富良野市西扇山1コマツ北北海道株式会社富良野営業所所長安原俊朗。

5、納期、平成16年12月10日まで。

以上で説明を終わります。御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 購入に当たってというよりは、指名に当たって三菱が入っているかというふうに思います。今回、直接関係ないのかもしれませんが、この入札にかかわる問題ですからお伺いしたいのですが、グレーダーと一般の乗用車等、あるいは

トラック等々、また違うのかもしれませんが、町としては今後、三菱等における自動車の財産取得という形、あるいは購入というのは見合わせる、そういう対処、余地というか、そういう方策は持っておられるのか、この点について伺いたいと思います。

今回こういった形の中で、社会的に問題になった業者も、今回入っているということがありますので、この点を明確にしていきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 9番米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、まず今回の指名業者の中に三菱という名前ついてございますが、全く系統別だということで御認識を賜りたいというふうに思っております。

それと今、リコールということで、社会問題になっているわけでございますけれども、町といたしましても、そういう点、今後こういうような対象になりました場合につきましては、指名の段階で十分考慮していかなければならないというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 今使っているグレーダーはどうするのか、ちょっと聞きたいなと思います。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 16番渡部議員の御質問にお答え申し上げます。

現在使っておりますグレーダーにつきましては、これは補助事業の関連で、下取りということで申請をさせていただきますので、下取りということでさせていただきますしたいと思います。

議長（中川一男君） 16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 下取りとなると、この今出ているコマツに下取りということなのですか。となると、それはそれでまた別であれなのか。それとも、差額でどうのこうのということにはならないの。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 下取りの条件でございますけれども、これにつきましては見積価格から下取り価格といたしまして85万円、価格で見えていただいて、その残りにつきまして補助申請対象ということでしております。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） ただいまちょっと補足させていただきます。

設計の段階から、今回2社でございますので、下取り価格をひくくめて購入価格を決定するという方式とさせていただきますので、そういう点で御理解

賜っておきたいと思います。

単独で下取りが、この業者は何ぼだとかというのではなくて、その全体の購入の中で下取り何ぼして、本体何ぼという形の中で金額を入れていただいているということでございますので、今決定したコマツさんにおいては、85万円の下取り価格の内容で入れていただいたということで御理解いただきたいと思っております。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり決しました。

日程第15 発議案第1号

議長（中川一男君） 日程第15 発議案第1号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番徳島稔君。

2番（徳島稔君） 発議案第1号につきましては、朗読をもって説明いたします。

発議案第1号議員派遣の件。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員徳島稔。賛成者、上富良野町議会議員向山富夫、上富良野町議会議員村上和子、上富良野町議会議員岩崎治男。

議員派遣の件。

次のとおり地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により、議員を派遣する。記。

1、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進地調査。

(1)目的、分権時代に対応した議会の活性化に資するため。

(2)派遣場所、札幌市・長沼町。

(3)期間、平成16年7月7日から7月8日、2日間とします。

(4)派遣議員、全議員18名。

2、富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会。

(1)目的、分権時代に対応した議会の活性化に資

するため。

(2)派遣場所、南富良野町。

(3)期間、平成16年9月2日、1日間。

(4)派遣議員、全議員18名。

以上で終わります。お認めくださいますようお願いいたします。

議長(中川一男君) 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

議長(中川一男君) これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑討論を終了をいたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認め、よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 発議案第2号

議長(中川一男君) 日程第16 発議案第2号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 発議案の朗読をもって御意見を求めます。

発議案第2号地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成16年6月21日提出。

上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員岩崎治男。

賛成者、上富良野町議会議員向山富夫、同じく賛成者、上富良野町議会議員村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣。

裏面です。

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書案。

北海道の森林は本道面積の7割を占め、エゾマツやミズナラに代表される天然林やカラマツなどの人工林が豊かに広がり、シマフクロウやヒグマなどの野生生物の生息の場として、北海道特有の豊かな生態系をはぐくむとともに、地域の産業の資源となるなど、重要な役割を果たし、道民のかけがえのない

貴重な財源となっている。

このような中で、北海道では、林業・木材産業の採算性の悪化などの厳しい情勢から、間伐や植林などの事業活動が停滞しており、このままでは森林の持つ多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれることから、全国に先駆けて「北海道森林づくり条例」を制定し、その基本理念である「地域の特性に応じた森林づくり」を進めているところである。

また、本年は、洞爺丸台風による森林被害から50年の節目を迎えており、改めてその復興の歴史と森林の果たすべき役割を見つめ直し、森林整備の推進の契機とする必要がある。

一方、京都議定書では、我が国の温室効果ガス削減目標6%のうち3.9%を森林で確保することとしており、とりわけ全国の森林面積の4分の1を占める北海道の森林に対しては、二酸化炭素の吸収・貯蔵を通じて地球温暖化を防止する機能を発揮する上で、国民から大きな期待が寄せられている。

国際公約となっている京都議定書における二酸化炭素吸収量を確保していくためには、森林整備に必要な財源の確保と道産材の利用促進を図り、森林吸収源対策を着実に進めていくとともに、これらを通じて、林業・木材産業の活性化、山村地域の振興を図ることが極めて重要である。

よって、国においては、吸収源対策としての森林整備を強力に進めるため、温暖化対策税の創設を図り、その税収の活用目的に森林整備や保全を位置づけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成16年6月22日。

北海道空知郡上富良野町議会議長中川一男。

以上。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑討論を終了をいたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 発議案第3号

議長(中川一男君) 日程第17 発議案第3号 上富良野町の合併についての意思を問う住民投票条

例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4 番 梨澤節三君。

4 番（梨澤節三君） ただいま上程されました発議案第 3 号上富良野町の合併についての意思を問う住民投票条例につきまして、提案の要旨を説明申し上げます。

提案理由。

提案理由としましては、国の進める市町村合併という大きな問題ですから、本来なら町行政が説明周知のあと、住民投票またはアンケートをするのが本来と思いますが、その努力は見え、住民の関心も薄く、これを危惧して発議する次第でございます。

議員の皆様は既に御承知のように、富良野圏域に約 200 億円の財政支援がありますが、この財政支援のある合併特例法の期間、平成 17 年 3 月 31 日までに合併するか、平成 17 年 4 月以降の財政支援のない新法のもと、知事の勧告あっせんに対して、どこまで自立でがんばれるかだけです。

平成 19 年には、基金もなくなってしまいます。あとは、赤字再建団体になるのではないのでしょうか。

毎年五、六億円の財政削減に住民を耐えさせ、かつ基金を使い果たし、赤字再建団体になっても痛みを与え続けるのか。また、その痛みに住民は耐えられるのか。ここを町民に、とにかく関心を持ってもらいたく、住民周知をねらいとして本案を提案する次第です。

以上、申し上げました提案要旨に基づき、議案を朗読し説明いたします。

発議案第 3 号上富良野町の合併についての意思を問う住民投票条例。

上記議案を、次のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員梨澤節三。賛成者、上富良野町議会議員吉武敏彦。

上富良野町の合併についての意思を問う住民投票条例。

以下、条文につきましては要約して御説明いたします。

第 1 条につきましては、目的であります。上富良野町の合併問題について、町民の意思を確認し、民意を反映した選択により、住民の福祉向上を図ることを目的としております。

第 2 条につきましては、目標を達成するための住民投票を行うことを定めた条項であります。

第 3 条につきましては、住民投票の執行にかかわることを定めた条項であります。

第 4 条につきましては、住民投票の期日を定めた条項であります。

第 5 条につきましては、投票資格者を定めた条項であります。

第 6 条につきましては、投票資格者名簿に関し定めた条項であります。

第 7 条につきましては、投票の方法に関し定めた条項であります。

第 8 条につきましては、投票所における投票することを定めた条項であります。

第 9 条につきましては、不在者投票に関して定めた条項であります。

第 10 条につきましては、無効投票に関して定めた条項であります。

第 11 条につきましては、合併問題について、町民が意思を明確にするための情報提供を定めた条項であります。

第 12 条につきましては、投票運動に関して定めた条項であります。

第 13 条につきましては、住民投票の成立に関することを定めた条項であります。

第 14 条につきましては、投票及び開票に関して定めた条項であります。

第 15 条につきましては、投票結果の告示等を定めた条項であります。

第 16 条につきましては、投票結果の尊重を定めた条項であります。

第 17 条につきましては、この条例の施行に関し、必要事項を規則に委任することを定めた条項であります。

附則につきましては、この条例は交付の日から施行し、15 条の行為の終了をもって、その効力を失うことをうたっております。

以上で説明いたします。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

13 番 村上和子君。

13 番（村上和子君） 質問いたします。

まだ、どこかの市町村と合併するとかの具体的な話を進めているわけでもなくて、またそういった資料、情報提供もしていない中で、住民に合併していいか、しない方がいいかと。しかも、17 年 3 月 31 日までにというのはどんなものでしょうか。私は、住民に問うところまでは、まだ至っていないと思うのですけれども、住民も判断に困るのでないでしょうか。時期早尚と考えますが、いかがでございましょうか。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） けさの新聞ですが、支庁制度も廃止ということが出ております。この内容を見てみますと、道州制特区構想など、分権論議が急速に高まり、市町村への権限移譲が避けられなくなったためだと。要するに、道州制もあわせて進んでいっております。

ですから、我が町だけ、隣町だけが合併をしないとか、するとかということではなく、合併構想枠として示されております。道でもって示したものがございまして。また、ここは広域行政ということでもって、5市町村でやっているところでありまして、相手がいないということには、私はならないのではないかと思います。

はっきりしております。5市町村であって、この町が美瑛ということには、ちょっとならないと思います。警察、消防関係ですね。こういうようなものから、何か仕組みが変わりますから。ところが、こちらですとそういうことにはならないと、私は思います。

議長（中川一男君） 他にございますか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） ちょっと2点ほどお伺いしたい点がございまして、一つは第5条の投票資格の部分で、なぜこれは上富良野町の選挙人名簿に限って、有資格者とされたその根拠的な部分をまずお一つ伺いたいことと、もう一つ、第13条の住民投票の成立の部分になりますが、これも投票資格者の2分の1以上の者の投票が成立しないと開票しないと記してありますが、なぜ開票すら行わないのか、その根拠の2点を質問をいたします。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 投票資格につきましては、これ当然、町に住所を有する者ということでもって、中富良野とかそういうようなことにはならないのではないかと。まっすぐ考えた場合、そのように受けとめてこのようにいたしました。

それから、次の13ですね、住民投票の成立、これは2分の1というのは、これはどこかで切らなければなりませんから、そういうところから、ほかの住民投票も参考にいたしまして、この2分の1ということで実施を、ここに記載したわけです。

それから、この2分の1に満たない場合は開票を行わないということにつきましては、これはこのとおり受けとめていただきたいと思います。それ以外の何物でもありません。ということではいかがでしょうか。

議長（中川一男君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 再質問になるのですけれ

ども、投票資格のところでも一つ聞きたかったのは、例えば今、南の方で議論されております南富占冠の部分におきましては、子供たちも十分、今後の町を考えていくのに大事な人材になるので、そういったところでは子供たちも入れてはいいかなどという、きちんとまとまった提言がありますが、ちょっとこの第5条の中においては、町民、上富良野町に住所を置くというのは理解できるのですけれども、選挙人名簿だけに限ってしまうということも、ちょっと理解できないところと、それと済みません、たびたび申しわけないのですけれども、13条の、なぜその開票を行わない必要があるのかも、ちょっと明確に教えていただければと思います。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 投票資格で、子供たちのことが今ちょっと出ましたけれども、これはちょっとあれなのです。大変な作業になると思うのです、説明をするとか。子供たちも入れたいのはもちろんです。将来は子供たちのためなのですから、入れたいところはありますが、今もう既に時間が、今6月です。来年3月までというあれで行きますと、ちょっとせっぱ詰まっておりますし、それから選挙人名簿というものでいくと、大体整理されておりますから、そういうようなところでもって、町民の理解を得ることができるということでもって、このようにいたしました。

それから、13条の開票をしないということは、それだけでございます。何のことはありません。余分な仕事をする必要がないわけなのです。2分の1と決まっていますから、それを開けてどうだったという、そういう結果から経緯を求めるといようなことは必要ないと、私は思います。

議長（中川一男君） 他にございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 提出者に何点かお伺いいたしますが、今の住民投票にかかわって、選挙人名簿に限るといふことの答弁であります。将来的には子供等もこの中に入れても差し支えないというふうなことをおっしゃいました。

ただ、時間的な制約があって、説明も大変だから今の状況の中で進めたいということでもあります。私は、将来のことを考えるのであれば、やはり子供に対しても、どこの範囲まで広げるのかということも、当然選択の中に入れなければならないというふうに思います。そういう意味では、説明に大変だということは理由にならないと思います。子供であっても、十分に社会の動きや大人の言うこと等については、十分判断する能力を持ち合わせている、ということだというふうには私は考えております。

そういうことを、やはり提案者の説明でよれば、信じないということにもなると思いますが、この点もう一度、なぜその選択肢の中に、子供の範囲の規定はいろいろありますが、入れなかったのかお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、なぜ来年の3月31日という期限限定にしたのかということでありまして。なぜ私はこういうこと言うかと申すと、事は重大な問題であります。町の将来を左右する問題であります。そういう意味では、改めて提出に当たって考えなければならないのは、議会にまだ十分論議する余地があるにもかかわらず、こういう求めをもっと提案者としても積極的に言うべきではなかったかという点が疑問として残ります。

もう一つは、その2分の1にしたという問題がありますが、これは3分の2の有権者の同意が、納得がなければできないという自治体も、施行に当たっては、条例制定に当たっては出てきております。私は2分の1で、果たしてそれが十分納得できるような投票結果になるのかという点でも疑問があり、その2分の1という設定した点についても疑問が残るという形になっております。

もう一つは、かねてから梨澤議員は住民に公開をということと言われておりました。そういう意味では、町も情報公開という点では示す必要も当然ありますが、議会も同列視ではないかというふうに思います。そういう意味では、もう少し住民にこういう問題に対する情報の機会を議会も積極的に打って出る、そういう努力を惜しまない、こういうことも大切ではないかというふうに思います。

そういう意味では、今回の趣旨説明においては、これらの問題が、聞いていましてなかなか十分納得できる方向ではありません。私自身も、住民に投票を呼びかけるという点では、大いにこの部分には賛成であります。が、しかし、その前提として、なる部分の当然視されなければならない部分が、まだまだ住民に対しても公開されていない部分もたくさんありますし、その議会の責任という点も考えた場合に、まだ十分知らせながら将来的に議会の内部でも論議する、同時に、町民にも問いかけるという形の余地が、まだまだ残されているのではないかと。そういう意味では、今回の点について、もう一度、今述べた点について提案者の十分な説明を求めておきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 1点目の選挙人名簿の子供の件なのですが、これは考えたということは考えておりますが、入れるということではありません。あれは奈井江ですか、奈井江で子供を入れてやったの

ですが、非常に評判がよくありません。そういうものも参考にしまして、そういうところでもって私は決めたと、こういうことでございます。

それから次の2点目、なぜ来年の3月31日なの。これは国の合併特例法という、要するに財政支援がくついたこの期間が、来年の3月31日ということで国が示してきているのです。それから先は、新法のもとに、知事のあっせん勧告によって合併を進めると。これを、どこまで私は我慢できるのかなと。既にこうやって、けさの報道にもありますように、支庁はなくすというようなことでもって、権限移譲ということを考えていかなければならないところもあるわけです。

それで、そのところが非常に大事なところですので、やはりこれは、来年の3月31日というのは一つ大きな山であるということで、私はここを重視しているわけです。

それから、2分の1が3分の2ということですが、それはそのとおりだと思います。しかし、私は、この2分の1ということで発議いたしたわけでございます。

それから、4番目に住民に公開ということで、議会もおっしゃいましたが、確かにそのとおりでございます。3月ごろだったですかね、3月ごろから委員会が、それぞれ合併というよりもまちづくりということについての話し合いでもって、本当の合併の話に入っていったいなという感じ、米沢議員もそれはわかりだと思います、私の言わんとするところは。それから、中富と話をしたのについてもどうなんだろうかなという疑問を常に持っておりまして、私はもともと根っこに、町長1名提案、議員18名で議決ということに非常に疑問を持っております。19名でこれを、最後はそうなりますよ、最後は。しかし、最初からそれでいくということに、非常に疑問を持っておりますので、今回この条例を提案したわけでございます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、まず住民を信頼することから、議会の方としては当然入らなければならない。

今の答弁聞きますと、私は子供においても、大人においても、それぞれの意見を十分やはり持って、その判断、認識する能力はそれぞれきちんと、子供においてもきちんと説明すればわかり得る条件もあるというふうに思います。

そういう意味で、私は梨澤議員の答弁の中で、そういうことを選択肢が最初からなかったというふうに受けとめられました。当初の答弁では、そういうことも必要だと考えているが、説明が大変だという

ことをおっしゃられました。私は、この言葉に尽きるのだろうというふうに思います。

もう一つは、合併するということは、町の将来、子供の将来、私たちの将来、すべての住民の生活の問題であります。ですから、そういう意味では、議会で今いろいろな研究会も、勉強会もして、これからというような動きもあります。確かにその中には不十分さもあるのかもしれませんが、しかし、そういう前進面をきっちり見て、将来のまちづくりの展望に生かすということも議会議員の役割だと私は考えています。そういう意味では、お互いがこの問題について共通認識を得ながら、理解できない部分もあるのかもしれませんが、ともに考えるという立場での、そういうことを前へずんずん押し出すことによって、いろいろ住民も、議会も、それぞれ何をお互いにしようとしているのかということも、合併についての情報公開もできるのだと思うのです。

今のこの条例提案で、いきなり行うということになれば、その可否の判断もつかない、わからないという形になるのではないかという、私疑問が当然頭の中によぎります。また、仮にこれが成立して投票に移った場合、賛成した方、反対した方という形になった場合に、余りにも情報が少ないという状況の中で、後で失敗したということも起こり得るのではないかというふうに思います。それだけに、まちづくりの将来というのは慎重でなければならぬし、なおかつ、きちんとした情報の説明と公開というのは当然つきまとうものだと思いますが、この点でまだ私、不十分さが当然あると思いますが、この点お伺いいたします。

それと、次にお伺いしたいのは、どうも提案者の説明では、合併特例債が最終的に3月31日で切れてしまうということを目当てにした、その後になりますと、合併特例債にかかわる税の、交付税等の措置がなくなってしまうのではないかというような懸念があって、その3月31日が一番いいのではないかというような判断だというふうに思います。しかし、今回の制度の改正の中身を見ても、合併特例債等における地方交付税の措置においても、新法でも、旧法でも、ほとんど変わらないというのが、あの文章の中身を読みましてもわかります。

このお金を目当て以前に、住民とのかかわりを大切にすることと、仮に合併特例債を目当てにしてやったとしても、新法を見ても、旧法を見ても、ほぼ変わらないわけですから、何も3月31日を限定しなくても、十分将来のことを考える余地がまだまだあります。そういう意味で、この点についても疑問の余地が残りますが、これらの点について提案者はどのようにお考えでしょうか。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 住民を信頼しているのは、私が一番信頼しているのではないのでしょうか。ですから、私は住民に提案をしているのです。そういうことで御理解ください。

それから情報提供につきましては、これ11条に、町長は住民投票の適正な執行云々ということで、町民が意思を明確にするのに必要な情報の提供に努めなければならないということで、この条例が通ることによって、これは町理事者はこれをやらなければならないなりません。ですから、情報の説明はきちんといきます。

それから、次が生活ですね。大変な問題だということで、議会も云々ということをおっしゃって、実は私待っていたのです。美瑛は特別委員会、既に立ち上がっているのですよ。あの3委員会が終わってから、美瑛との自立の話が出た後すぐ集まって特別委員会を立てて、もっと話し合いますかというのが出るかと思っておりましたけれども、御承知のように何もなかったわけですよ。何もなかったのですよ。

これ、もう期間がありませんから、今これ出して実際に投票すると、いきなりということになります。3カ月なり4カ月なり、住民周知をしっかりとやってからですから、もう10月以降、投票になるというような形になろうかと思います。特別委員会が起きていれば、私は提出することはありませんでした。

それから、特例債を目当てにということをおっしゃってありますが、私の住民会500戸あって老人会立ち上がったのですけれども、集まる場所がないのですよ。児童館はあるのですが、老人が集まる場所がない、同好会が集まる場所がないのです。あっちこっちあるじゃないと言われるのですけれども、では備品類はどうすればいいのですかという、あちこちそれを持って歩くのですかということで、非常にもう声が上がっているのですよ。それで、これで町が住民会館、コミュニティーセンターを建てるという、今、力はありません、御承知のように。町は今ままでいったら、ありません。それこそ五、六億円ずつ削減、削減で行くのですから。そういうのは、あちこち使ってくださいと言わざるを得ないのはわかります。

ところが、この特例債というのは、結構やっぱり町長、あめ玉と言いますけれども、この地域にとっては干天の慈雨になるのではないかと。それも建ちますし、それから住民会館を建てることもできますし、今回の質問のありました上富良野小学校あたりの建てかえということにも波及していきます。そう

というようなところも、要するに住民痛みに耐えていきますよ、いいですか。だけれども、合併の場合にはこういうのはあります。しかし、議会とか町長いなくなりますよという、そういうようなところをどんどん出して住民周知をやると。それから説明に入るのではないかと思いますけれども、そういうようなところが、何ら出ない。私が何ぼ言ったってだめなのです。何ぼ私が言ったって、議員が言ってもだめなのです、これは。

これは町が、これ去年の1月に出した市町村合併に関する調査研究事項で、正しいこれが出ております。財政のことから何から、全部出ております。これを、本当は町民に配布すればよるしいのですが、これ解散してしまって、もうそれきりになっております。その辺のところも住民周知につながっていいいないと。

それから、3月31日でなくてもよいのではと、そういう方がおっても当たり前です。3月31日でなくてもよいと、合併しなくてもよい、3月31日過ぎてから合併してもいい、いろいろあると思います。ただ、私は町民の痛みを少しでも柔らげる、先に送ってやる、10年プラス5年です。合併協議会というのは、住民、端々の住民ですね、小さいところの住民を守るために、合併協議会があります。3月31日過ぎたら、恐らくこんなこともなしに、はい合併ですよという形になりかねないのです。ですから、合併協議会というのは非常に大事なのです。ここでびしっと煮詰めていって、それでこれは議員特例をそのまま使えば70名の議員になるのですが、富良野が何ぼ多くても20名ですから、50対20で法律をつくって、どんどん行って、15年は守ってやれると思います。しかし、選挙4回やったら、やはりこれは町長も前から言っていますけれども、やはり富良野市が中心になっていきます、どんなこととしても、これは、もう避けられませんか。

そういうようなことでもって、少しでも痛みを前に送ってあげよう、そして希望するものをできるだけかなえてあげたいということでもって、来年3月31日がよいということでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 他になければ、これをもつて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

なお、この討論は、まず原案反対者、次に原案賛成者の順に行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 私は上富良野町の合併についての意思を問う住民投票条例に対しまして、反

対の立場から討論をいたします。

全国的に見ましても、合併についての真意を問う住民投票条例については、合併相手があり、その相手と十分に協議を図り、最終決定前に住民への意思を問うものと判断するものと考えます。この条例においては、どのような理由をもって町民に合併をするのか、しないかの意思を問うことになるのか、意図が理解できない、説明できない状況と思われるます。

合併の論議をするにしても、どこの自治体、町村との合併なのか、合併をすることによってどう変わるのかなど、十分な議論が尽くされていない。17年3月末における合併特例法に基づく合併の議論だけでは、町民への理解が得られないと判断します。議会としても、十分な論議をしない状況と考えております。

これからのまちづくりを考え、住民投票を行う前提として、住民と将来の上富良野町の方向について十分な議論を尽くすことが必要であり、なお町民が合併に対して、どこまで情報を享受しているかが大切なことでもあります。そのためには、まだまだ判断材料が与えられていない状況かと思われます。

このような中、合併についての意思を問う住民投票を行うことは、町民に混乱を招く可能性も否定できないものであります。このことから、合併についての意思を問う住民投票条例の制定については時期早尚と考え、私は今の段階では反対の立場として討論といたします。

以上です。

議長（中川一男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 私は、本案に賛成する立場で、討論というか説明をさせていただきたいと思えます。

来年の17年の3月には、第1段階としての町の判断をしなければならない時期がまいります。これで、町民はどういうふうに感じているのだろうか。その方向性がわからない、やはり住民の意思がわからなければ判断もなかなか難しい。町は、新しいまちづくりとして、住民との協働のまちづくりというのを大きな柱としております。これは、根底となるものは、住民がどのように考え、どちらの方向を向いているか、それを見きわめてやらなければ協力も得られません、まちづくりは。

合併問題にしても、しかりであります。したがって、これは住民投票をやって、賛成か反対かは、これは結果はわかりません。どっちが出ようが、またそれぞれ執行者、また議員の意に反する結果が出る

かもしれませんが。しかし、それが出たからといって、何も住民投票に迎合することはありません。それぞれ執行者、あるいは議員個人の信念と覚悟をもって、将来に向かってやっていくのが議員の立場ではないかと。

そういうことをもって、私は判断材料として、住民投票は必要ではないかということで、賛成をもって私の討論を終わります。

議長（中川一男君） 次に、原案に対する反対の発言を許します。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、原案について反対の立場から討論いたします。

提案者の説明理由であります、来年の3月31日をもって合併の住民投票条例を制定したいというような声であります。しかし、この間、議会でも勉強会等が始まり、また自治体においても財政を公表しながら、住民に対話を求めるという部分の前進面が出てきております。そういう意味では、これから住民に新たな機会の中で、事あるごとに町の財政や今後住民に町の進むべき方向をどうあるべきかという問いかけが、今始まったものだと私は考えております。

そういう意味では、明らかに今回の条例提案というのは、議会の内部でも十分まだ論議がし尽くされていない段階、そういう状況、また、議会としても、当然、住民に対する情報公開という責務があるにもかかわらず、これからまだまだしなければならないという状況が、まだ残されているという問題。そういう意味では、住民に対する情報提供という点でも、まだ不十分であります。提案者が、かねてから主張しているように、住民に情報を公開した上で、その上でなおかつその判断を問う、こういう状況であるべきではないかと、私は考えております。

また、今回の投票条例の中にも、住民投票の資格にかかわっての問題でいえば、あくまでも選挙人名簿に載ったということが前提になっております。しかし、多くの住民や子供に至っても、そこに住む以上、将来の問題について、こちらの側から問題を投げかけ、問いかける、そういう判断材料をきっちり行えば、中学生においても十分その進むべき方向はどうかという判断や材料提供をすることによって、できるものと考えております。そういう意味では、この点の不十分さもあるのではないかと、うふうに考えております。

さらに、住民投票の成立における2分の1以上の投票者の成立の問題であります。町の将来のことですから、これでいいのかという疑問が私自身の中にあります。こういう問題についても、もう一度見直

す必要があります。

そういう意味で、私は今回の住民投票条例というのは、提案に当たって十分住民や議会の納得が得られないという問題点が数多く残されています。私は、住民に合併の賛否を問うという点では、否定するものではありません。ただ、その前提となる部分がきっちりやらなければならない、不十分さがあってもそういうことだと考えています。

次に、財政面で見れば、提案者の説明では、3月31日がこの特例債の期限だということも言われております。あたかも、その後になると、その合併特例債がなくなるようなことが言われておりましたが、しかし、私の勉強する範囲の中でも、旧法においても、新法においても、ほぼ財政措置においては変わらないという部分があり、逆に過疎指定を使った場合、辺地債やあるいは過疎債を使った場合に、有利にこのまちづくりの財源が確保できるという点も改めて発見しました。そういう意味では、私は今回の条例制定に当たっては、いま一度、十分内部での審議、あるいは内容を見直し、改めて今回の住民投票条例については、当面、反対の意思表示をするものであります。

議長（中川一男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立少数であります。

よって、原案は否決されました。

日程第18 閉会中の継続調査申出の件

議長（中川一男君） 日程第18 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下委員会において調査中の別紙配付申出書の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

閉 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上をもって、本定例会に
付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
これにて、平成16年第2回上富良野町議会定例

会を閉会いたします。

午後 0時00分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年6月22日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 金 子 益 三

署名議員 村 上 和 子